



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

水と緑と人が輝く 共創都市たてばやし

たてばやし市民計画 2020 / 館林市第五次総合計画





THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

たてばやし市民計画 2020

水と緑と人が輝く共創都市たてばやし



館林市立第十小学校 4年 藤井 秀真

館 林 市



Go to
2020

「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」をめざして

今、我が国は、経済や情報のグローバル化、地球規模まで広がりをもせる環境問題や人口減少社会の到来がいよいよ現実のものとなり、今まで経験したことのない社会環境の変動が生じ、大きな転換期を迎えています。また、低成長社会を迎え、社会の成熟化にともなう市民の価値観、ライフスタイルの多様化や心の豊かさ、生きがいなどへの志向の強まりとともに、暮らしに密着した多岐にわたる市民ニーズが発生しています。

このような状況のなか、本市では、全公民館において「まちづくり懇談会」の開催や「市民意識調査」の実施、また「総合計画審議会」を開催するなど、多くの市民のご意見をお伺いしながら、2011年度をスタートとする10年先（2020年度）のまちの姿とその基本的な方向を示した、「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」を策定いたしました。

この計画は、市民計画の名が示すように、行政とともに、市民一人ひとりや、ボランティア、NPOなどの各種団体が共有して社会全体でめざす将来のまちの姿を「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」と決めました。

本市では、昭和55年の新総合計画以来、平成2年の第三次総合計画、平成12年の第四次総合計画において「水と緑と文化」を掲げてまちづくりを進めてきました。これは、私たちが先人から受け継いだ自然・歴史・文化を大切にしながらそれらを生かし、後世に伝え残していかなければならない万古不易なものであり、この計画においても、その自然豊かな郷土のなかで「人が光り輝き」いきいきと暮らすイメージが織り込まれています。

そして、さまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、いっしょにまちを創る「共創」という考えを、計画すべての分野の底流としています。

利根川、渡良瀬川の雄大な流れのように、美しく豊かで快適な地域であり続けるとともに、市民一人ひとりが、真の豊かさを追求し、未来を切り拓く開拓者として、魅力あるまちづくりに取り組み、多くの人々が憧れ、誰もが住みたくなり、訪れたくなる、「館林」を市民の皆様と共に創って参ります。

最後に、この計画の策定に関係されたすべての方々に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

館林市長

安楽岡一雄



館林市章



周囲の輪廓は弧状三日月が三つと、同じく三日月形の上部の尖端についているものは漢字「立」を模様化したもので、上部の尖端は点を示しています。

中部には「木」の字が二つ直角に交差して円の中心をなしており、これは「林」を模様化したものでこの両者で「立林」を表現しています。

故柳瀬六郎氏の考案によるものを大正4年館林町徽章として制定したものです。

(昭和31年6月2日 館林市)

館林市の木、花及び鳥

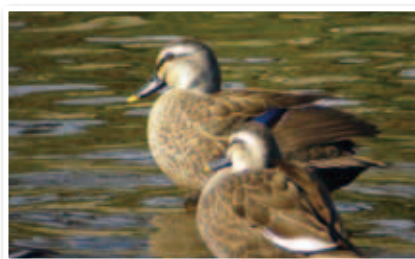
木
花
鳥



市の木 クロマツ



市の花 ヤマツツジ



市の鳥 カルガモ

(昭和49年4月1日 館林市)

館林市民憲章

I 前文

わたしたち館林市民は、郷土の歴史と伝統のうえに、お互いの信頼と協力によって、新時代にふさわしい躍進的な大都市の実現を期待し、これに向かって、すべての市民がすすんで実践する道しるべとして、ここにこの憲章を定めます。

II 憲章

- 1 わたしたちは、いつも健康で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも元気で働き、力をあわせて豊かなまちをつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつもきまりを守り、うるわしい社会をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、いつも人をうやまい、子どもやとしよりのためにつくしましょう。
- 1 わたしたちは、いつも郷土を愛し、文化を高めましょう。

(昭和 45 年 4 月 1 日 館林市)

館林市歌



平野ゆたかに川波清く
峰より峰へ雲晴れたり
岡のつつじ色映えて
松風城の歴史を語る
さかゆる春秋伸びる郷土に
意気もちからも新たなれ

麦穂稲穂に機おと高く
かすむやつくば富士はるかに
遠く近く道ひろく
かがやくひかり希望に満てり
人の和地の利に築く文化よ
自治を誇りて進むべし

見ずやわれらの館林
今ぞひとしく
みなこぞれ

(昭和 31 年 2 月 29 日 館林市)



交通安全都市宣言

最近における産業経済、文化の発展により逐年交通量は極度に増加の一途を辿り、それに伴い道路交通事故が頻発していることは、誠に憂慮に堪えないものがある。これらの交通事故の発生によって尊い人命財産が一瞬にして傷つけられたり失なわれたりしているのは憂愁のきわみであり、大きな社会問題となっていることは否定し難い事実である。

館林市においても昨年1か年間で、実に165件の交通事故が発生し死者12名、重軽傷者143名の犠牲者が出ており、これら交通事故の原因を深く究明するに、その原因が不可抗力によるものでなく、大半は人為的なものによるものであり、これらは遵法精神の高揚、個人並びに財産尊重観念の徹底、交通環境の整備等により阻止でき得るものと信ずる。

このような事態に際し、悲惨な交通事故の絶滅を期して関係諸機関、諸団体はもとより市民一人一人がみずから交通道徳を身につけ、新しい交通秩序を確立し、更によりよい交通環境を作り一日も早く市民が安全で幸福な生活を営むことができるよう、この運動を強力に推進せんとするものである。

ここに館林市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

(昭和37年2月8日 館林市)



水緑都市宣言

本市は、恵まれた自然と古くからの城下町としての歴史と伝統を生かした個性と魅力あるまちづくりを推進し、市民生活に密着した発展を遂げてきたが、今後とも東毛地域の中核都市として一層の躍進が期待されている。

このなかにあつて、水と緑を基調とした自然環境は、今や近代的な都市の形成に欠くことのできないものであり、都市社会における市民生活に憩いと安らぎをもたらすものとして、自然環境の保全と育成はとりわけ緊要な課題である。

本市は、昭和55年7月「水と緑につつまれたゆとりとうるおいのあるまち館林」を将来像とした新総合計画を策定し、その実現に努めているところであるが、加えて昭和56年、国土庁より水緑都市モデル地区整備の対象都市としての指定を受けるに至った。

これを契機として更に市民意識の涵養をはかり、市民と行政が一体となって、豊かな緑と清澄な水に象徴される自然と融和した健康で快適な活力ある総合的な人間環境都市を建設しようとするものである。

よって、ここに館林市を「水緑都市」とすることを宣言する。

(昭和56年9月26日 館林市)



スポーツ健康都市宣言

わたしたちは、スポーツを愛し、スポーツを通して健康でたくましい体と心をつくり、連帯の輪をひろめ、明るく豊かな館林市を築くため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 1 スポーツを生活にとり入れ、健康で明るい家庭をつくりましょう。
- 1 スポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげましょう。
- 1 生涯を通してスポーツに親しみ、たくましい体と心をつくりましょう。
- 1 スポーツを通して、世界の人々と手をつなぎましょう。

(昭和59年4月1日 館林市)



非核平和都市宣言

広がる 大空は
青く 澄みわたり
みどりの 木立には
小鳥たちが さえずり
清らかな 水面には
銀鱗が おどる

私たちを
暖かく つつむ
このゆたかな 自然
そこに こだまする
子どもたちの うた声

かけがえの ない
この平和の 時を
誰も うばいとることは できない
誰も 破壊することは できない

私たちは 知っている
核兵器が もたらすものは
破壊と悲惨でしか ないことを

私たちは 訴える
世界中の 国々へ
今こそ すべての核兵器を すてよと

私たちは 誓う
平和を 愛する 人々と
手を たずさえて
このしあわせを 守ることを
すばらしい地球を 廃虚としないことを

核兵器廃絶
この市民の 願いをこめて
平和都市 館林市の宣言とする。

(昭和 63 年 12 月 5 日 館林市)



人権尊重都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人として等しく尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利を持っています。

私たちは、すべての人びとの人権を保障し、思いやりとやさしさに満ちた地域社会の実現を目指します。

ここに私たち市民は、基本的人権の大切さを認識し、人と人とのふれあいを深め、人間性豊かな館林市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

(平成 8 年 10 月 1 日 館林市)



男女共同参画都市宣言

た がいのことばに 心ひらき
て をたずさえて
は げましあう男(ひと)と女(ひと)
それは
や すらぎと活力の光りに満ちる
し あわせな都市(せかい)の誕生

私たちは、水と緑に包まれた歴史ある郷土館林に、更なる
やすらぎと活力が満ちあふれることを願います。

一人ひとりが認められる中で「私らしく」生きることを願います。

私たちは、その「新たな郷土館林」、そして「新たな私」の創造に向かって、

ともに確かな一歩を踏み出すことを誓い、

ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

(平成 16 年 4 月 1 日 館林市)



たてばやし市民計画 2020 館林市第五次総合計画

2011⇒2020



目次



第1部 総論

第1章 総合計画のあらまし

1 まちづくりの経過	14
2 計画策定の趣旨	14
3 計画の名称	15
4 計画の性格と役割	15
5 計画の構成と期間	15

第2部 基本構想

第1章 館林市の社会経済環境

1 人口の動き	20
2 経済の状況	21
3 土地利用	22
4 生活圏の広域化	22

第2章 将来のまちの姿

第3章 基本目的

基本目的Ⅰ より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち	30
基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち	32
基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち	34
基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち	36
基本目的Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち	38
基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち	40
基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち	42
基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち	44

第4章 基本方針



水と緑と人が輝く 共創都市たてばやし



第3部 前期基本計画

第1章 政策・施策の体系 56

第2章 施策目的

1 環境・安全 ーより良好な環境の形成・保全と安全安心なまちー

施策目的 01 良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる… 62

施策目的 02 ごみを減らし、資源を生かすまちになる 64

施策目的 03 安全でおいしい水が安定的に供給されているまちになる… 66

施策目的 04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる 68

2 福祉 ー思いやりと助けあいのある暮らしやすいまちー

施策目的 05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる 72

施策目的 06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる 74

施策目的 07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる… 76

施策目的 08 互いに助けあい、安心して生活できるまちになる 78

3 健康 ー心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちー

施策目的 09 地域全体で健康づくりに取り組むまちになる 82

施策目的 10 適切な医療を受けることができるまちになる 84

4 子育て ー子どもたちが健やかに成長できるまちー

施策目的 11 子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる… 88

施策目的 12 心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる… 90

5 学び ー学ぶよろこびや豊かな心を育むまちー

施策目的 13 生涯にわたって学び続けることができるまちになる 94

施策目的 14 芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる… 96

施策目的 15 楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる… 98



目次 2

6 都市 ー便利で快適な住みやすいまちー

- 施策目的 16 地域性に応じた土地利用ができていくまちになる … 102
- 施策目的 17 まちなかににぎわいがあるまちになる … 104
- 施策目的 18 人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる … 106
- 施策目的 19 緑の多い魅力のあるまちになる … 110

7 産業 ー出会いと交流のある元気で活力のあるまちー

- 施策目的 20 新しい産業が起きるまちになる … 114
- 施策目的 21 事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる … 116
- 施策目的 22 安定した労働環境が整っているまちになる … 118
- 施策目的 23 農産物を安定して提供できるまちになる … 120
- 施策目的 24 多くの人が訪れたい個性と魅力のあるまちになる … 122

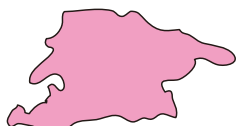
8 計画推進 ーまちづくりのしくみが整い発展できるまちー

- 施策目的 25 まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる … 126
- 施策目的 26 人権尊重の意識が生活のなかに定着した住みよいまちになる … 128
- 施策目的 27 高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる … 130
- 施策目的 28 開かれた行政となり、透明性の高いまちになる … 132

資 料

- 館林市第五次総合計画策定方針 … 136
- 館林市総合計画策定に関する規程 … 138
- 館林市総合計画審議会条例 … 141
- 館林市第五次総合計画策定体制 … 143
- 館林市総合計画審議会答申 … 144
- 策定経過 … 149
- 市民アンケート結果 … 151
- 個別分野計画の策定状況 … 158

表紙 「未来のたてばやし」絵画コンクール最優秀賞 館林市立第九小学校 3年 長島 史苑



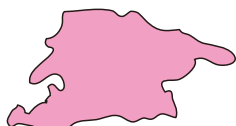
THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第1部

総論



館林市立第六小学校 3年 小川 穂高



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第1章

総合計画のあらまし



館林市立第六小学校 2年 本郷 綾

第1章 総合計画のあらまし

1 まちづくりの経過

最初の総合計画は、昭和46年(1971年)3月策定の「館林市総合開発基本構想」で、市民として誇り得る魅力ある理想郷館林の建設をめざして、鞍掛工業団地、公共下水道、文化会館など、急速な経済発展に対応した都市の基盤整備を最優先課題として取り組みました。首都圏における本市のありかたについて、東北自動車道の供用開始によって強く認識させられるようになった時代でもありました。

続く昭和55年(1980年)7月に策定された「館林市新総合計画」は、はじめて「水と緑につつまれたゆとりとうるおいのあるまち」を都市像に掲げて、日本経済の堅調な発展に支えられながら、新庁舎、城沼総合体育館、三の丸芸術ホール、田山花袋記念館などの整備を進めました。高度成長の陰で忘れられてきたやすらぎや自然とのふれあいにも目を向けるようになった時期でした。

平成2年(1990年)12月策定の「第三次総合計画」は、「水と緑豊かな躍動と安らぎのある文化の香るまち」を都市像に掲げて、前計画の基本理念を引き継ぎながら、北部工業団地、大島町及び赤土町の住宅団地、駅前通り線などの都市基盤整備や子ども科学館、総合福祉センターなどの施設整備を積極的に進める一方で、長寿社会への移行や国際化の進展など新規課題の対応にも着手しました。

平成12年(2000年)3月に策定された「第四次総合計画」は、「やすらぎと活力に満ちた公園文化都市」を都市像に掲げて、館林東西駅前広場連絡通路・橋上駅舎、歴史の小径、大街道・栄町跨道橋、朝陽の小径、夕陽の小径、谷田川北部産業団地などを整備する一方、21世紀を迎え、少子高齢化時代の到来、環境問題など、従来のような拡大と発展を基調とする発想の転換が迫られた時期でもありました。こうしたなか、「日本一暑いまち」として環境施策や福祉医療の充実など、一人ひとりが住み続けたいと思える質の高い市民生活の実現と、持続可能な循環型社会という困難な課題への取り組みも行ってきました。

2 計画策定の趣旨

本市では、それぞれの時代にふさわしい将来展望を掲げた総合計画を策定し、総合的・計画的なまちづくりを進めてきました。

しかし、21世紀を迎え社会経済情勢は、人口減少社会の到来、少子高齢化のさらなる進行、長引く経済状況の低迷、経済のグローバル化や高度情報化の進展、安全・安心や環境保全意識の高まりなど急激に変化してきており、市民生活にさまざまな影響を及ぼしています。

また、地方分権が進むなか、これからの地方自治体は、時代の変化や市民のさまざまなニーズに対応しながら、自立した行財政運営が求められており、最少の経費で最大の効果を発揮する経営の視点が不可欠となっています。

そのため、これらの課題に的確に対応し、より豊かな市民生活の実現に向けたまちづくりを進めていくための総合的な指針であるとともに、自立したまちを創造するため、目的志向型の戦略計画として館林市第五次総合計画を策定するものです。

3 計画の名称

安心して住み続けられるまちづくりは私たちの共通の願いです。この基本的な願いを市民とともに実現するため、

この計画の名称を『たてばやし市民計画 2020』とします。

4 計画の性格と役割

本計画は、まちの発展の基本方向とその誘導のための施策を明らかにするもので、本市が定める計画の最上位に位置します。策定にあたっては、市民意識調査はもとより、全公民館で開催した「まちづくり懇談会」や審議会委員の公募など、できるだけ多くの市民が参加できるよう努めました。

また、総合計画は行政運営の最上位計画であると同時に、地域社会をつくっていくための基本的な計画であり、まちづくりを行っていくための指針となるものです。

5 計画の構成と期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。なお、実施計画は、別に定めます。

■ 基本構想

基本構想は、本市の進むべき方向と将来のまちの姿を明確にしたうえで、その実現に向けた基本的方向（8つの基本目的）とまちづくりの方針を定めたものです。

目標年次は、平成 23 年度(2011 年度)を初年度とし、10 年後の平成 32 年度(2020 年度)とします。

■ 基本計画

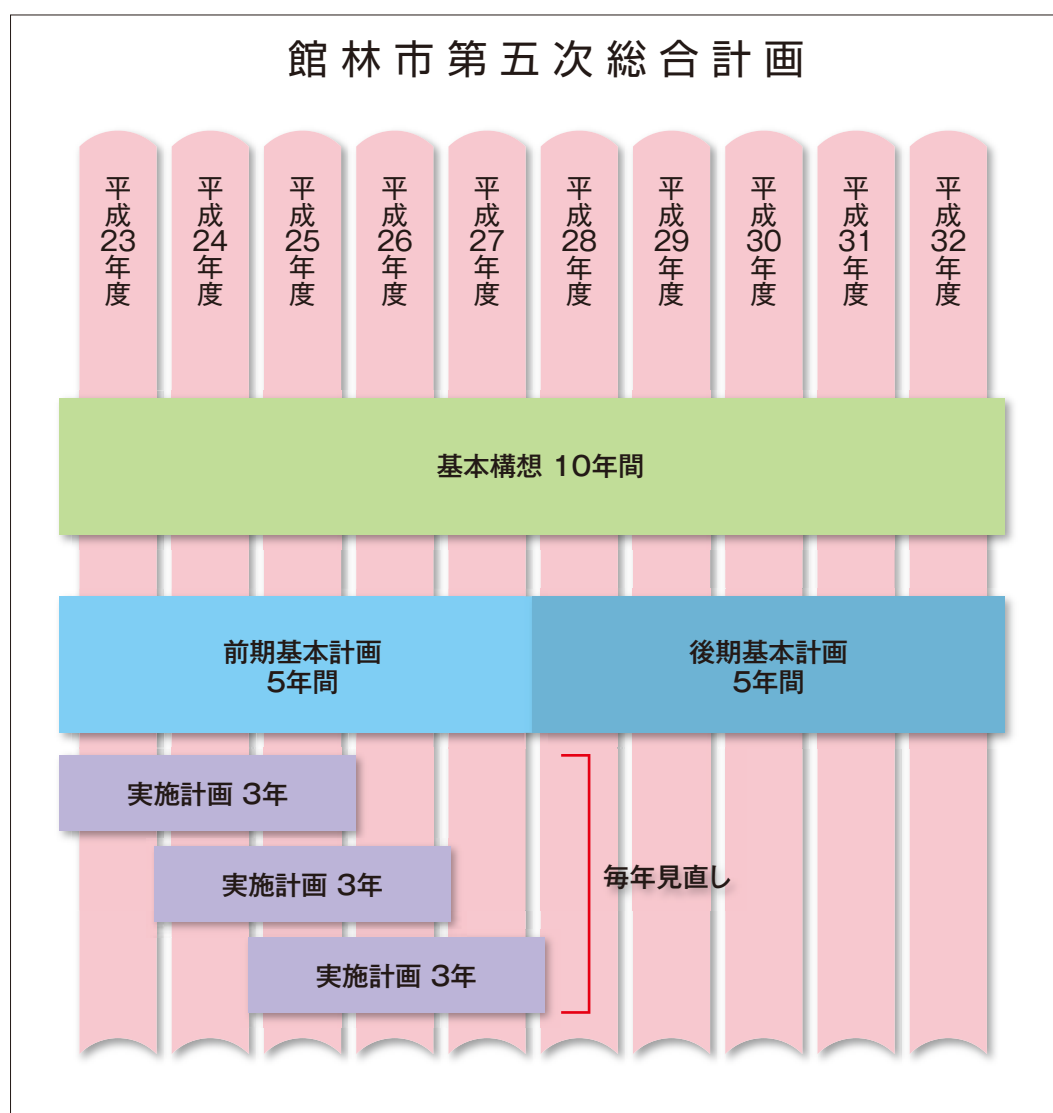
基本計画は、基本構想で定めた将来のまちの姿及び8つの基本目的を達成するために、総合的かつ体系的に施策の方向を示すものです。

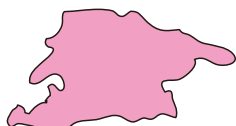
社会情勢の変化を踏まえ、計画を市民生活の実態に即したものにしていくため、基本構想で示した10年間を前期・後期に分け、前期基本計画については、平成 23 年度(2011 年度)から平成 27 年度(2015 年度)まで、後期基本計画は平成 28 年度(2016 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までを目標年次とする5年計画とします。

■ 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実現するための具体的事業を明確に示したもので、市の予算編成の根拠となる計画です。

この計画に掲げた重要な施策や事業は、市民にとって実効性を確保しなければならないものであることから、社会情勢の変化に対応するため、計画期間は3年間の短期計画とし、毎年度見直しを行います。





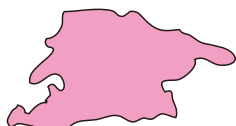
THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第2部

基本構想



館林市立第十小学校 4年 稲川 太郎



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第1章

館林市の社会経済環境



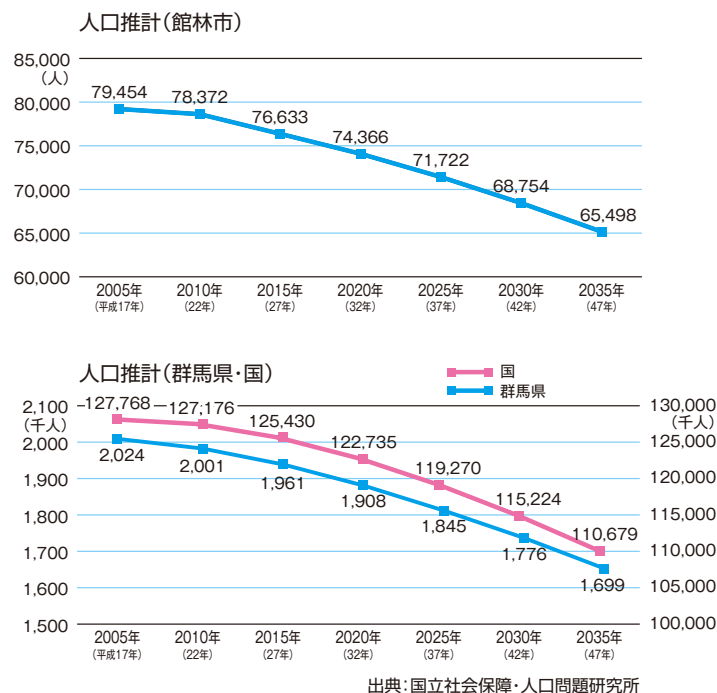
館林市立第一小学校 1年 久保 沙矢果

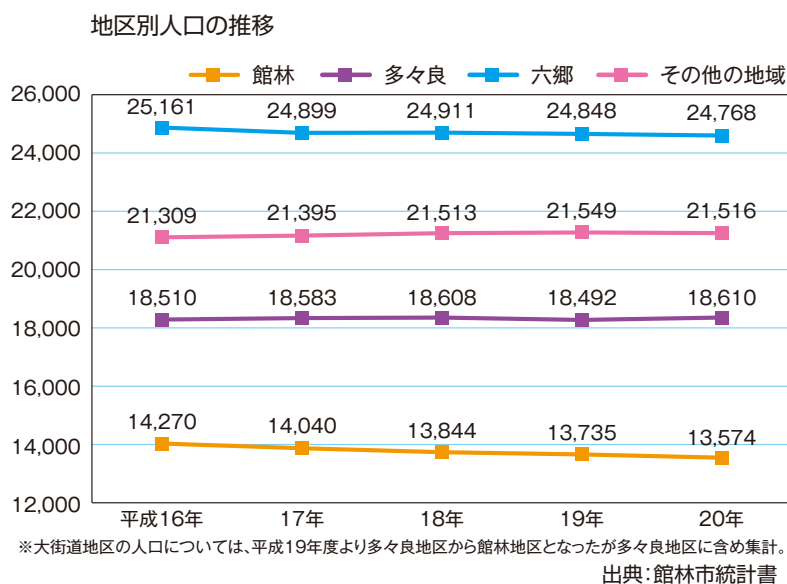
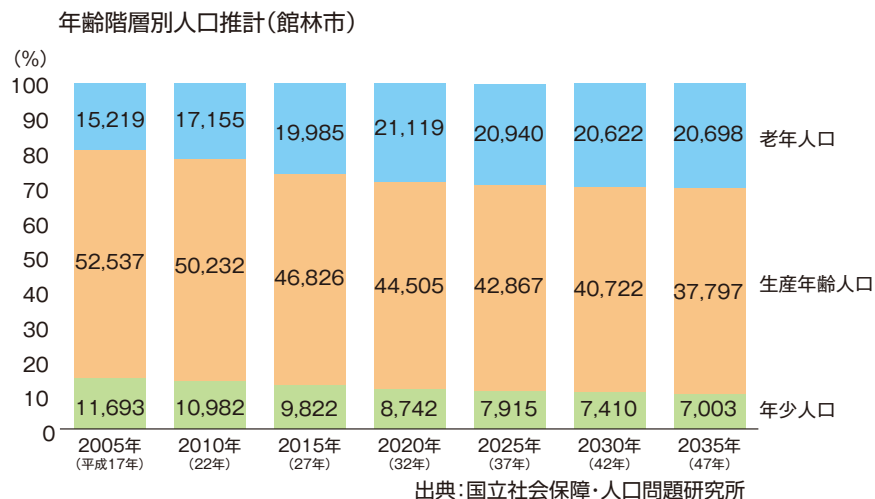
第1章 館林市の社会経済環境

－ 10年間のまちづくりを考えるうえで社会経済環境を分析します－

1 人口の動き

- ・ 本市の総人口は、平成22年現在約80,000人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年(2020年)に74,000人、平成47年(2035年)には65,000人に減少し、年齢別に見ると、年少人口(14歳以下)が減少する一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加し、少子高齢化がいつそう進行すると見込まれています。また、それにあわせ生産年齢人口も減少し、納税者の減少も見込まれます。このことは、全国や群馬県においても同様の傾向となっています。
- ・ 地域別に人口傾向を見ると、赤羽地区、多々良地区は増加し、六郷地区は横ばいとなっている一方、館林地区は減少しています。
- ・ 本市の世帯構成は、単独世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親世帯が増加しています。今後は、高齢化の進行により、高齢者のみの世帯数の増加が予測されます。
- ・ 人口の社会動態の状況については、転入者数、転出者数とも緩やかに減少するなか、転出者数が転入者数を上回る傾向が近年続いています。
- ・ 本市の外国人登録者数は、平成21年末現在約1,900人で、総人口に占める割合は2.3%で、横ばいとなっています。
- ・ こうした人口の減少は、社会・経済に大きく広範な影響を及ぼすため、暮らしや社会のしくみなどの見直しが必要になります。また、今後のまちづくりを進めていくためには、女性や高齢者をはじめ、多様な人材の活躍が求められる一方、市外への就職による若者の流出を抑えるとともに、さまざまな能力を持った人材の確保に努める必要があります。





2 経済の状況

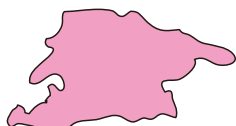
- ・ 市内総生産額は、2,848 億円(平成 19 年度)で県内 38 市町村中 7 位、県内総生産の約 3.8% を占め、産業別に見ると製造業の割合が高く、平成 12 年度以降微増微減を繰り返しています。
- ・ 世界的な金融危機に端を発した景気後退などは、本市の経済にも大きな影響を及ぼしています。こうした厳しい経済環境は、ものづくりなど今までどおりの方法を継続するだけではなく、新しい技術や考え方を取り入れた方法を再構築する機会となると考えられます。
- ・ 経済の成長には、グローバル化による厳しい競争環境や人口減少の影響に対応しながら、消費や長期的な視点に立った投資や生産活動が活発に行われるようになることが必要です。また、高い付加価値を生む産業や就業の場を形成することや、魅力ある地域をつくり、内外との交流を促進することが求められています。
- ・ 一人当たりの市民所得は、平成 19 年度現在、313 万円で、県内 38 市町村中 12 位となっていますが、将来に希望の持てる活力ある豊かな社会を形成するためには、一人ひとりの所得を増やしていくことも重要です。

3 土地利用

- ・ 都市化の進行にともなう身近な自然の喪失や農業従事者の高齢化などによる荒廃農地の存在に対する懸念、災害などへの不安、心の豊かさや身近な自然とのふれあいに対する志向の高まりなどに対応するため、環境の保全や安全の確保、自然・景観の保全や創造、都市環境と調和した土地の利用が求められています。
- ・ 人口減少社会の進行やライフスタイルの多様化など、社会経済環境の激しい変化のなかで、地域の発想を生かしつつ、広域的観点に立って、地域の活力を高める土地の利用が求められています。
- ・ さらに、人口減少・少子高齢社会のなかで、都市機能を効果的、効率的に集約したまちづくりを進めることが必要とされています。

4 生活圏の広域化

- ・ 人々の活動範囲がますます広域化するなかで、行政の境界は必ずしも住民の生活実態にあったものとは言えなくなるなど、日常社会生活圏は拡大し、行政区域にとらわれない広域的な対応が必要となっています。
- ・ 広域的な観点から都市づくりを推進することがますます重要となり、自治体間の連携と広域行政の積極的な推進が求められています。



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第2章

将来のまちの姿



館林市立第八小学校 2年 吉野 洸介

第2章 将来のまちの姿

—私たちがめざす館林の将来の姿を描いています—

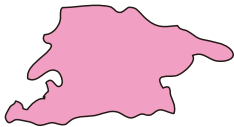
水と緑と人が輝く 共創都市たてばやし

私たちは、先人から受け継いだ自然・歴史・文化を大切にしながらそれらを生かし、後世に伝え残していかなければなりません。

一方、これからのまちづくりは、社会環境の変動や価値観の多様化にともない、社会の変化に応じたしくみや考え方が求められています。

そのためには、さまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、新しいまちの姿を考え、それを共通の基盤としてまちを創る「共創」を基本理念とした物心ともに真に豊かな魅力あるまちづくりを進めていきます。





THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第3章

基本目的



館林市立美園小学校 1年 栗原 佑佳

第3章 基本目的

－将来のまちの姿を実現するため、8つの目的を達成します－

基本目的Ⅰ より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

基本目的Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち

基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち

基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち





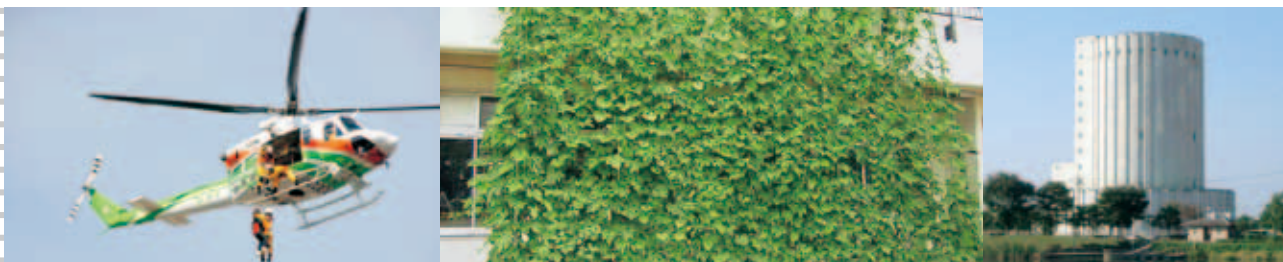
基本目的 I

より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

■現状とめざす方向

- ・ 館林地域は、池沼・湿原などの水辺環境、良質な地下水、平地林や水田・農地など、豊かな自然に恵まれてきました。しかし、さまざまな経済活動や開発、生活レベルの向上にともない、河川・池沼の水質汚濁や緑地面積の減少が進み、私たちを取り巻く生活環境の悪化が見られます。また、地球温暖化、都市部に特有のヒートアイランド現象[※]に起因する気温の上昇も著しく、日本有数の猛暑地帯となっています。
こうした身近な生活環境から地球規模の環境まで改善していくためには、私たち一人ひとりの日々の暮らしにおいて、環境との関わりに目を向け、環境にやさしい行動を実践していくことが求められています。
- ・ 環境と経済が好循環する環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し協働しながら、温室効果ガス[※]を削減する低炭素社会[※]、ごみを減らし資源を有効に活用する循環型社会[※]、すべての生き物がともに暮らし自然の恵みを得られる自然共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。

GO TO



- ・ 私たちの生活や経済活動に不可欠な水を安定的に供給するためには、地域資源である地下水をはじめとする水資源を保全しつつ、有効に活用していくことが大切です。
- ・ 私たちの生命や財産に影響を及ぼす災害は、地震や台風、また近年頻発する局地的な集中豪雨などの自然災害、また、犯罪や交通事故など日常の生活で発生する人的災害まで多岐にわたります。それらの災害から身を守るためには、個人の自覚はもちろん、地域コミュニティの連帯意識も大切です。そして、不測の事態に迅速・的確に対処できるような危機管理体制の充実が必要です。



- ※ ヒートアイランド現象：都市部の地表面の熱収支が、道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。
- ※ 温室効果ガス：地球の表面から放出される赤外線(熱)を吸収し、地球温暖化の原因となる気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、オゾン層の破壊の原因となるフロン類、代替フロンがあり、その大部分は、石油などの化石燃料を消費した際に生じる。
- ※ 低炭素社会：地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出を大幅に削減する環境に配慮した社会。
- ※ 循環型社会：環境への負荷を減らすため、天然資源の消費を抑制し、それらを再使用、再生利用、熱回収することによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

2020



基本目的Ⅱ

思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

■現状とめざす方向

- ・ 核家族世帯やひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加、価値観やライフスタイル、雇用形態の多様化、不況による格差社会などさまざまな要因により、住民の相互交流が減少し、互いに支えあって生活する社会的風土など地域コミュニティの衰退が見られ、地域社会の一体感や連帯意識が希薄になり、自助・共助機能が低下しています。

そのため、生活困窮者や障がい者、高齢者などを社会の一員として包み支えあい、すべての市民が尊厳をもって自立できる社会を構築することが求められています。

- ・ わが国では少子高齢化が急速に進み、超高齢社会[※]を迎え、本市においても2015年(平成27年)には4人に1人が高齢者になると予想され、高齢化率は着実に上昇傾向にあります。こうしたなか、高齢者における介護の問題を解決するため、社会全体で介護が必要な人を支援するしくみとして介護保険制度が整備されましたが、介護保険事業費の増大や利用者が十分に制度を活用できないなどの課題も発生し、その対応が求められています。

一方、元気に高齢期を迎えた人々が、住みなれた地域で生きがいを持ち、明るく健やかに生活がおくれる社会の実現が求められており、今後は長寿社会にふさわしい総合的な高齢者福祉施策の展開が重要です。



- ・ 障がい者と健常者はお互いを尊重しあい、ともに社会生活を営むことが本来、望ましい姿であるという考えがおおむね浸透しているものの、理想とする社会には至っていません。

また、障がい者の就労などの社会参加が依然として難しい状況であり、社会における物理的・心理的なバリアをなくし、すべての人が生活の質の向上を実現し、暮らしやすい社会づくりをめざすユニバーサルデザイン[※]のさらなる普及が求められています。

今後も、障がい者が社会参加できる環境が整い、さまざまな支援を受けながら自立した生活を営めることが重要です。

- ・ 国では、国民が一生を通じて安心して生活を営めるよう、突然の病気や事故、老齢などによる不安の解消を図るため、社会保障制度を整備していますが、少子高齢化の進行にともない生産年齢人口の減少や社会構造の変化などにより格差社会を招き、これまでの形での制度維持が難しくなっています。国においては、社会保障制度の抜本的な見直しに取り組んでおり、本市としてもその方向性を見極め、各制度の充実を図る必要があります。



※ 高齢化社会・高齢社会・超高齢社会：
一般的に、65歳以上の人口が総人口に占める割合が、7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」と呼ばれる。

※ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、体型や障がいの程度や有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

2020



基本目的Ⅲ

心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

■現状とめざす方向

- ・ 急速な高齢化の進行や生活環境の変化などにより、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病やうつ病にかかる人が増加しています。本市における主要死因も第1位のがん、第2位が心疾患、第3位が脳血管疾患であり、これら三大生活習慣病が疾病全体に占める割合は、全国の状態と同様に約6割を占めています。その一方で、健康な生活を求める市民意識は高まりをみせており、ライフステージ[※]に応じて、疾病予防や疾病の早期発見・早期治療が行えるように環境を整え、地域全体で心身の健康づくりに取り組めるシステムの構築が求められています。
- ・ 地域における基幹的な公的医療機関として館林厚生病院は地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、近年、他の公立病院同様、経営状況が悪化するとともに、医師不足にともない診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想される一方で、住みなれた地域でプライマリ・ケア[※]からはじまる一連の医療が完結することも安心して医療サービスを受けられるためには重要です。

GO TO



今後は、館林厚生病院の機能の充実はもとより、かかりつけ医制度のさらなる普及や行政機関と医療機関、医療機関相互の連携など、地域医療体制を強化する必要があります。



- ※ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
- ※ プライマリ・ケア：大きな病院での専門医療に対して、ふだんから何でも診てくれ相談にも乗ってくれる身近な医師による総合的な医療。

2020



基本目的IV

子どもたちが健やかに成長できるまち

■現状とめざす方向

- ・ 急激な社会構造の変化は、子育て世代にさまざまな影響を与え、各世帯の子育てのスタイルや育児支援に対するニーズの多様化をもたらしています。

また、少子化を背景として、家庭や地域における子どもの過ごし方は様変わりし、兄弟や姉妹、近所の友達との集団での遊びなど、社会性や協調性を培うための機会が減少しています。

一方、どの子どもも地域の子どもとして見守り、育てるといった風潮が地域から消えつつあり、地域における安全・安心の確保に大きな問題を残しています。

このような子育てや子どもをめぐる現状を踏まえ、より安心して子どもを産み育てることができるようにするため、子育てを社会全体で支援できるしくみを整えるほか、地域における見守りなど、地域のなかで健やかに成長できる環境づくりが必要です。

GO TO



- ・ 社会や価値観の変化など、家庭や地域の教育力が低下するなど、学校を取り巻く環境は複雑化し、子どもの健やかな成長に対して学校が果たす役割は多様化しています。

また、情報化の進展により、社会にはさまざまなメディアがあふれ、子どもはそれらから影響を受けやすい環境にあり、規範意識の乱れや問題行動の多様化・低年齢化に拍車がかかっています。

今後、社会はますます激しく変化することが予想されます。子どもは、そのような社会を生き、担うために「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をしっかりと身につける必要があります。

また、子どもの成長をめぐる問題の多様化に適切に対応するために、家庭・地域・学校が連携し一体となって取り組む必要があります。

2020



基本目的V

学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

■現状とめざす方向

- ・ 社会の成熟化が進むなか、生涯学習活動への興味・関心は高まり、学習ニーズが多様化しています。

一方、急激な社会変化への対応やさまざまな現代的課題を解決するための方法として、生涯学習に寄せられる期待が高まっています。

今後、生涯学習のまちづくりを推進するために、学びの輪が地域に広がるしくみや、学ぶよろこびを実感できる学習環境づくりが必要です。

- ・ ライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会への関心は低下しつつあります。それにともない、郷土の歴史や文化、伝統が、次世代に引き継がれにくい環境になっています。

郷土の歴史や文化、伝統は、先人たちが永年の暮らしのなかで築き、伝え残してきた「地域の財産」であり、豊かな人間性と創造性を養う大切なものであるため、守り、育て、次世代に残していかなければなりません。そのためには、情操が養われ、郷土への愛着と誇りを持つことができる環境や、地域の芸術・文化を支え、さらには新しい地域文化を創造していこうとする意識を高めることができる環境が必要です。

GO TO



- ・ 近年、都市化が進み生活が便利になった反面、身体を動かす機会が減り、運動不足になりがちです。そして、運動不足から基礎体力や運動能力の低下を招き、生活習慣病に陥る状況も生まれています。さらに都市化は、人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化を招いています。

健康な身体と豊かな心が養われるよう、生活の一部として気軽に運動やスポーツに取り組める環境や、スポーツを通じた人づくり、仲間づくり、地域づくりが促進されるしくみが必要です。

2020



基本目的Ⅵ

便利で快適な住みやすいまち

■現状とめざす方向

- ・ ライフスタイルの変化や、経済成長により、郊外化が進み、十分な都市基盤が整わないまま開発が先行したことによりさまざまな問題が生じています。快適な市民生活の実現や都市の健全な発展を図るためには、市街地における産業と住環境の調和、地域振興を図るための適切な土地利用の誘導、自然環境や市街地の緑の保全など地域の特色を生かした土地利用を進める必要があります。
- ・ 市の中心となるまちなかでは、住宅や商業機能の郊外移転にともなう空き地、空き店舗の増加などにより、空洞化や活力の低下が問題となっています。このようなことから、事業所や商業施設、住宅施設などのいっそうの集積を図り、都市機能を効果的に集約したまちづくりが求められています。
- ・ 都市化により未整備の道路や、車社会の進展により混雑などさまざまな問題が発生しています。それを解消し、より機能的な都市の形成を図るため、産業の発展や市民生活を支える広域幹線道路・生活道路などの整備、公共交通機関の利便性の向上が求められています。また、自然環境や利便性などの居住環境に対する住民ニーズは多様化しています。そのため、あらゆる人たちに使いやすい公共施設や快適な居住環境が整った暮らしやすいまちづくりが求められています。



- ・ 郊外化により本市の歴史的・文化的景観や自然などの多くが失われつつあります。それらを財産として生かし、市民が誇れる景観づくりが求められています。

さらに、環境問題に対する市民の意識や、自然環境に対する関心の高まりにより、身近なところにある公園や緑地など、水や緑に囲まれた良質な都市空間の形成が求められています。

2020



基本目的Ⅶ

出会いと交流のある元気で活力のあるまち

■現状とめざす方向

- ・ 産業別就業者数及び事業所数の動向は、農業などの第1次産業、工業などの第2次産業、商業・サービス業である第3次産業とも減少傾向にあります。これらの傾向は、消費の縮小を招き、経済へ多大な影響を及ぼすことが懸念されています。このような厳しい経済状況のもと、地域経済が活性化するには、既存産業の振興はもとより、新たな産業の創出と集積を促進するとともに、異業種間や産学官^{*}の連携を通じた新たな技術や製品、サービスの開発が求められています。
- ・ 消費者のライフスタイルの変化や住宅・商業機能の郊外への移転にともなうまちなかの活力低下、情報通信技術などを活用した技術革新の進展などにより、商工業を取り巻く環境は急速な変化をしています。そのため、まちなかの商業については、経営体質の強化や後継者の育成、地域に密着したサービスが、工業については、既存企業の体質強化・高度化が求められています。
- ・ 景気の動向が雇用に大きな影響を与えており、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。豊かな市民生活を支えるためには、雇用の場の確保は不可欠であり、時代の流れに対応した技術や技能の習得など、職業能力の向上が求められています。

GOTO



- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業産出額の減少が進んでいます。そのため、生産基盤の維持向上、高い付加価値を持つブランドの育成、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給を行えるよう農業従事者の確保や育成が求められています。
- ・ 観光客数については、増加傾向ですが、その旅行形態は団体や個人、グループと多様化しています。こうしたことから、観光資源の効果的な連携や新たな資源の掘り起こし、ニーズにあった個性的な取り組みなどにより、多くの来訪者を呼び込み、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが求められています。



※ 産学官：産業（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）の三者

2020



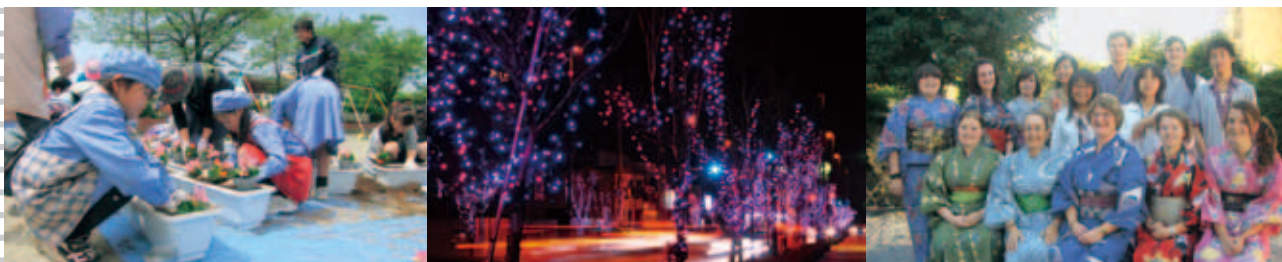
基本目的Ⅷ

まちづくりのしくみが整い発展できるまち

■現状とめざす方向

- ・ 地方分権改革のさらなる進展や、国や地方の役割分担の抜本的な改革が予想されるなか、地方自治においては、地域の特性にあったまちづくりが課題となっています。そのため、地域自治の主な担い手であるコミュニティ組織、さらにはボランティア団体やNPO※などの市民活動組織が新しい公共の領域を担う主体の一つとなり、高度化・複雑化する課題に的確に対応していくことが求められています。
- ・ 人権尊重の精神が生活のなかに定着しつつありますが、さらにお互いの人格と個性を尊重し支えあうまちづくりが課題となっています。まちづくりの各主体の適切な役割分担のもと、一人ひとりの人権が均しく尊重され、分け隔てなく参加できる社会の実現のため共生によるまちづくりがいっそう重要となっています。
- ・ 多様な住民ニーズに的確に対応することが基礎自治体に求められており、今後の課題となっています。そのため、地域の問題については自ら決定し、それぞれの実情にあった解決を行うとともに、持続的発展が可能な都市となるため、行政経営基盤を強化する必要があります。

GOTO

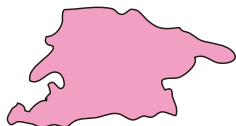


- ・ 共創都市となるためには、相互の理解と信頼にもとづく開かれた行政が必要となります。そのため、情報の提供・共有化などの充実・強化をさらに進める必要があります。



※ NPO：ボランティア活動などの社会貢献を行う営利を目的としない団体。

2020



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第4章

基本方針



館林市立第三小学校 4年 蛭間 香南

第4章 基本方針

－基本目的を達成するため三つの方針を大切にします－

1 共にまちを創る「共創」によるまちづくりを進めます

すべての市民や団体、組織、行政などさまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、新しいまちの姿を考え、それを共通の基盤としてまちを創る、「共創」をまちづくりの根本とします。

2 高品質で生産性の高い公共経営を進めます

目的を常に意識し、成果を重視した行政運営を行い、また状況の変化に即応した行政活動を根本とします。

3 市域を越えた連携を強化し、ともに歩みます

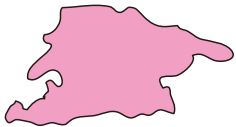
将来的な行政運営を見据え、交通、経済、文化など共通の地域性を有する近隣市町や広域との連携を重視することを根本とします。





水と緑と人が輝く 共創都市たてばやし





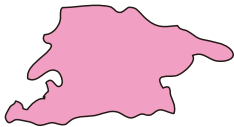
THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第3部

前期基本計画



館林市立美園小学校 5年 新井 海



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第1章

政策・施策の体系



館林市立第六小学校 5年 清水 拓海

水と緑と人が輝く 共創都市たてばやし

基本目的Ⅰ より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち

- 施策目的01 良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる
- 施策目的02 ごみを減らし、資源を生かすまちになる
- 施策目的03 安全でおいしい水が安定的に供給されているまちになる
- 施策目的04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる

基本目的Ⅱ 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち

- 施策目的05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる
- 施策目的06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる
- 施策目的07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる
- 施策目的08 互いに助けあい、安心して生活できるまちになる

基本目的Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

- 施策目的09 地域全体で健康づくりに取り組むまちになる
- 施策目的10 適切な医療を受けることができるまちになる

基本目的Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

- 施策目的11 子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる
- 施策目的12 心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる

基本目的Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

- 施策目的 1 3 生涯にわたって学び続けることができるまちになる
- 施策目的 1 4 芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、郷土に愛着と誇りが持てるまちになる
- 施策目的 1 5 楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる

基本目的Ⅵ 便利で快適な住みやすいまち

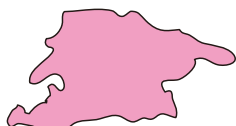
- 施策目的 1 6 地域性に応じた土地利用ができているまちになる
- 施策目的 1 7 まちなかににぎわいがあるまちになる
- 施策目的 1 8 人や物が移動しやすく、快適な生活がおくれるまちになる
- 施策目的 1 9 緑の多い魅力のあるまちになる

基本目的Ⅶ 出会いと交流のある元気で活力のあるまち

- 施策目的 2 0 新しい産業が起きるまちになる
- 施策目的 2 1 事業者の活発な活動により、商工業が盛んなまちになる
- 施策目的 2 2 安定した労働環境が整っているまちになる
- 施策目的 2 3 農産物を安定して提供できるまちになる
- 施策目的 2 4 多くの人が訪れたくなる個性と魅力のあるまちになる

基本目的Ⅷ まちづくりのしくみが整い発展できるまち

- 施策目的 2 5 まちづくりを市民と行政が共創して行うまちになる
- 施策目的 2 6 人権尊重の意識が生活のなかに定着した住みよいまちになる
- 施策目的 2 7 高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる
- 施策目的 2 8 開かれた行政となり、透明性の高いまちになる



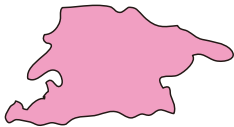
THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

第2章

施策目的



館林市立第十小学校 2年 藤井 佳大



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

1 環境・安全

～より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち～



館林市立第八小学校 2年 松本 遥



施策目的01

良好な環境のなかで、快適に暮らすことができるまちになる

市民一人ひとりが自然環境の大切さや重要さを認識し、日々環境にやさしい行動に心がけ、より良好な環境が形成されているまちをめざします

現状と分析

- ・ 環境問題は、私たちの日常生活やさまざまな経済活動から生じる河川や池沼の水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭問題などから、地球温暖化やオゾン層破壊をはじめ、その影響が地球規模に及ぶものまで多岐にわたります。
- ・ 身近な地域の環境から地球環境まで、さまざまなレベルの環境を改善し、保全していくことが求められています。
- ・ 市民や事業者が、環境についての理解を深め、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、地球環境の保全を優先させた実践活動が続けていくことが必要です。

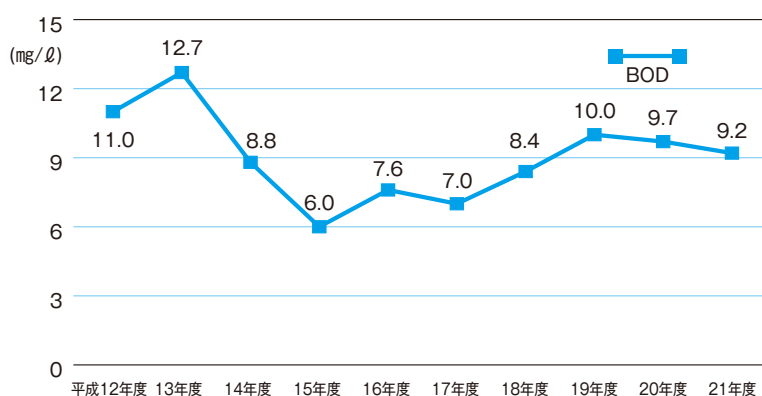
施策の方向

- ・ 市民が環境の現状を認識し、環境保全意識の高揚を図るため、環境問題の啓発や環境学習の機会を提供し、環境教育を推進します。
- ・ 市民・事業者などが自ら進んで快適な環境づくりに取り組むことを支援するとともに、協働して環境保全活動を推進します。
- ・ 低炭素社会の構築をめざし、省エネ活動の推進や新エネルギー^{*}の普及に努めます。
- ・ 河川・池沼の水質、大気、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などの環境の状況を常に把握するとともに、事業所への調査・指導を行うことにより、公害の防止に努めます。
- ・ 公共下水道などの排水を処理するシステムを、地域の特性に応じて計画的に整備し、利用を促進するとともに、施設の適正な管理を推進します。
- ・ 水に親しみ、ふれあえる地域の貴重な水辺環境や身近な野生生物・貴重動植物が多数見られる生物多様性に富んだ自然環境の保全・創出に努めます。
- ・ 都市の環境側面に重要な役割を担っている緑の大切さを認識し、身近な緑の保全や緑化に努めます。
- ・ 市民と連携して、環境美化、衛生向上、動植物の保護に努めます。



※ 新エネルギー：技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの(太陽光発電、風力発電など)

鶴生田川(城沼中央)のBOD値(75%値)



出典:地球環境課

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
BOD 数値 (城沼中央の水質)	水の汚れ具合を表す目安(BOD とは生物化学的酸素要求量のこと、微生物が有機物を分解する時に必要とする酸素量のこと) ※数値が低い方が良好 【参考】鶴生田川(城沼)の環境基準(BOD)は、城沼下流の岩田橋における 5mg/ℓ	9.2mg/ℓ (平成 21 年度)	
CO ₂ 排出の抑制を心がけている市民の割合	市民活動調査 「地球温暖化を進めないよう、こまめな節電や冷房機の控えめな温度設定、自動車利用を避けるなど、CO ₂ の排出を抑制する活動」	79.1% (平成 22 年度)	
良好な環境をつくるための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「清掃、環境美化・緑化、自然環境や動植物の保護など、良好な環境をつくるための活動」	43.7% (平成 22 年度)	



施策目的02

ごみを減らし、 資源を生かすまちになる

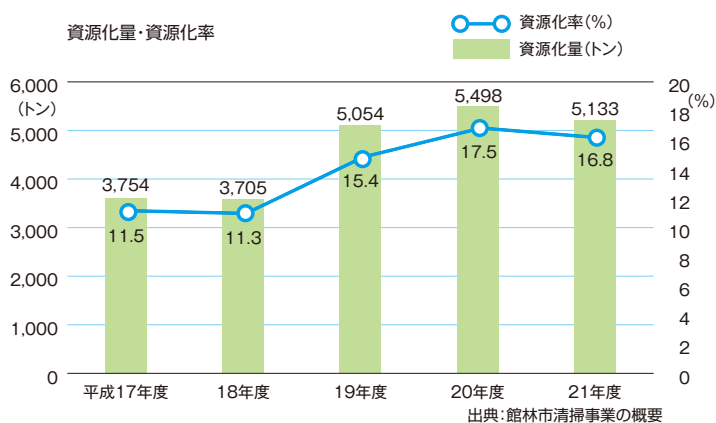
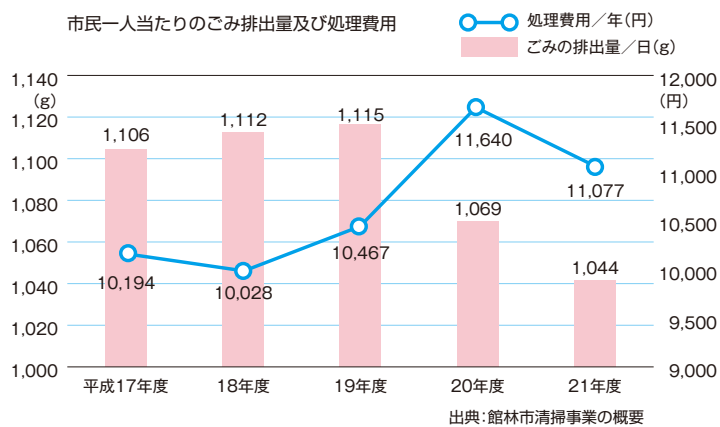
ごみになるものの発生を抑制し、
資源の有効活用を推進することにより、
資源循環型のまちをめざします

現状と分析

- ・ これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に豊かさと便利さをもたらしましたが、限りある資源の枯渇化とさまざまな地球環境問題をもたらしました。
- ・ このような認識のもと、本市ではごみの減量化や分別の徹底によるリサイクルの推進に取り組み、燃やせるごみは減少傾向、資源化率は上昇傾向にありますが、ごみの総量は変わっていません。
- ・ 市民、事業者、行政が発生するごみの量を可能な限り減らすとともに、限りある資源を循環・再利用しながら有効に活用し、資源循環型社会を構築することが求められています。

施策の方向

- ・ 市民・事業者などと連携し、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の3Rを啓発・推進することにより、資源の消費が抑制された環境負荷の少ない資源循環型の社会システムを構築します。
- ・ 排出されたごみを効率的に収集し、環境にやさしく適切に処理します。
- ・ 広域で、次期ごみ処理施設の更新を計画的に進めます。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
市民一人あたりごみの排出量	清掃センターにおけるごみの総処理量を市内人口で除した数値(1日分) 【参考】 群馬県平均 1,129g (平成20年度)	1日当たり 1,044g (平成21年度)	
資源化率	清掃センターにおけるごみの総処理量のうち資源化できるごみ量の割合 【参考】 群馬県平均 15.7% (平成20年度)	16.8% (平成21年度)	
ごみ減量のためにさまざまな工夫をしている市民の割合	市民活動調査 「(各個人が)ごみ減量のために、過剰包装や使い捨て商品を避けたり、不要品の譲りあいや修理修繕をして品物を長く使う活動」	75.0% (平成22年度)	
地域として、ごみの発生抑制、再利用、再資源化に取り組んでいる市民の割合	市民活動調査 「地域として不用品の回収や譲りあいなど、ごみの発生抑制、再利用、再資源化のための活動」	46.5% (平成22年度)	



施策目的03

安全でおいしい水が 安定的に供給されているまちになる

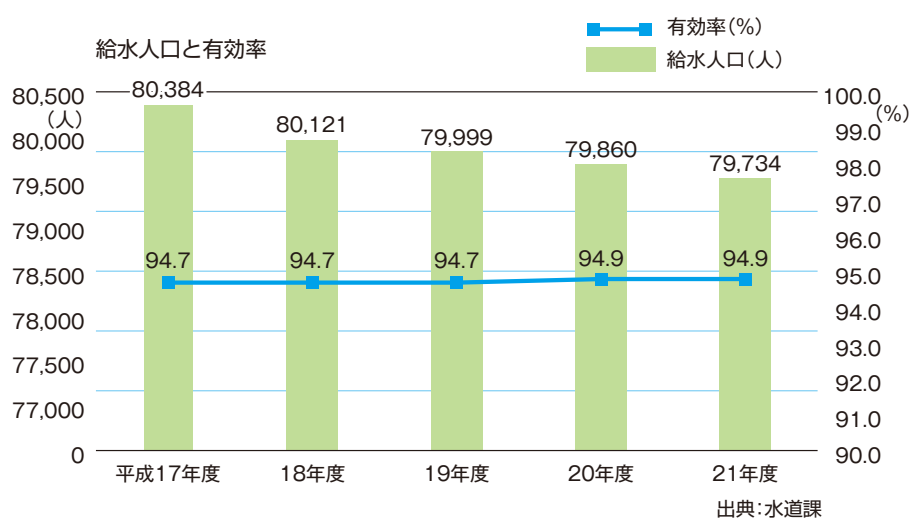
利用者に信頼される質の高い
水道サービスが安定的に供給されている
まちをめざします

現状と分析

- ・ 安全で良質な水道水を供給するため、適切な水質管理に努めていますが、よりおいしい水への対策が求められています。
- ・ 水道水の安定的供給のため、老朽化した施設の更新や耐震化が必要です。
- ・ 水道水の有効利用、省エネルギーなど環境への配慮が求められています。
- ・ 渇水、地震などの災害時の危機管理への対応が必要です。

施策の方向

- ・ 限りある水資源を保全するとともに、安全な水道水を供給するため、水質管理体制の強化を図ります。
- ・ 老朽化した水道施設を計画的に更新し、耐震化を進め、災害時にも安定して水道水を供給するため、水道施設の基盤強化を図ります。
- ・ 適正な財政計画のもと、適切な利用者負担により、安定的に水道水が供給できるよう、水道事業の効率化に取り組み、健全な経営と利用者サービスの強化を図ります。
- ・ 近隣市町や関係都市、団体との連携による相互応援体制を充実し、災害時の危機管理体制を強化します。
- ・ 環境へ配慮した節水意識の啓発を図り、水道水を無駄なく有効に活用します。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
有効率	浄水場から利用者に配られた水が途中で漏水することなく、どれだけ有効に利用できたかを示す数値 【参考】 群馬県平均 88.0% (平成19年度)	94.9% (平成21年度)	
水道水の味についておいしいと思う市民の割合	水道水の味に対する市民の意識(水道に関するアンケート調査)	32.2% (平成20年度)	

施策目的04

災害に強く、犯罪のない 安全安心なまちになる

災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、災害の発生時には迅速・的確に対応するとともに、防犯意識や交通安全意識を高めるなど、犯罪・交通事故の起きにくいまちをめざします

現状と分析

- ・ 自然災害や事故・火災などの災害発生時には、市民の生命や財産が危険にさらされ、生活に大きな影響が生じます。
- ・ 災害時に被害を最小限に抑えるためには、さまざまな災害で想定される被害に備え、個人・地域・行政などがそれぞれのレベルでの備えや発生時の体制が必要です。また、専門的な知識、技術、装備を持った迅速な救助体制が必要です。
- ・ 犯罪や交通事故防止のためには、市民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識の高揚とともに、地域のつながりを強めていくことが求められています。

施策の方向

- ・ 市民の防災意識の高揚を図るとともに、市民による自主防災組織への支援、防災訓練への積極的な参加を促し、市民、地域、事業者、行政が一体となった防災体制づくりを進めます。
- ・ 市民、地域、行政に災害時に必要な救助の専門的な知識・技術の指導育成を行い、救助体制を充実します。
- ・ 災害時の被害を最小限に抑えるため、防災情報システムの構築を図り、災害情報の共有化を進めます。また、避難所等の建築物を耐震化するなど安全対策の向上を図ります。
- ・ 住宅・建築物の耐震化の促進を図るため、住宅・建築物の所有者などが耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備に努めます。
- ・ 被災時の迅速なライフライン^{*}の確保、防災用品の備蓄に努めるとともに、関係市町・機関・団体などと連携します。また、医療・生活用品の供給体制を充実するとともに、被災直後の需要に対応できる体制を充実します。
- ・ 洪水被害を未然に防止するため、市民、河川管理者と連携を図りながら、危険個所の早期発見と予防に努めるとともに、関連情報を市民に積極的に提供し、迅速・適切な避難誘導により、市民の安全を確保します。



- ・ 雨水の急激な流出を抑制し、排水機能を強化するため、雨水の一時貯留や浸透に努めるとともに、準用河川や幹線排水路、公共下水道などの排水施設を計画的に整備、改修、維持を行います。
- ・ 火災や事故、災害時において、万全な消火・救助活動ができるよう消防力を強化するとともに、救急・救助体制を充実します。
- ・ 警察、市民、関係団体と連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を支援・推進するとともに、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい地域環境づくりを図ります。
- ・ 交通事故の防止のため、警察や交通安全団体と連携し、子どもから高齢者まで各年代に応じた交通安全教育に取り組み、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

※ ライフライン：電気・ガス・上下水道・通信・交通網など、都市機能を維持し人々が日常生活をおくるうえで必須の諸設備。

館林管内における救急活動状況

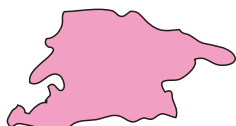
(単位：件・人)

	出動 件数	緊急 件数	搬送 人員	事故種別救急件数											不搬送
				火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	
平成17年度	2,872	2,647	2,752	8	-	1	429	26	18	296	35	21	1,601	212	225
18年度	2,752	2,577	2,638	2	-	-	357	29	18	305	13	20	1,638	195	175
19年度	2,902	2,611	2,671	2	-	-	335	31	18	307	19	24	1,687	188	291
20年度	2,670	2,410	2,450	3	-	-	315	23	14	260	7	34	1,545	209	260
21年度	2,796	2,492	2,547	2	5	-	320	20	26	270	11	28	1,599	211	304

出典：館林地区消防組合

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
幹線排水路の整備率	市内幹線排水路全延長のうち改修済延長の割合	68.5% (平成 21 年度)	
公共下水道雨水渠の整備率	市内の事業認可を受けた雨水渠整備計画延長のうち整備済延長の割合	69.0% (平成 21 年度)	
消防車及び救急車の平均到着時間	消防車及び救急車の通報から現場までの到着時間	消防車 5.7 分/件 救急車 7.2 分/件 (平成 21 年度)	
刑法犯認知件数	警察において発生を認知した刑法犯罪の事件数	1,027 件 (平成 22 年)	
交通事故発生件数	市内で発生した交通事故件数	579 件 (平成 22 年)	
災害に備えさまざまな準備をしている市民の割合	市民活動調査 「災害に備えて家具の固定、水や食糧の備蓄、非常持ち出し品の用意などを行っている活動」	29.8% (平成 22 年度)	
ご近所の方たちと声かけをしている市民の割合	市民活動調査 「防犯やお互いの見守りのため、ご近所の方たちと声かけをしている活動」	48.5% (平成 22 年度)	
自主防災組織などに参加している市民の割合	市民活動調査 「自主防災組織による防災訓練など、災害時に被害を最小限に抑えるための活動」	14.9% (平成 22 年度)	
地域ぐるみで自主防犯活動などを行っている市民の割合	市民活動調査 「地域ぐるみの自主防犯活動など、犯罪が起これにくい活動」	17.5% (平成 22 年度)	



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

2 福祉

～思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち～



館林市立第八小学校 4年 山口 心大

施策目的05地域で支えあい、
誰もが自立できるまちになる

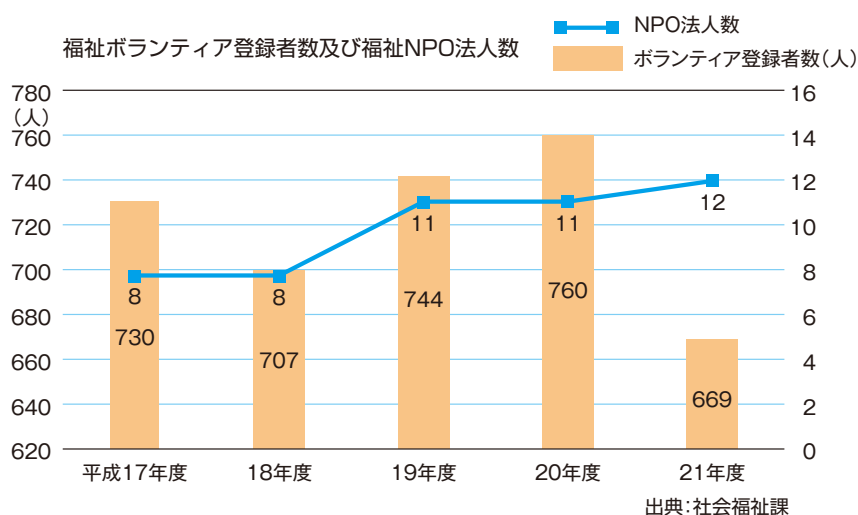
市民の誰もが住みなれた地域で自立して、
生きがいに満ちた生活を
おくれるまちをめざします

■現状と分析

- ・ 地域住民の連帯意識が薄れ、地域でお互いに協力し、助けあうといったことが難しくなっています。
- ・ 自らの意志と責任において自分らしい生き方などを追求する「自助」を基本としつつ、地域住民の助けあいによる「共助」、そして行政による「公助」のバランスのとれた地域福祉を推進し、今まで以上に保健、医療、福祉が連携を強化し、よりいっそうの支援体制の整備を図ることが必要です。
さらに、市民一人ひとりが地域に目を向け、互いに個性や自由を尊重しながら助けあう意識や活動が根づいていくことが重要です。

■施策の方向

- ・ 社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携を図りながら、福祉活動を行うボランティアやNPOなどの情報提供と、活動への参加を支援します。
- ・ 身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、保健・医療・福祉の各機関と連携し、相談機能を充実します。
- ・ 個別に実施している相談窓口のシステム化を図り、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、総合相談体制を整えます。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会に登録されている福祉関係のボランティア登録者数	669 人 (平成 21 年度)	▲
福祉 NPO 法人数	福祉を主たる目的とした市内に事業所のある NPO 法人数	12 法人 (平成 21 年度)	▲
地域のなかで相談したり、助けあえる友人・知人がいる市民の割合	市民活動調査 「同居の家族以外に、地域のなかで相談したり、助けあったりする頼りになる友人・知人がいる」	66.3% (平成 22 年度)	▲
地域の困った問題を、近所で協力して取り組んでいる市民の割合	市民活動調査 「地域の困った問題について、近所の方たちと協力して取り組んでいる」	33.0% (平成 22 年度)	▲

施策目的06

高齢者が生涯はつらつと 生活できるまちになる

高齢者が健康で生きがいをもって自立し、
豊かな暮らしを実感できる
まちをめざします

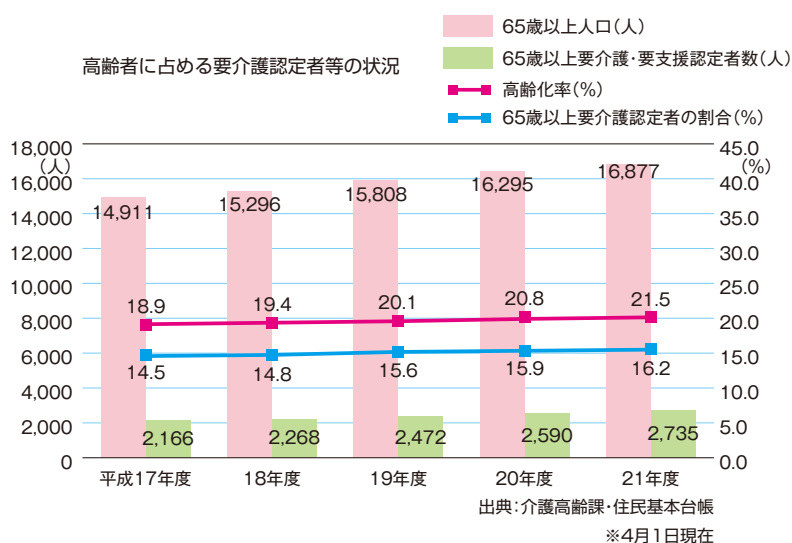
現状と分析

- ・ 本市の高齢化率(65歳以上の人口比率)は、2015年(平成27年)には26.1%になると見込まれ、また、65歳以上のひとり暮らし高齢者数は、高齢化率の上昇にともない年々増加しています。こうした高齢者が自立していくためには、健康寿命[※]を延ばし、これまで培ってきた知識や経験・技能を生かしながら積極的に社会参加し、生きがいを実現することが重要です。
- ・ 高齢化率の上昇にともない、介護保険における要介護、要支援の認定者は年々増加傾向にあります。今後はさらに、介護が必要になるおそれがある人に対しては、予防を充実して、状態の改善や悪化の防止を図るとともに、介護が必要な状態になった場合でも、多様なニーズに対応した安心して生活できるサービスの提供が必要です。

施策の方向

- ・ 高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮できるよう、学習や交流の機会、場の整備など環境づくりに取り組むとともに、就労機会の充実やボランティア活動など社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。
- ・ 高齢者が住みなれた地域で、自分らしく健康でいきいきとした生活を継続するために、介護予防を充実するとともに、介護サービスや在宅福祉サービス、虐待防止など、高齢者に対する包括的なサービスが提供できる体制づくりに努めます。
- ・ 介護保険財政の健全性を確保しながら、介護保険事業の推進体制の整備充実を図ります。

※ 健康寿命：平均寿命のうち、衰弱・病気・認知症等による介護期間を差し引いた、健康で活動的に暮らせる期間。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
高齢者に占める要介護認定者の割合	65歳以上の住民基本台帳人口のうち、65歳以上の要介護・要支援認定者が占める割合	16.2% (平成21年度)	
高齢者の就業割合	国勢調査 65歳以上の人口のうち、65歳以上の就業者の占める割合	22.1% (平成17年度)	
基本チェックリスト実施率	65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない人のうち、基本チェックリスト(介護予防のための厚生労働省が作成した日頃の生活をチェックするリスト)を回収した割合	34.7% (平成21年度)	
高齢者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために地域で支えあう活動をしている市民の割合	市民活動調査 「障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動」	16.5% (平成22年度)	

施策目的07

障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる

障がい者と健常者とがお互いを尊重しあい、
自立した生活をおくることが
できるまちをめざします

現状と分析

- ・ 本市の身体障害者手帳等の交付状況は、疾病構造の変化や高齢化の進行などにもとない、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、また、障がいの重度化などの傾向もみられ、障がい者や家族のニーズを的確にとらえてきめ細かなサービスをさらに充実させていく必要があります。
- ・ 障がい者の雇用状況の動向は、実雇用率においては横ばいから若干の増加傾向にあるものの、法定雇用率*企業達成割合は減少傾向にあり、就労機会の確保が強く求められています。
- ・ 地域社会全体で障がい者を支えていく体制を整えながら、地域で暮らせるための生活支援や、一人ひとりのニーズと適性に応じた自立支援を行うことで、自立や社会参加の実現を図っていくことが求められています。

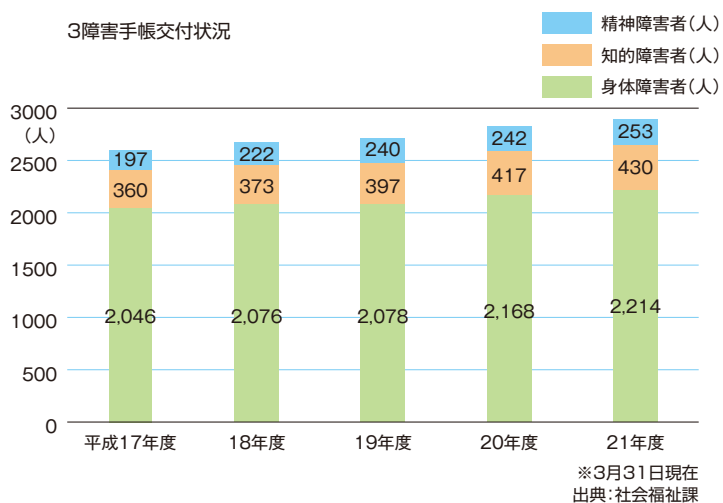
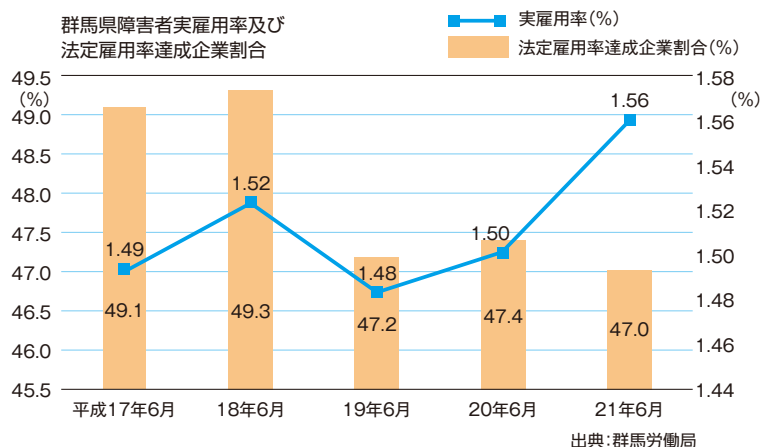
施策の方向

- ・ 個々の意欲や能力に応じた就労ができるよう、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の拡大と安定雇用の促進に努めます。
- ・ 障がい者のさまざまな活動への参加機会を確保し、生活の質を高めるため、文化・スポーツ活動や障がい者施策の情報提供を充実します。
- ・ 住みなれた地域で家族と安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスを充実するとともに、生活訓練や機能訓練などに関して適切な支援を行います。
- ・ 障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やサービスの利用支援を行うなど、相談支援機能の強化を図ります。

注1 「障がい者」は「障がい児」を含んで表記してあります。

※ 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業・国・地方公共団体は、それぞれの決められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者等を雇用しなければならないこととされている。

3障害手帳交付状況

群馬県障害者実雇用率及び
法定雇用率達成企業割合

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
民間企業における 障がい者の実雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により1人以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用することを義務づけられている事業主などが、身体・知的・精神障がい者を雇用している割合(群馬県)	1.56% (平成21年度)	▲
法定雇用率達成企業の 割合	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、身体障がい者又は知的障がい者の法定雇用率(1.8%以上)を達成している企業の割合(群馬県)	47.0% (平成21年度)	▲
障がい者などが、住みなれたまちで、いきいきと生活するために 地域で支えあう活動をしている市民の割合	市民活動調査 「障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、いきいきと生活できるよう、地域で支えあう活動」	16.5% (平成22年度)	▲

施策目的08

互いに助けあい、 安心して生活できるまちになる

市民が一生を通じて安心して生活をおくれるよう社会保障制度の機能が十分に発揮され、突然の病気や事故、老齢などによる不安が解消される社会をめざします

現状と分析

- ・ 国民年金制度は、老後の生活を支える重要な役割を担っており、高齢化の進行により公的年金に対する期待は高まる一方、世代間の不公平感や年金記録に対する不信感などから、制度の持続可能性に対する懸念が広がっています。
市民の年金受給権を確保するためには、国との連携を図りながら、未加入や未納を解消するための啓発・相談業務の充実が重要です。
- ・ 国民健康保険などの医療保険制度は、病気やけがのときに安心して医療を受けるために重要な役割を果たしていますが、医療費が年々増加傾向にあり、その事業運営は大変厳しい状況です。
健康づくりや予防を重視し、医療が必要な人に対し、質の高い医療サービスが的確に提供できるよう、保険税の収納率の向上などの健全な財政運営が求められています。
- ・ 生活保護の動向は、近年の景気の低迷や高齢社会の進行などにより、全国的に急激に増加しており、本市においても同様の傾向があります。
保護が必要な人に対し、生活の実態やニーズを的確に把握し、最低限度の生活を保障することにより、自立を促すことが今後の大きな課題となっています。
- ・ 本市の母子家庭等は増加傾向にあり、平成 21 年度末現在の児童扶養手当受給者数は 692 人となっています。母子家庭等の安定した生活を確保するためには、経済的な自立への促進や就労支援・相談体制の充実が必要です。また、父子家庭への支援についても対応が求められています。

施策の方向

- ・ 年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知徹底を行い、すべての市民が年金を受給できるように努めます。
- ・ 国民健康保険などの事業をより健全に運営するため、被保険者資格の適用適正化や安定的な収入の確保に努めるとともに、診療報酬明細書^{*}の効率

的な点検など、医療費の適正化を推進します。

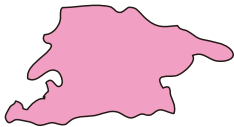
- ・ 国民健康保険被保険者の疾病予防や健康維持・増進を図るため、特定健康診査などの保健事業を強化・充実します。
- ・ 市民が健康で安心して暮らし、健康の維持と適切な医療が受けられるよう、子どもや心身障がい者(児)、母子(父子)家庭等に対する医療費の適切な助成を行います。
- ・ 民生委員・児童委員など関係機関と連携を図り、保護が必要な世帯に対し経済支援を行うとともに、生活保護法の適用について適正な運用に努めます。
- ・ 生活保護相談は複雑化・多様化しているため、ケースワーカー[※]は常に最新の情報を入手するとともに、個々の世帯の実情に即した助言・指導を実施し、被保護世帯の自立を支援します。
- ・ 母子家庭や父子家庭等に対する生活の安定と自立を図るため、経済的支援や就労支援、相談・指導体制の強化に努めます。

※ 診療報酬明細書：患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合など)に請求する医療費の明細書のこと。

※ ケースワーカー：精神的・身体的・社会的な生活上の問題をかかえる個人や家族に個別的に接し、問題を解決できるような援助活動に従事する社会福祉の専門家のこと。

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
国民年金納付率	本市の国民年金加入者の納付率	62.7% (平成 21 年度)	
国保税収納率	本市の国民健康保険税の収納率	85.96% (平成 21 年度)	
生活保護受給世帯から自立した世帯数	本市の生活保護受給世帯のうち、就労などにより自立した世帯数	20 世帯 (平成 21 年度)	
児童扶養手当受給者のうち自立した受給者数	本市の児童扶養手当受給者のうち、就労などにより自立した受給者数	48 人 (平成 21 年度)	



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

3 健康

～心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち～



館林市立第八小学校 2年 齋川 潤也

施策目的09地域全体で健康づくりに
取り組むまちになる

市民一人ひとりが真に豊かな暮らしを実感していきいきとした活動をするため、疾病予防や健康回復を心がけ、すべての市民が心身ともに健康なまちをめざします

現状と分析

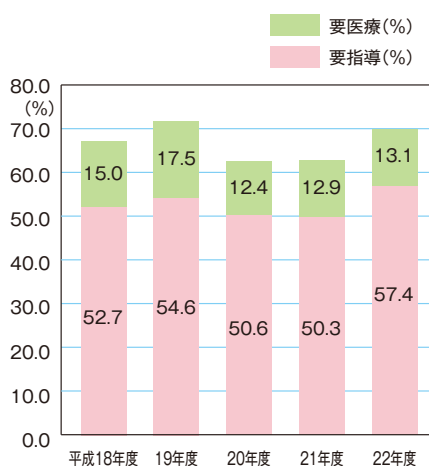
- ・ 平均寿命が伸びる一方、生活習慣病の発症率は高齢になるほど高まり、本市においても死因の上位を占めています。これに起因して寝たきりや認知症になる高齢者の増加が深刻な社会問題となっており、健康寿命を延ばし平均寿命との差を縮めることが重要視されています。
- ・ 生活習慣病が増加している状況において、市民が日常生活のなかで、自らの健康に関心を持ち、積極的に健康の維持・増進に取り組む活動を促進するためには、食生活の改善や運動支援などの疾病予防に重点を置いた施策が求められています。
- ・ 健康診査や各種がん検診などを通じて生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めていますが、受診率が伸び悩んでいます。今後は、地域ぐるみでの健康の意識向上が重要であり、その対策が求められています。
- ・ 社会環境の変化にともなうストレスの増大などにより、心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。こうしたなか、心の健康も含めた健康の維持・増進を重視して取り組むことが必要です。

施策の方向

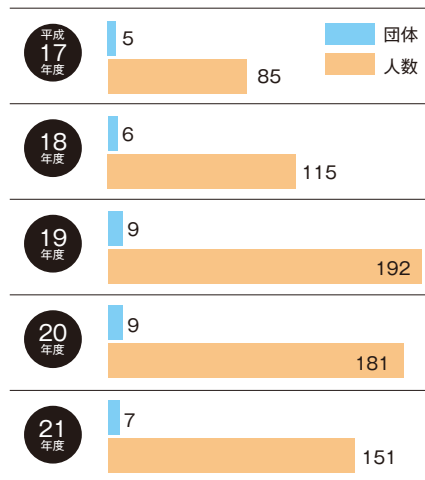
- ・ 市民の自主的な健康づくりを推進するため、自主活動グループへの支援や市民参加型の健康学習や健康相談など、地域全体で健康づくり活動を応援できる体制の構築を図ります。
- ・ 心の健康を含めた健康づくりを推進するため、市民の健康意識の啓発を図るとともに、健康維持・増進に関する場や機会などの情報提供・環境整備を充実します。
- ・ 医師会等関係機関と連携し、疾病予防のための正しい知識や予防接種の必要性の普及啓発を図り、感染症などの疾病の予防やまん延の防止に努めます。
- ・ 疾病の早期発見・早期治療につなげるため、関係機関と連携を図りながら、健康診査や各種がん検診の重要性を啓発し、市民の健康維持・回復に対する意識の向上に努めます。

- 健康診査の結果により指導や医療が必要な人に対して、きめ細かな保健指導を実施し健康回復を支援します。

生活習慣病予防健康診査のうち
要指導・要医療者の割合



健康づくりグループ活動団体・人数



出典:健康推進課

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
三大死因における死亡率	群馬県調査による人口10万人に対する「がん・心疾患・脳血管疾患」における死亡率	531.0 (平成20年度)	↓
健康づくりグループ活動団体数・人数	本市で把握している健康づくりをテーマに活動している自主団体の状況	7団体 151人 (平成21年度)	↑
生活習慣病予防健康診査のうち要指導・要医療者の割合	生活習慣病予防健康診査受診者のうち指導や医療が必要な人の割合	70.5% (平成22年度)	↓
健康の維持や体を鍛えるために運動をしている市民の割合	市民活動調査 「健康の維持や体を鍛えるために運動をすること」	62.5% (平成22年度)	↑
定期的に健康診断を受けている市民の割合	市民活動調査 「定期的に健康診断を受けること」	77.1% (平成22年度)	↑
心身ともに元気で暮らせるよう、地域の人々とともに健康づくり活動をしている市民の割合	市民活動調査 「地域の人々が心身ともに元気で暮らせるよう、ともに健康づくりをするための活動」	19.4% (平成22年度)	↑

施策目的 10適切な医療を受けることが
できるまちになる

すべての市民が安心して生活をおくれるよう、病院・診療所が身近にあり適切な医療を受けられるとともに、緊急の事故や病気の際にも速やかに医療を受けることができるまちをめざします

現状と分析

- ・ 本市のかかりつけ医を持つ市民の割合は、平成 21 年度実施の健康づくりに関する調査によると 61.4%であり、かかりつけ医は日常的な診療のほか、疾病予防や健康管理の助言、さらには病状によっては適切な医療機関を紹介するなど心強い存在です。また、インフォームド・コンセント*の実現に重要な役割を果たし、病院と診療所の機能分担をいっそう推進する観点からも、かかりつけ医を持つ市民が増えることは重要です。
- ・ 市内の医療関係従事者(医師・歯科医師・看護師など)数は、ほぼ横ばい状況にありますが、助産師については約半数に減少し、産科医や小児科医など周産期医療*に関わる医療従事者の減少が問題となっています。
- ・ 地域の中核病院である館林厚生病院においては、平成 17 年度より産科をはじめとする医師の引き揚げなどにより診療体制の縮小が続いています。医師の偏在は全国的にも問題となっており、これらの解決は大変重要な課題となっています。
- ・ 長寿社会の進展、疾病構造の変化などを背景に、救急業務に対する市民ニーズは今後もさらに高まることが予想されます。緊急時においても、いつでも速やかに適切な医療を受けられるためには救急体制の強化と充実は不可欠です。
- ・ 市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けることができるためには、医療を中核とした保健・福祉・介護との一体的なサービス供給の相互連携体制を構築することが必要です。

施策の方向

- ・ 病院と診療所の機能分担を明確にし、市民一人ひとりがスムーズで効果的な地域医療を受けられるよう、身近な診療所である「かかりつけ医・歯科医」を持つことの理解を深めます。
- ・ 地域の中核病院として館林厚生病院の機能を充実するとともに、病院と診療所との「病診連携」、さらには病院・診療所相互の「病病連携」「診診連携」



を強化し、地域の医療機関が一体となり医療需要に応えられる体制づくりを推進します。

- ・ 休日や夜間における医療を安心して受けられるよう、館林厚生病院と館林市邑楽郡医師会が相互に連携を図りながら診療体制を充実します。
- ・ 緊急の事故や病気の時に速やかで適切に対応するため、第一次救急医療[※]の市内医療機関と第二次救急医療[※]の館林厚生病院の機能分担を明確にするとともに、館林厚生病院を中心とした救急医療体制を充実します。また、市・県境を越えた医療機関等との連携など、広域での救急医療体制の構築を図ります。
- ・ 市民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供するため、地方の医師不足・偏在の解消や、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など、抜本的な対策を講ずるよう、国に対し働きかけます。

※ インフォームドコンセント：投薬・手術・検査等の医療行為等に際して、医師が病状や治療方針をわかりやすく説明し、患者の同意を得ること。

※ 周産期医療：妊娠満 22 週以降生後 7 日未満の間を周産期といい、危険度の高いこの期間における胎児・母体・新生児に対する一貫した医療のこと。

※ 第一次救急医療：入院治療の必要がなく外来で対応できる帰宅可能な軽症患者に対する救急医療のこと。

※ 第二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対する救急医療のこと。

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
かかりつけ医・ 歯科医所持率	健康づくりに関する調査（市健康推進課実施） 「かかりつけの医師がいますか」 「かかりつけの歯科医師がいますか」	かかりつけ医 61.4% かかりつけ歯科医 70.5% （平成 21 年度）	
救急救命士の 有資格者数	館林地区消防組合における救急救命士の有 資格者数	27 人 （平成 21 年度）	
周産期死亡率	群馬県館林保健福祉事務所調査による、出 生 1,000 に対する妊娠満 22 週以後の死産及 び生後 7 日未満の新生児死亡の割合	5.6 （平成 20 年度）	

医師関係従事者数の推移

(単位：人)

	平成 16 年 12 月末現在			18 年 12 月末現在			20 年 12 月末現在		
	館林市	県計	市計	館林市	県計	市計	館林市	県計	市計
医師総数	133	4,094	3,407	142	4,216	3,918	143	4,187	3,891
医師総数 (人口 10 万対)	167.1	201.2	264.1	179.6	208.6	236.3	181.4	208.1	235.1
医療施設従事者※	127	3,908	3,243	139	4,026	3,744	139	4,026	3,748
医療施設従事者 (人口 10 万対)	160.4	192.0	251.4	175.8	199.4	225.8	176.4	200.0	226.4

※ 医療施設従事者：医師のうち、医療施設(病院・診療所)に従事している数。
医療施設以外には、介護施設、行政や教育機関、無職等が含まれ医師総数となっています。

出典：群馬県健康福祉統計年報

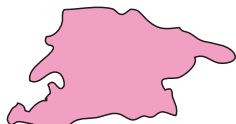
周産期死亡の推移

(単位：人)

	平成 16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
22 週以降死産	1	1	1	2	4
早期新生児死亡	2	0	0	1	0
総数	3	1	1	3	4
館林市周産期死亡率※	4.4	1.4	1.5	4.7	5.6
群馬県周産期死亡率	7.2	5.0	5.6	5.4	4.2

※ 周産期死亡率：(出生 + 22 週以降の死産)千人に対しての人数

出典：群馬県健康福祉統計年報



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

4 子育て

～子どもたちが健やかに成長できるまち～



館林市立第二小学校 4年 広沢 寛英

施策目的 11

子育てを社会全体で支えあい、 元気な子どもが育つまちになる

次代を担う子どもたちが、
地域社会の見守りのなかで明るく元気に
育まれるまちをめざします

現状と分析

- ・ 核家族化の進行や地域の連帯意識の低下、保護者の働き方の多様化など、子育て環境は大きく変わり、身近なところに育児の相談相手がない状況や子どもと接する時間の減少、子どもにとって安全安心な居場所の確保が困難な状況などを引き起こしています。また、母子の健康を脅かす感染症の発生などが、育児不安を増大させる要因の一つとなっています。
これらの育児不安を解消するために、ニーズに対応した子育て支援体制を整えるほか、母親と子の健康を守る母子保健事業のいっそうの推進が必要です。
- ・ 子どもに対する周囲の無関心は、地域における子どもの安全安心を阻害するだけでなく、子どもの問題行動を生みやすい状況をつくり出しています。子どもが地域のなかで健やかに成長できるよう、関係する各種団体、機関、事業者などの連携をいっそう強化し、「地域の子ども」として見守る体制づくりが必要なほか、学校では経験できないような「学び」や「遊び」などの機会を充実することが求められています。

施策の方向

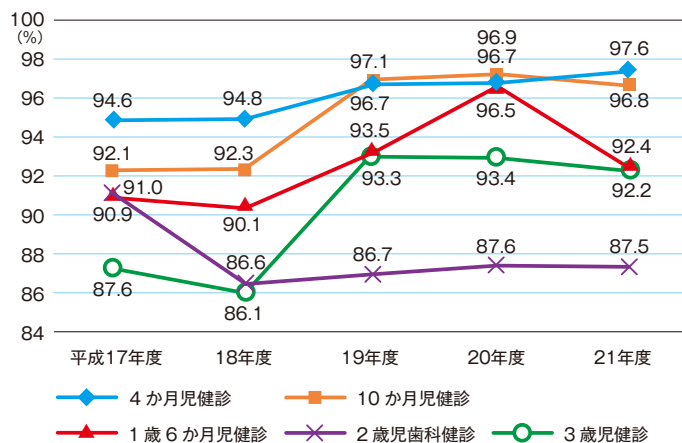
- ・ 子どもの人権や利益を最大限に尊重しつつ、子育て世代の多様なニーズに対応できるよう、きめ細かな子育て支援体制を整えます。
- ・ 母親と子の健康を守るため、予防を柱とした母子保健の充実を図ります。
- ・ 保育園や児童館などの保育環境の充実を図ります。
- ・ 安全安心な子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな社会体験・自然体験の機会を提供し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・ 子どもを地域で見守り育てる体制を充実するとともに、非行防止対策を推進します。

地域子育て支援センターの開設状況

名 称	所在地	開設日時	活動内容
長良保育園地域子育て支援センター	台宿町 7-12	月～金 9:30～16:30	ふれあい保育、遊びの 広場、子育て相談、サー クル活動支援
美園保育園地域子育て支援センター	美園町 10-26	月～金 9:30～16:30	
聖ルカ保育園地域子育て支援センター	大街道三丁目 5-1	月～金 9:30～16:30	
ももの木保育園地域子育て支援センター	楠町 1943-1	月～金 9:30～16:30	

出典：こども福祉課

乳幼児健診受診率



出典:市民生活と福祉

市内の保育所(園)

< 公立 >	定員(人)
○南保育園	90
○東保育園	150
○六郷保育園	150
○多々良保育園	60
○渡瀬保育園	90
○美園保育園	90
○成島保育園	150
○長良保育園	90
○松波保育園	90
< 私立 >	
○ルンビニ保育園	60

○聖ルカ保育園	120
○双葉保育園	90
○ももの木保育園	90
○青柳保育園	220
○三野谷保育園	120

市内の学童保育所

○風の子クラブ
○あすなろ学童クラブ
○ひまわりクラブ
○赤羽児童クラブ
○青柳児童クラブ
○たんぽぽ学童クラブ

○聖ルカ学童クラブ
○第1 美園学童クラブ
○第2 美園学童クラブ
○元気っ子児童クラブ
○第二元気っ子児童クラブ
○わたらせ学童クラブ
○三小東学童クラブ
○みのやレインボークラブ
○スワンプ・キッズ
○つつじ野学童クラブ

出典:こども福祉課

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
乳幼児健診受診率 予防接種接種率	乳幼児の健康診断の受診率及び予防接種の接種率	※ 1 ※ 2 (平成 21 年度)	
子育て中の親を応援する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「子育ての不安や悩みを持つ親を助けて、子どもが元気に育つよう、子育てを応援する活動を行っている」	17.5% (平成 22 年度)	
子どもの心身の健全な成長を応援する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「地域の子どもたちが、体力、学力、人間性などバランスよく健全に成長するよう、応援する活動」	18.9% (平成 22 年度)	

※ 1 4 か月児健診(97.6%) 10 か月児健診(96.8%) 1 歳 6 か月児健診(92.2%) 2 歳児歯科健診(87.5%) 3 歳児健診(92.4%)

※ 2 BCG (99.7%) ポリオ(92.4%) 三種混合(98.3%) 二種混合(88.3%)

麻しん風しん第 1 期(97.5%) 麻しん風しん第 2 期(96.6%) 麻しん風しん第 3 期(92.4%) 麻しん風しん第 4 期(86.5%)

施策目的 12

心身ともに健康で確かな学力を身につけた子どもが育つまちになる

子どもたちが豊かな心とたくましさを身につけ、
これからの社会を担うための人間として
成長できるまちをめざします

現状と分析

- ・ 家庭や地域の教育力の低下にともない、学校がそれらの教育機能を補完しなければならない状況にあり、子どもの健やかな成長に対する三者の役割分担について再度確認する必要があります。
- ・ 子どもは、自ら学ぶ意欲を身につけるとともに、変化の激しいこれからの社会を生き、担うために必要な資質と能力を養うことが必要です。
- ・ 社会の情報化の進展によって、携帯電話やインターネットが急速に広がり、生活が便利になった反面、子どもがトラブルや犯罪に巻き込まれやすい環境となっており、情報の選択や活用についての正しい知識を持たせることが必要です。
- ・ いじめや非行、その他の問題行動など、子どもの健やかな成長を阻害する要因を根絶することが求められており、学校は家庭や地域と情報を共有しその対策を講じるなど、三者一体となった取り組みが必要です。
- ・ 学校は、子どもが一日の大半を過ごす場所であるため、安全安心が十分に確保された環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 子どもが将来に夢や希望を持ち、その実現に向かって努力することができるようさまざまなサポートが必要です。

施策の方向

- ・ 子どもの「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく育むため、一人ひとりの発達段階や能力に応じたきめ細かな幼児教育、小学校・中学校・特別支援学校教育の充実を図ります。
- ・ 地域の指導者や学習資源を活用し、多様な学習活動を効果的に促進します。また、学校評価結果をさまざまな教育活動に反映し、学校運営に生かします。
- ・ 子どもを取り巻くさまざまな問題の解決に向けて、家庭・地域・学校は相互に連携を強め、三者一体となった取り組みを進めます。
- ・ 幼稚園、学校における子どもたちのさまざまな活動が、より安全で安心なものとなるよう、学習環境の充実を図ります。

- ・ 子どもが適切な進路を選択できるように、個性を伸ばし職業観を養うなど、キャリア教育を充実します。
- ・ 子どもが夢を育み、それを実現するために必要な学びの機会を得るための支援をします。
- ・ 子どもや保護者が「食」の大切さについて学ぶことができるよう、教育活動全体のなかで食育を進めます。

幼稚園

園児数及び学級数の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
園児数	1,007	1,013	986	940	876
学級数	42	42	41	41	42

< 公立 > 北幼稚園・南幼稚園・東幼稚園
杉並幼稚園・西幼稚園

< 私立 > 富士幼稚園・常楽幼稚園

小学校

児童数及び学級数の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
児童数	4,787	4,693	4,722	4,726	4,675
学級数	172	167	168	170	178

中学校

生徒数及び学級数の推移

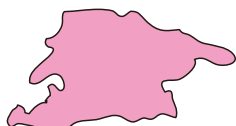
(単位：人)

	平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
生徒数	2,205	2,288	2,272	2,329	2,314
学級数	69	70	70	69	69

出典：館林市統計書

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
標準学力テストで 全国平均を上回る 小中学校数	全国で実施される標準学力テストにおいて、得点が全国平均を上回る小中学校数 小学校 教科－国語・算数の2教科 対象－6年生 中学校 教科－国語・社会・数学・理科・英語の5教科 対象－2年生	小学校 9校 中学校 2校 (平成21年度)	
新体力テストで 全国平均を上回る 小中学校数	全国で実施される新体力テストにおいて、得点が全国平均を上回る小中学校数 小学校 対象－5年生 中学校 対象－2年生	小学校 2校 中学校 3校 (平成21年度)	



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

5 学び

～学ぶよろこびや豊かな心を育むまち～



館林市立第十小学校 5年 林 愛梨



施策目的 13

生涯にわたって学び続けることができるまちになる

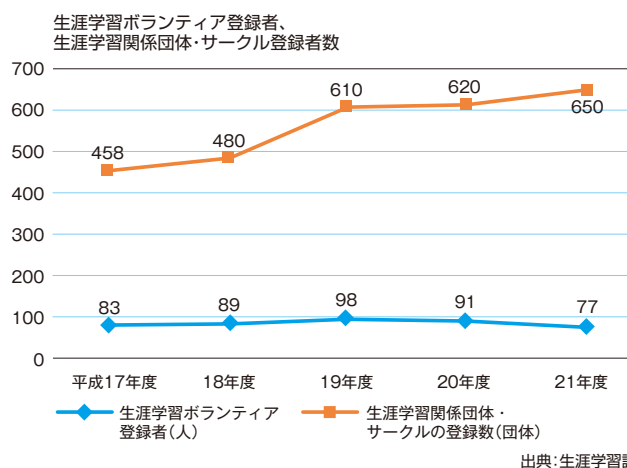
人々の生涯を通じた学びが保障され、
その成果があらゆる場面で生かされる
まちをめざします

現状と分析

- ・ 学習活動が活発化し、ニーズが多様化する一方、地域や生活に関する現代的課題を解決するための生涯学習に取り組むことが求められています。
- ・ いつでもどこでも自分に適した方法や内容で生涯学習に取り組むことができるようにするため、学習機会の拡充や学習情報提供体制、学習相談体制の充実が必要なほか、学んだ成果をボランティア活動などに生かそうとする意識づくりを進める必要があります。
- ・ 生涯学習活動をより活発化させるために、身近な場所で学習できる環境づくりが必要です。

施策の方向

- ・ 多様な学習ニーズに対応しつつ、現代的課題を踏まえた生涯学習を推進します。
- ・ 地域指導者の養成に努めるほか、各種ボランティア活動に組みやすい環境づくりを行うなど、多様な学習活動を支援します。
- ・ 生涯学習活動の拠点となる施設の充実を図ります。
- ・ 学習機会の拡充や適時性のある学習情報提供に努めるとともに、学習相談体制の充実を図ります。
- ・ 生涯学習のまちづくりを進めるため、関係各種団体の育成及び自主的活動に対する支援を行います。
- ・ 学ぼうとする意欲に応えるとともに、知的好奇心を満たし、夢と希望を育む学びの実現に取り組めます。



市内の生涯学習施設の状況

公民館利用状況（主催事業）

（単位：人）

年度	主催事業		共催事業	小計
	館内	館外		
平成 17 年度	58,153	10,786	50,259	119,198
18 年度	60,201	8,465	47,918	116,584
19 年度	59,685	6,889	43,296	109,870
20 年度	56,782	8,481	45,572	110,835
21 年度	56,492	8,026	44,961	109,479

公民館 11 館

郷谷・中部・大島・赤羽・六郷・分福
三野谷・多々良・渡瀬・西・城沼

出典：館林市の教育

館林市立図書館利用状況

（単位：人）

年度	利用人員		
	合計	一般	児童
平成 17 年度	71,489	59,235	12,254
18 年度	66,236	55,985	10,251
19 年度	63,128	54,439	8,689
20 年度	60,492	53,098	7,394
21 年度	62,088	55,021	7,067

出典：図書館

向井千秋記念子ども科学館利用状況

（単位：人）

年度	開館日数	入館者数		
		合計	大人	こども
平成 17 年度	303	71,052	34,167	36,885
18 年度	302	71,824	34,759	37,065
19 年度	306	69,653	32,638	37,015
20 年度	301	68,016	32,817	35,199
21 年度	306	66,145	31,537	34,608

出典：向井千秋記念子ども科学館

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
生涯学習ボランティア登録者数	地域の生涯学習指導者として登録しているボランティアの人数	77 人 (平成 21 年度)	
生涯学習関係団体・サークルの登録数	公民館をはじめ、地域の生涯学習施設で登録のうえ、定期的に活動している団体の数	650 団体 (平成 21 年度)	
自分を高めるために何かを勉強したり、研究している市民の割合	市民活動調査 「自分を高めるために何かを勉強したり、研究したりすること」	54.8% (平成 22 年度)	

施策目的 14

芸術や文化、歴史や伝統を知り親しむことで、
郷土に愛着と誇りが持てるまちになる

郷土の歴史や文化を理解し、
地域の特色や伝統に根ざした新しい文化を
創造できるまちをめざします

現状と分析

- ・ 高度で多様化した今日の社会に適応し順応していくためには、情操を養い、心や暮らしのなかにゆとりと潤いを持つことが必要です。
しかし一方では、社会構造や経済機構の変化によるライフスタイルの変容にともない、今日まで受け継がれてきた伝統的な文化や歴史的な遺産が加速度的に失われてきています。
- ・ 我が郷土館林は、利根川・渡良瀬川の二大河川に挟まれ、豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、古くから特色のある歴史や文化を育んできたことから、市内には多くの文化遺産が伝えられています。
- ・ 私たちは、先人たちが伝え残してきた文化遺産を知り、先人たちの偉業を学び、地域に根ざした歴史や文化を理解することで、郷土に愛着や誇りを持ち、自己を確立し、生きがいを持って生活するとともに、地域社会に貢献していかなければなりません。
そのためには、郷土の歴史や文化、優れた芸術に触れ、親しみ、学び、活動できる環境づくりが必要です。

施策の方向

- ・ 芸術文化活動の拠点となる施設の充実を図ります。
- ・ 文化や芸術に対する教養を高め、感受性を養うために、優れた芸術を鑑賞する機会を設けます。
- ・ 情操を養い、心や生活にゆとりと潤いを生むために、芸術文化活動の機会を提供するとともに、支援を行います。
- ・ 彫刻を生かしたまちづくりなど、郷土の自然や歴史と調和した豊かな芸術文化環境の創造に努めます。
- ・ 館林の歩んできた歴史、館林で培われた伝統を示す証しである文化遺産を失うことなく次世代の人々に受け継ぐため、歴史的な遺産、伝統的な所産などの適切な保存や管理、修理や整備を行うとともに、後継者の育成など眠っている文化的資産の掘り起こしを行います。

- ・ 次世代の人々に郷土の歴史・文化を正しく伝えるため、文化遺産の調査・研究を行い、その価値を引き出すとともに、その成果を市史や図書などにまとめ、新しい文化創造の素材として幅広く活用されるように努めます。

市内に所在する指定文化財の状況

種別	指定・登録	名 称
重要文化財	県指定	・館林城鐘 ・青石地藏板碑 ・不動まんだら板碑 ・旧上毛モスリ事務所附棟札 ・封内経界図誌
	市指定	・北条氏「虎印」制札 ・生田萬の書跡 ・銅鐘 ・館林城下町絵図 ・榊原康政禁制 ・松平武元書状(山椒) ・ジョン・ウィルヘルム・ウェイマン著「植物彩色図」 ・館林城絵馬 ・明治戊辰戦争磐城進撃絵馬 ・明治戊辰戦争凱旋絵馬 ・千匹ムカデ絵馬 ・ムカデと梅樹絵馬 ・松平武元書状(塩鮎) ・大成経(先代旧事本紀) ・常光寺の格天井絵画 ・秋元泰朝所用具足(卯花糸威金箔伊予札胴具足) ・不動明王図(教王院旧蔵) ・館林城跡出土墓石群 ・旧館林藩士住宅 ・上毛館林城沼所産水草図 ・町検段の門
重要無形民俗文化財	市指定	・大島岡里神代神楽(太々神楽) ・上三木のささら
史跡	県指定	・大谷休泊の墓 ・榊原康政の墓附同画像
	市指定	・田山花袋旧居及び旧居跡附建家売渡証一札 ・生田萬父祖の墓 ・生祠秋元宮 ・田中正造の墓及び救現堂 ・館林城跡 ・館林城主榊原忠次の母祥室院殿の墓及び石燈籠 ・山王山古墳 ・館林城本丸土塁及び八幡宮 ・浮世絵師北尾重光の墓 ・千塚の判官塚 ・日向の義民地藏
名勝	国指定	・躑躅ヶ岡(躑躅)
天然記念物	県指定	・茂林寺沼及び低地湿原 ・茂林寺のラカンマキ
	市指定	・タテバヤシザサ自生地
登録有形文化財	国登録	・分福酒造店舗 ・正田醤油正田記念館 ・正田醤油文庫蔵 ・正田醤油六号蔵 ・正田醤油七号蔵 ・正田醤油八号蔵 ・正田醤油地内稲荷神社

※平成 22 年 10 月 1 日現在

出典：文化振興課

市内の文化施設

館林市文化会館・館林市三の丸芸術ホール・館林市第一資料館
館林市第二資料館・田山花袋記念文学館

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
芸術文化活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「自分自身が芸術文化活動を行うこと」	22.5% (平成 22 年度)	
芸術や文化などに学ぶ意欲を持つ人々のために貢献する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「芸術、文化、教養など、学ぶ意欲や知的好奇心を持つ地域の人々のために貢献する活動」	14.8% (平成 22 年度)	
郷土の歴史や文化を知るために活用することができる文化財施設などの利用者数	郷土への理解や愛着を深めるために設置されている文化財関連施設などの利用者数	44,638 人 (平成 21 年度)	



施策目的 15

楽しんでスポーツができる環境があり、スポーツが盛んなまちになる

いつでも、どこでも、だれでも
スポーツを楽しむことができ、競技力の高い選手が育つ
まちをめざします

現状と分析

- ・ 近年、健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなどを目的として、スポーツ活動に取り組む市民は多く、競技スポーツに加えて生涯スポーツに対するニーズも多様化しています。
- ・ 生涯スポーツには気軽な社会参加を促す役割があり、スポーツを通じた仲間づくり、地域づくりへの期待が高まっています。
生涯スポーツのまちづくりを進めるためには、だれもが年齢や体力に応じて適切なスポーツを選べることや身近な場所で活動できることが大切です。
- ・ 競技スポーツは、個人や団体を問わず、幅広い年代層において活発な活動が展開されています。
競技スポーツ選手・団体が、競技力を高めたり、より高度な技能を習得するためのさまざまな支援が必要なほか、競技者人口を増やし、相互に切磋琢磨できるスポーツ環境づくりが必要です。

施策の方向

- ・ スポーツや体力づくりに関する正しい知識を身につけるため、また、スポーツへ取り組むきっかけづくりのための学習情報や学習機会を提供します。
- ・ 生涯スポーツに対する多様なニーズに応えるため、また、地域の生涯スポーツを促進するための環境づくりを進めます。
- ・ 地域のスポーツ活動がより活発化するように、地域指導者の養成を図ります。
- ・ 市民の主体的な活動を促進するために、各種スポーツ団体の自立を支援します。
- ・ 団体や個人の競技力を高めるため、競技者人口の底辺拡大や指導者の養成を図るほか、ジュニア世代から段階的に選手を育成する体制づくりを進めます。



体育スポーツ主要行事の開催状況（参加者数）
 （単位：人）

年 度	市民 歩け 歩け 大会	市民 総合 体育 大会 春季 大会 総合 開 会 式	水 泳 大 会	た て ば や し エ ー シ ョ ン 祭	た て ば や し ス ポ ー ツ ・ レ ク リ	た て ば や し ウ ォ ー ク ラ リ ー	球 技 大 会	市民 総合 体育 祭	市民 総合 体育 祭	た て ば や し 駅 伝 大 会	市民 ス キ ー 大 会	大 会	た て ば や し シ ャ ト ル マ ラ ソ ン	大 会	市民 レ ク リ エ ー シ ョ ン
平成 17 年度	300	2,000	210	127	301	696	3,500	1,344	41	859	—				
18 年度	400	1,050	237	1,059	368	781	4,000	1,653	51	909	76				
19 年度	400	2,000	227	1,141	290	784	4,000	1,917	41	—	77				
20 年度	350	1,200	236	211	447	787	4,000	1,960	43	917	73				
21 年度	500	1,800	254	237	515	773	4,000	2,342	40	937	98				

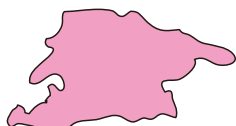
出典：スポーツ振興課

市内のスポーツ施設

- ＜公園競技施設＞
 城沼総合運動公園（体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・多目的広場・グラウンドゴルフ場・市民プール）
 多々良沼公園（高根運動場・多目的広場） 東山運動場（多目的広場・庭球場）
- ＜社会体育施設＞
 館林市民体育館・館林市営テニスコート・渡良瀬川河川敷青少年ひろば

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
週 1 回以上スポーツに取り組んでいる人の割合	市総合体育祭において当日の参加者に対して行ったアンケート調査	50.1% (平成 21 年度)	
公園競技施設の利用者数	城沼総合体育館ほか、市内の公園競技施設の年間延べ利用者数	299,059 人 (平成 21 年度)	
スポーツに取り組む市民のために貢献する活動を行っている市民の割合	市民活動調査 「スポーツを楽しむ地域の人々や、競技スポーツに取り組む市民のために貢献する活動」	19.4% (平成 22 年度)	



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

6 都市

～便利で快適な住みやすいまち～



館林市立第三小学校 5年 染谷 璃央



施策目的 16

地域性に応じた土地利用が できているまちになる

自然や農地を保全しつつ、
住環境に配慮した住みやすい
まちをめざします

現状と分析

- ・ まちなかのみならず、郊外の居住地においても、人口減少が進むことが予想されます。それぞれの地域の実態にあった対策が求められています。
- ・ 農村部における土地の無秩序な開発は、営農環境の低下を招くほか、農地や平地林などの自然環境を損ない、災害防止機能を低下させます。また、住宅地と工場などの混在した状態は、騒音や悪臭など居住空間に悪影響を及ぼします。そのため、住みやすく快適な居住空間と機能的な職場空間を確保するために、市街地の農地と市街地以外の農地等との利用区分を明確にした土地利用が求められています。
- ・ 自然や農地は、私たちの生活に憩いとやすらぎを与えるだけでなく、環境の保全や災害防止、生産機能という役割があります。その一方で、私たちが快適で豊かな市民生活をおくるためには、道路や公園、ごみ処理施設などの公共施設や産業団地は欠かすことのできないものであることから、自然環境や農地の保全と都市機能の充実との調和が求められています。

施策の方向

- ・ 都市計画を適切に定め、実現していくために、都市計画に関する調査によって得られた市街地の現況と見通しに基づき、農業的土地利用との調整を図りながら、適正な市街化区域^{*}の設定に努めます。
- ・ 用途地域については、指定用途に基づいた適正な土地利用を誘導しながら、土地の有効活用や産業振興などの需要に対する見直しを行います。
- ・ 開発許可制度を維持し、調和のとれた土地利用を図ります。
- ・ 市街化区域内の低・未利用地については、地域の実情にあわせた土地利用の方針を検討します。また、公共の整備、宅地としての利用増進の必要性が高く、同意が得られる地域については、営農状況に配慮しながら面的整備などの促進により、良好な市街地の形成を図ります。
- ・ 人口規模に見合った集約型の都市構造をめざしつつ、開発の進められた郊外や既存の集落については、地区計画制度などの地域にあわせた土地利用の検討を行います。



※ 市街化区域：市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、用途地域を定め、道路、公園、下水道、教育施設などの都市施設を整備し、良好な市街地を形成するため積極的な整備開発を行う区域。

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
市街化区域の未利用地面積	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地の面積	185.1ha (平成18年度)	
耕作放棄地の面積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない、耕地の面積	22.5ha (平成22年度)	



施策目的 17

まちなかににぎわいがある まちになる

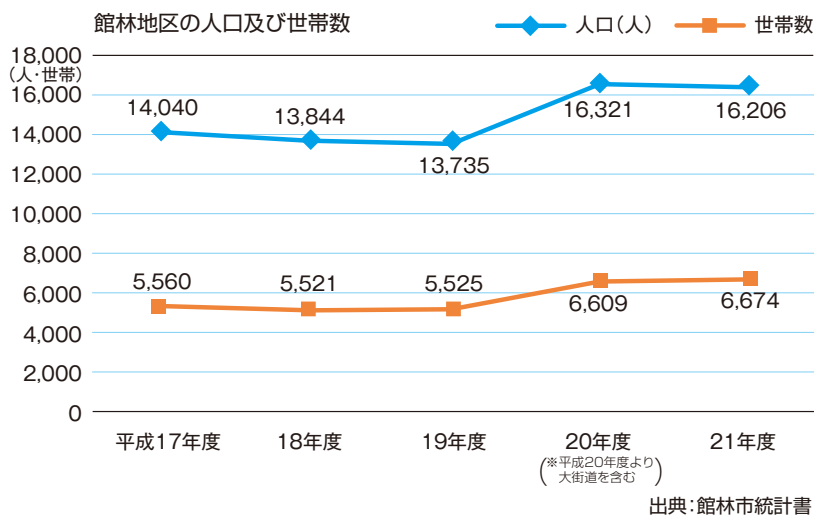
まちなか居住の促進や散策・回遊できる
まちなみの形成などにより、人々が交流し、
歩いて楽しめるまちをめざします

現状と分析

- ・ 本市の高齢化率は上昇しており、特にまちなかにおける高齢化率が高くなっています。これらの人口動向の変化に対応していくために、高齢化に対応したまちづくりが求められています。
- ・ 空き地や空き店舗が増加し、遊休地が増えています。そのため、まちなかの在住・交流人口の増加をめざして、空き地・空き店舗の利用促進を図り、人と人が交流できる空間づくりが求められています。
- ・ 本市には群馬県の東の拠点、両毛地域の南の拠点として地理的メリットを有し、アクセスに必要な高速道路や鉄道があります。その地域特性を生かし、事業所や商業、住居施設などの都市機能を集積させ、利便性や機能性を高めることが求められています。
- ・ 館林東西駅前広場連絡通路、大街道・栄町跨道橋完成により線路によって分断されていた東西、南北の交流が容易になり、「まちの顔」である駅周辺の土地利用が大きく変化しようとしています。今後も、西口駅前広場の整備などまちなかににぎわいの創出が必要です。

施策の方向

- ・ 空き地、空き店舗の情報の発信を積極的に行い、本市の地域特性をアピールし、土地利用を促進します。また、都市機能を集積させ、土地利用のあり方を、事務所・商業機能、居住機能を含めて検討します。
- ・ 本市にあった集約型都市構造を検討し、人と人の交流できるまちなかの活性化をめざします。
- ・ まちなか居住への促進のための支援策を検討します。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
館林地区の人口 及び世帯数	館林地区に住んでいるかたの人数及び世帯数	16,206 人 6,674 世帯 (平成 21 年度)	■■■➡
商業集積地区内商店数	商業集積地(商店街)における小売事業所数	158 店 (平成 19 年度)	■■■➡



施策目的 18

人や物が移動しやすく、 快適な生活がおくれるまちになる

良好な居住環境が整備され、
住み続けたいと思える
まちをめざします

現状と分析

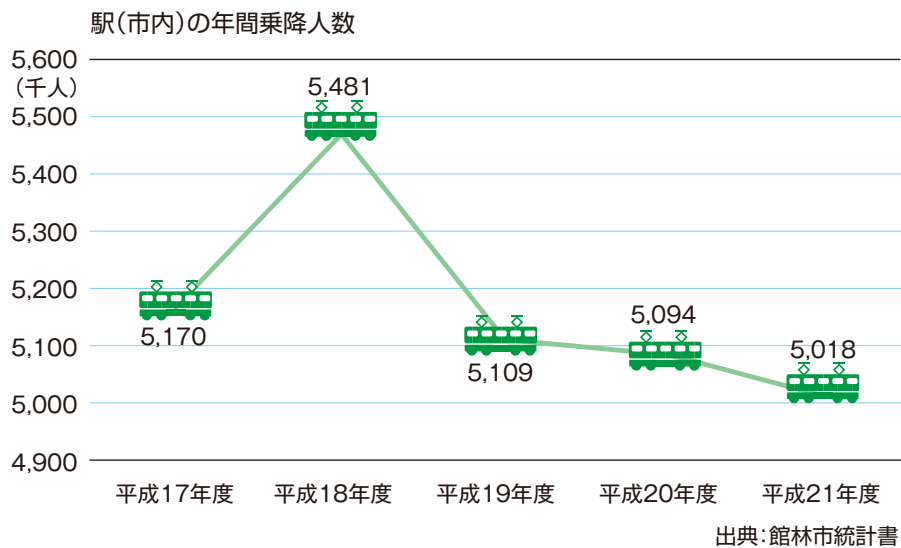
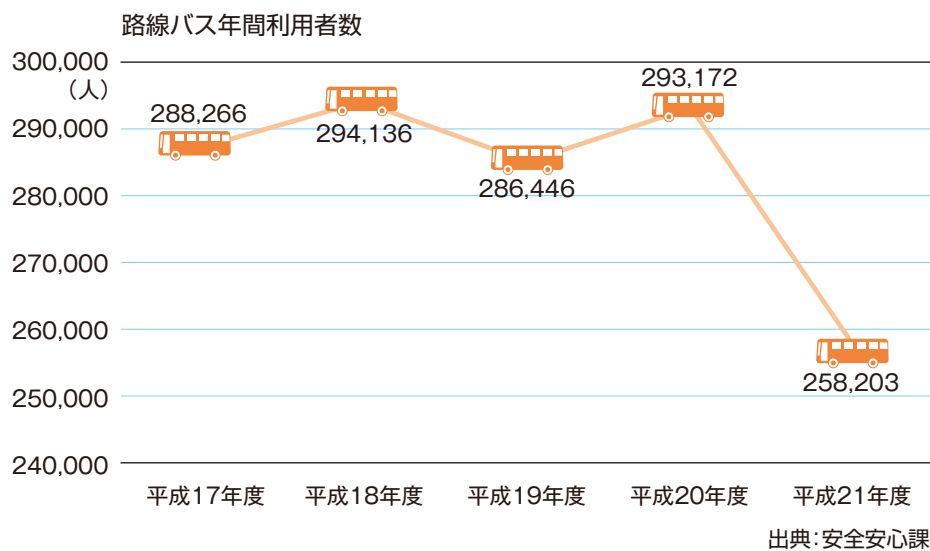
- ・ 本市のまちなみは、中世より城下町として形成されてきたため、高度成長期における急激な発展に対して、都市施設の整備が十分ではありません。
- ・ 私たちが生活するうえで道路は、人の移動や物流を支える大切な都市施設です。目的地への移動を円滑に行うためには、車社会の進展による交通量の増加にともなう慢性的な混雑の解消が求められています。
- ・ 地域の環境問題、超高齢社会に対応し、市民生活を豊かにする交通手段として、鉄道やバスなどの公共交通の重要性が高まっています。これにより、まちなかへの公共交通の利便性の向上や交通結節点の機能強化による乗り換えの円滑化が求められています。また、自動車利用から徒歩、自転車、公共交通機関を基軸としたシステムへの転換の促進による、安全で便利な環境負荷の少ない交通体系の構築が必要です。
- ・ まちなかには狭い道路が多く、歩道もないような、歩くには危険な場所が多くあります。交通弱者が増えていくことが予想されるなかで、歩行者に配慮したまちづくりが必要です。
- ・ 少子高齢化の進行や経済情勢の変化に的確に対応して、現在及び将来における市民の居住生活の基盤となる良質な住宅の供給などが求められています。
- ・ 自然、歴史、文化などの地域特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、市民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成が求められています。

施策の方向

- ・ 本市は、良好な居住環境の形成のため、区画整理事業などの推進により良好な市街地の形成に努めています。引き続き、防災機能の向上や市街地における居住環境の整備に努めます。
- ・ 広域幹線道路をはじめ、市内の幹線道路網を体系的に整備することにより、円滑な道路ネットワークの確立をめざします。



- ・ 市内移動手段の利便性、安全性の向上のため、道路などの整備を行います。また、歩行者の安全確保に配慮するとともに、自転車の利用者が安心して通行できるよう安全対策に努めます。
- ・ 鉄道の利便性向上のため、関係市町と連携を深めながら、地下鉄の乗り入れなどを鉄道会社に要望します。また、バスの運行については、近隣町との連携により、路線の検討や停留所の改善などを図りながら推進します。
- ・ マイカー依存への高まりにより、公共交通機関の利用者が減少しているなか、環境負荷軽減や交通混雑を緩和するため、公共交通や自転車などの環境負荷の少ない交通手段の利用促進を図る手法を研究します。
- ・ 住宅が、市民の健康で文化的な生活にとって不可欠であることから、低所得者、高齢者、子どもを育成する家庭などの居住の安定の確保が図られるよう努めます。
- ・ 本市の特徴的な原風景である、池沼、湿原などを保存・活用することで都市景観に彩りを与えます。また、史跡や寺社・仏閣などの歴史的資源を活用して景観形成を図っていく地区については、地域の景観に調和させるための配慮を行い、地域住民の理解のもと、地域の特色を生かした景観形成の推進を図ります。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
走行速度調査 ①国道 122 号 ②国道 354 号 ③主要地方道佐野行田線	平日の混雑時(朝・夕のラッシュ時)における実走行により区間の旅行速度を計測する調査。	①日向町 26.4 km/h 成島町 19.8 km/h ②小桑原町 31.0 km/h 赤生田町 27.3 km/h ③足次町 27.0 km/h 諏訪町 28.1 km/h (平成 17 年度)	
市道の整備率	道路延長に対する市道の整備進捗状況を示す数値	35.5% (平成 21 年度)	
土地区画整理事業進捗率 ①西部第一南地区 ②西部第一中地区 ③西部第二地区 ④花山地区	各区画整理事業の進捗率	① 76.2% ② 72.2% ③ 32.1% ④ 97.1% (平成 21 年度)	
路線バスの年間利用者数	8 線ある路線バスの年間利用者数	258,203 人 (平成 21 年度)	
駅(市内)の年間乗降人員	館林・茂林寺前・多々良・成島・渡瀬駅の年間乗降者数の合計	5,094 千人 (平成 21 年度)	



施策目的 19

緑の多い魅力のある まちになる

親しむことのできる
公園や緑地のあるまちを
めざします

現状と分析

- ・ 現在、本市には、つつじが岡公園をはじめとして48か所に、目的に応じた都市公園が整備されており、市民一人当たりの都市公園面積は13.11㎡で、県内平均及び全国平均を上回っています。これからも適正な管理と機能の更新、魅力の創出が必要です。
- ・ 都市化が進むなか、都市公園などは都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、自然とのふれあいや憩いややすらぎの場、コミュニティ形成、スポーツ・レクリエーション活動など、多様なニーズに対応する市民生活に密着した施設です。さらに、災害時の避難場所として活用されるなど、非常に重要な役割を持っています。
- ・ 本市には、誇ることのできる自然景観やそこに息づく動植物が数多く存在しています。今後も、その保全に努めるとともに、市外に積極的にアピールしていく必要があります。

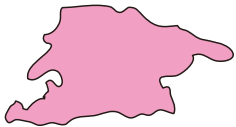
施策の方向

- ・ 自然景観の維持と魅力の発信に努めます。そして、憩いややすらぎとしての機能を保全するための管理とその他教育資源や観光資源としての機能を模索します。
- ・ 公園や緑地は市民のレクリエーションの場であり、人と人の交流の場でもあります。今後も利便性の向上に努めます。
- ・ 災害時には、公園や緑地は避難場所となります。災害時を想定し、活用できるように対策を講じます。
- ・ 市民が緑に親しみを覚え、公園などの緑地空間を維持できるように促します。
- ・ 市街地内に残る、平地林、社寺林、保存樹、水辺などの緑は、都市に潤いを与える身近で貴重な自然環境であり、都市の景観を維持するうえでも貴重な緑地であることから、継続して保全に努めます。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
市民一人当たりの公園面積	多くの市民にとって日常生活のなかで最も身近にあり、利用する機会の多い都市公園が確保されているかを測ります 都市公園面積／総人口	13.11㎡／人 (平成 22 年度)	➡



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

7 産業

～出会いと交流のある元気で活力のあるまち～



館林市立第十小学校 4年 井戸 麻由佳



施策目的 20

新しい産業が 起きるまちになる

創造性あふれ、
活力みなぎる産業が育つ
まちをめざします

現状と分析

- ・ 本市の主要産業の一つである製造業の製造品出荷額は、2,348 億 8,728 万円(平成 20 年)で近年ゆるやかに増加傾向にありますが、平成 21 年には減少が見込まれ、事業所数・従業者数においても年々減少しています。近年、急速なグローバル化が進むなかにあって、産業は、競合する国内外の産地や企業との競争力を高めるために、ものづくり産業の技術力や製品開発力を強化していくことが求められています。
- ・ 人々が起業し事業活動を行うことや中小企業の持続的な成長発展は、雇用を創出するなど、健全な経済社会を構築していくことの根幹であり重要です。産学官連携による新技術や新製品の開発などの技術革新を推進するとともに、創業や新事業創出などの経営支援を行うことが求められています。
- ・ 企業誘致は、関連産業の集積などによる地域経済の活性化、雇用機会の確保・拡大、税収の増加など、地域経済へ大きな波及効果をもたらします。
- ・ 本市は、食料品製造業の集積が特色になっており、今後も産業構造の強化につながる優良企業の誘致を推進することが求められています。

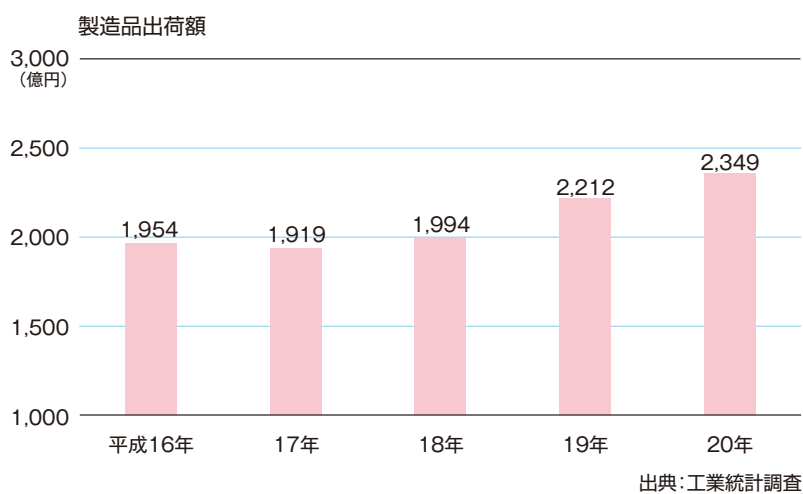
施策の方向

- ・ 新技術の研究開発、製品の高付加価値化、新分野の開拓などを通じ、ものづくり産業の基盤強化と育成を支援します。
- ・ 新しい技術の開発や新製品を作り出していくために、新たなバイオ技術などを近隣の大学と連携し、市内企業と共同で研究に取り組む産学官連携を推進します。
- ・ 創業者や事業継承者及び、自ら積極的に商工業を担っていく事業者に対し、人的ネットワークや販路の開拓、情報提供、経営相談などの支援を行います。
- ・ 本市の特色のある製品や地元農産物を素材とした加工食品など館林ブランドとして他と差別化を図り魅力を高めます。
- ・ 新たな産業を創出するための環境整備に取り組むとともに、本市の強みで



ある交通アクセスの優位性、食品産業などの集積を積極的に PR し、優良企業の誘致に取り組みます。

- ・ 企業誘致に向けた優遇制度の検討や環境整備により、地域の産業集積の向上と地域経済活性化をめざします。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
従業員一人当たりの付加価値額	労働者一人あたりにつき、どれだけの付加価値を生み出したかを測る尺度	1,454 万円 (平成 20 年)	
企業立地件数	新規企業の立地件数(1,000㎡以上)	2 件 (平成 21 年度)	



施策目的 21

事業者の活発な活動により、 商工業が盛んなまちになる

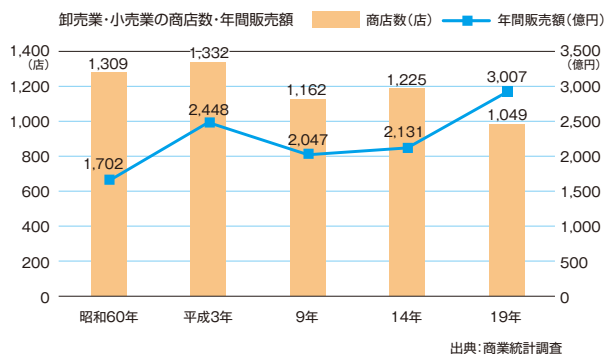
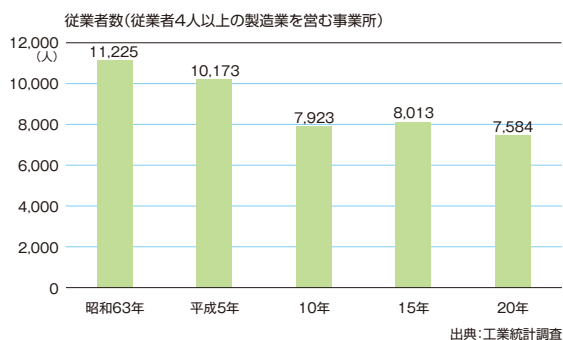
魅力とにぎわいあふれる
商工業が育ち、活気がある
まちをめざします

現状と分析

- ・ 卸売・小売業における商店数は、1,049 店(平成 19 年)となっており、昭和 57 年の 1,396 店をピークに減少しています。特に既存商店街については、空き地、空き店舗の増加や経営者の高齢化・後継者不足など、商店街の活力の低下や空洞化が課題となっています。販売形態や消費行動が多様化するなか、地域特性や消費者ニーズを考慮した魅力的で個性的な商店へ転換する必要があります。
- ・ 本市では、自動車部品をはじめとする輸送機器、食料品、機械、精密機器、金属など幅広い業種が集積していますが、産業のグローバル化や景気の長期低迷が影響し、本市の事業所数(従業者 4 人以上)は、271 事業所(平成 20 年)と昭和 63 年の 451 事業所をピークに減少しています。ものづくり基盤技術の高度化や製品の付加価値化を推進するため、技術力や経営基盤の強化を図ることが求められています。中小企業の育成を図るためには、営業活動、企業競争力の維持・強化、公的融資制度の充実、経営診断などによる経営基盤整備の支援に取り組む必要があります。

施策の方向

- ・ 地域の商店・商店街の経営力強化や維持、空き店舗などの活用、魅力的で個性的な商店街の形成に向けた取り組みなど商業環境の整備を支援し、地域と密着した利便性の高い商業の展開をめざします。また、商工会議所や商店街、市民活動団体等など関係機関等との連携による活性化の取り組みを支援します。
- ・ 中小小売業者の魅力ある店づくりや経営の合理化等により、経営力・販売力の強化などの経営革新を支援します。また、融資制度の利用による、経営基盤の安定化と経営強化を支援し、地域全体の産業競争力の向上をめざします。
- ・ 市内に蓄積された産業基盤や優れた技術・人材を活用し、企業間の連携を図り産業の高度化を支援します。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
従業者数	従業者4人以上の製造業を営む事業所に勤める従業者数	7,584人 (平成20年度)	■■■➡
小売業・卸売業の 商店数・年間販売額	市内の小売業・卸売業を営む商店数及び年間商品販売額	1,049店 3007億3609万円 (平成19年度)	■■■➡
事業所数・製造品 出荷額等	従業者4人以上の製造業を営む事業所数及び製造品出荷額等	271事業所 2348億8728万円 (平成20年度)	■■■➡



施策目的 22

安定した労働環境が 整っているまちになる

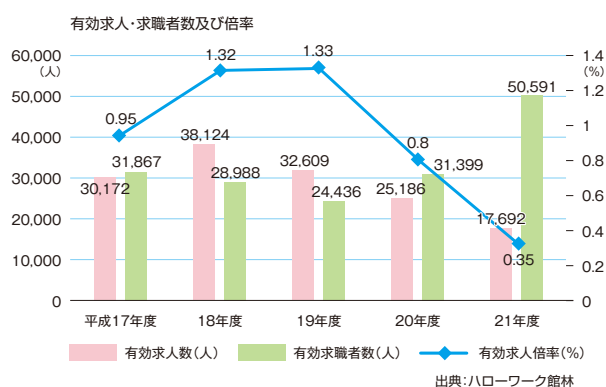
市内で働ける環境が
整っており、安定的に働ける
まちをめざします

現状と分析

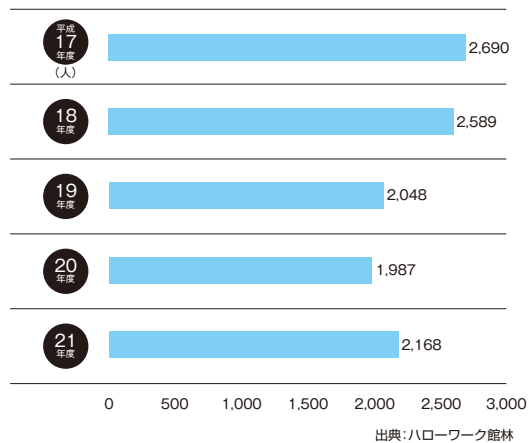
- ・ 平成 20 年の金融危機の影響により、平成 21 年以降の有効求人数^{*}は、急激に減少し、一方有効求職者数^{*}は、大幅に増加するなど、雇用環境は厳しい状況が続いています。
- ・ 失業率の増加や不安定な就労形態は、将来の社会や経済に大きな影響を与えるものとなっています。また、人口の減少による労働者不足、中・高年齢者、障がい者の就業、女性の再就職・職場復帰などさまざまな課題があります。そのため、これらの課題に対応した雇用の促進や新たな就労の場の確保へ向けた取り組みが求められています。
- ・ 求職者は、自分にあった職業を選択するための情報の入手や企業が求める技能や能力を身につける必要があります。今後も、関係機関と連携した就業支援や就業意識の向上に向けた取り組み、中高年齢者や若者の就職支援、求人開拓など充実が求められています。
- ・ 就業意識やライフスタイルが多様化するなか、勤労者が豊かに暮らすことのできるよう幅広くきめ細やかな支援の充実が求められています。

施策の方向

- ・ 関係機関と連携し、求人開拓を行い求人・求職情報を発信していくとともに、就業に必要な能力を身につけるための取り組みをさらに推進します。
- ・ 働く人が安心して生活できるよう、勤労者向けの融資制度の充実や事業主と労働者間の協議の場を設けるなど、働きやすい労働環境に対する配慮や施策を充実します。
- ・ 勤労青少年ホームや商工会議所等を利用した教養講座や専門講座などを通して、働く若者のための生きがいや仲間づくりの場を提供します。
- ・ 融資や中小企業の共済の奨励などを通じ、勤労者の生活向上と福祉の増進を支援します。



就職者数



- ※ 有効求人数：公共職業安定所で扱った、前月・前々月から繰り越した求人数(企業等の事業所が雇用したいとする人数)に、当月新たに登録された求人数を合計したもの
- ※ 有効求職者数：公共職業安定所で扱った、前月・前々月から繰り越した求職者数(求人の対義語で、職業を求める者の人数であり、前月・前々月から繰り越した者及び雇用保険受給期間中の者)に、当月新たに登録された求職者数を合計したもの

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
有効求人倍率 (ハローワーク館林管内)	求職者数に対する求人数の割合	0.35 倍 (平成 21 年度)	
就職者数 (ハローワーク館林管内)	求職者が新たにどれだけ就職したかを示すもの	2,168 人 (平成 21 年度)	

施策目的 23農産物を安定して
提供できるまちになる

効率的で安定的な農業が営まれ、
安全で安心な農産物を提供できる
まちをめざします

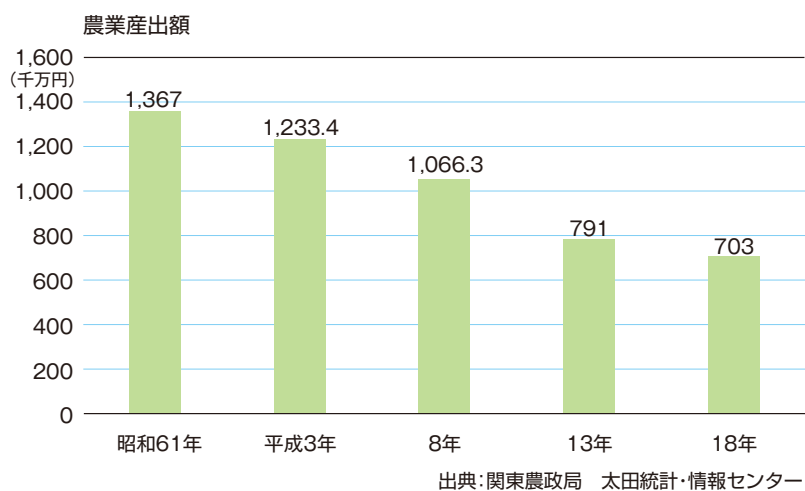
現状と分析

- ・ 新規就農者の減少や就農者の高齢化により、農業従事者も減少し、うち販売農家の約 51.5% が 60 歳以上という状況です。それにともない、耕作放棄地も増加傾向となることが予想されており、農業を支えるしくみづくりや担い手の育成、農地の保全など、就農環境の整備を計画的・統合的に図っていくことが求められています。
- ・ 国際競争や市場の成熟化による農産物の価格及び収益性の低下など、農業の産業としての弱体化が危惧されています。農業経営が収益面でも厳しいなか、付加価値や収益性の高い農業への転換が求められています。
- ・ 食の安全に対する関心が高まるなか、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給や環境に配慮した農業の取り組みが求められています。

施策の方向

- ・ 農家数が減少するなか、新たな担い手の育成を図るため、関係機関と連携を図りながら育成・指導を行うとともに、認定農業者[※]などへの情報提供や支援を行い、集落営農の組織化・法人化など地域の実情に即した経営体の育成を図ります。
- ・ 優良農地の確保と有効利用を促進するため、土地改良事業を行うとともに、農地の利用集積を図ります。
- ・ 消費者ニーズにあった競争力のある安全・安心でおいしく、新鮮な農産物づくりを進め、農産物のさらなるブランド化と高付加価値化を進めるとともに、食をテーマとした交流事業等を通じて、地産地消、食育などに対する市民意識の向上を図ります。

※ 認定農業者：効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業者が作成する 5 年後に年間労働時間 2,000 時間、1 経営体の所得 600 万円をめざした農業経営改善計画の認定を受けた農業者。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
認定農業者数	効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業者が作成する農業経営改善計画の認定を受けた農業者数	196 経営体 (平成 22 年度)	
農業法人数	農業法人は、法人組織をとる農業経営体。制度面から会社法人(会社の形態)と農事組合法人(組合の形態)に大別される	12 経営体 (平成 22 年度)	
農用地利用集積面積	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して、農用地の利用の集積を促進するもの	595.5ha (平成 22 年度)	



施策目的 24

多くの人が訪れたいくなる 個性と魅力のあるまちになる

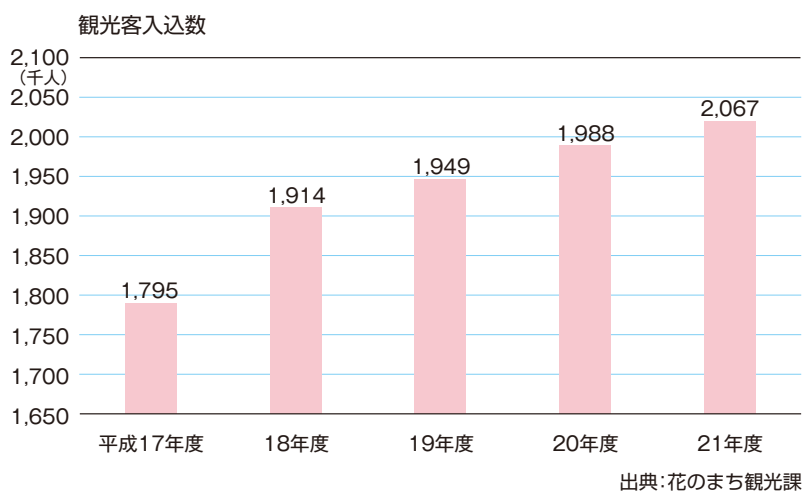
観光の魅力や物産が充実して、
繰り返し訪れてみたいくなる
まちをめざします

現状と分析

- ・ 地域経済を活性化するためには、交流人口の拡大を図ることが大きな課題です。なかでも、観光振興は、さまざまな波及効果が期待できるため、多様化する観光客のニーズに配慮した新たな観光資源やメニューの開発、受け入れ体制の充実とともに、関係機関と連携したPR活動に努めることが求められています。
- ・ 観光客が、楽しみながら快適に過ごすことができるよう、地域のイメージアップやおもてなしの心の育成、地域性豊かな特産品の開発など、多様な魅力の創出に努める必要があります。
- ・ 豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を活用し、観光客が四季を通して訪れるような回遊性を持たせた観光基盤の整備が求められています。
- ・ 本市には、世界に誇れるツツジの古木群があります。そのすばらしさを後世に伝えるよう関係機関と連携した取り組みが求められています。

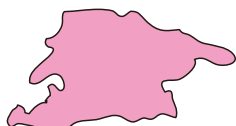
施策の方向

- ・ 観光による地域経済の活性化をめざして、ニーズに対応しながら、本市の持つ観光資源の特徴を生かした取り組みを充実します。
- ・ 観光客の受入体制を整備・充実するとともに、おもてなしの心にあふれる人づくりとまちづくりを推進することで、観光客が繰り返し訪れてみたいくなる地域づくりをめざします。
- ・ PR活動を積極的に行い、さらに「ツツジのまち」館林をアピールしていくとともに、年間を通して花のまちづくりをめざします。
- ・ 樹齢800年を超えるヤマツツジの古木群などの保護・育成に力を入れます。
- ・ つつじが岡公園や茂林寺と城沼・多々良沼・近藤沼・茂林寺沼に代表される大小の沼と一体化した観光ルートの整備や、近隣市町と連携し、広域的な観光に取り組めます。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
観光客入込数	年間を通して花まつりや主な観光施設を訪れた観光客数	2,067,874 人 (平成 21 年度)	
観光ボランティアガイドの団体数及び登録者数	観光ボランティアガイドの団体数及び登録者数	6 団体 69 人 (平成 22 年度)	
地域の行事などに参加している市民の割合	市民活動調査 「地域の祭りや行事、イベントなど、地域のにぎわいと活力を生み、人々のきずなを強める」	36.7% (平成 22 年度)	
国内外から来訪した方たちと交流をすすめる活動をしている市民の割合	市民活動調査 「観光や仕事などのために、国内外から来訪した方たちを温かくもてなし、交流をすすめる」	9.2% (平成 22 年度)	



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

8 計画推進

～まちづくりのしくみが整い発展できるまち～



館林市立第一小学校 4年 小松崎 ちひろ



施策目的 25

まちづくりを市民と行政が 共創して行うまちになる

地域のさまざまな人々や団体、組織、行政が、
共にまちを創り、新しい価値を創りだしつつ、
社会目的を達成するしくみが整っているまちをめざします

現状と分析

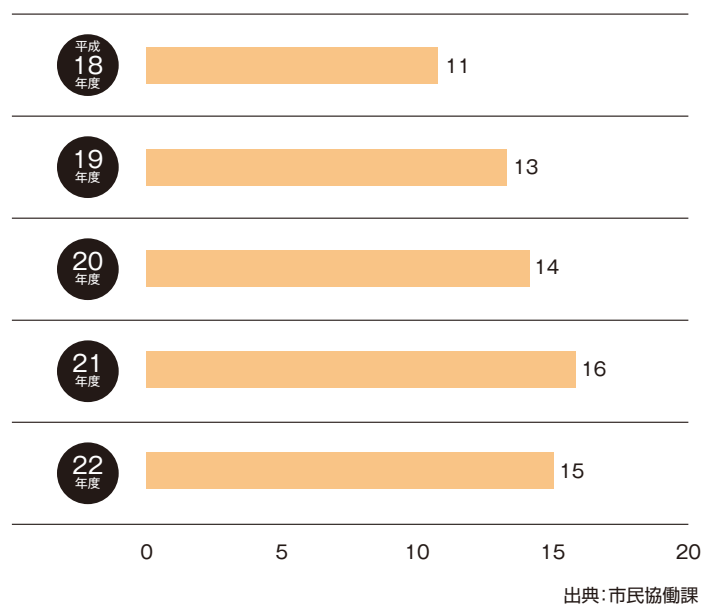
- ・ 都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域とのつながりの希薄化に起因するさまざまな問題が生じています。
- ・ 地域課題の解決や社会目的を達成するための取り組み体制は、行政と民間の役割を明確にすることよりも、課題、時、場所などによって役割を柔軟に、テーマごとのネットワークなど最適な組み合わせが必要になります。
- ・ 市民ニーズの多様化、市民団体の活発化、行財政の縮小化が進むなかで、施策の立案、実施、評価段階において市民の意見を生かす機会をいっそう充実するとともに、市民と行政の共創による市政運営を進める必要があります。

施策の方向

- ・ 市民のまちづくりへの意識の向上と主体的な参画の促進、今後のまちづくりを担う人材を育てていくとともに、市民や団体、組織、行政が協働できるネットワークづくりなどまちづくりに参加しやすい環境整備を図ります。
- ・ 行政が市民などと共創の構築を進めるために、権限と責任の移譲や支援を図ります。



NPO法人数



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
N P O 法人数	新しい公共の担い手のひとつであるN P O法に基づく認証法人数(市内に事務所のある法人数)	15 法人 (平成 22 年度)	
市民活動団体数	新しい公共の担い手のひとつであるボランティア団体数(ボランティア活動団体等実態調査)	87 団体 (平成 22 年度)	
共に魅力的なまちを創るための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「市政に積極的に参加し、行政と情報を共有しながら、共に魅力的なまちを創るための活動」	15.3% (平成 22 年度)	



施策目的 26

人権尊重の意識が生活のなかに定着した 住みよいまちになる

すべての市民が
相互理解と共生の意識を持っている
まちをめざします

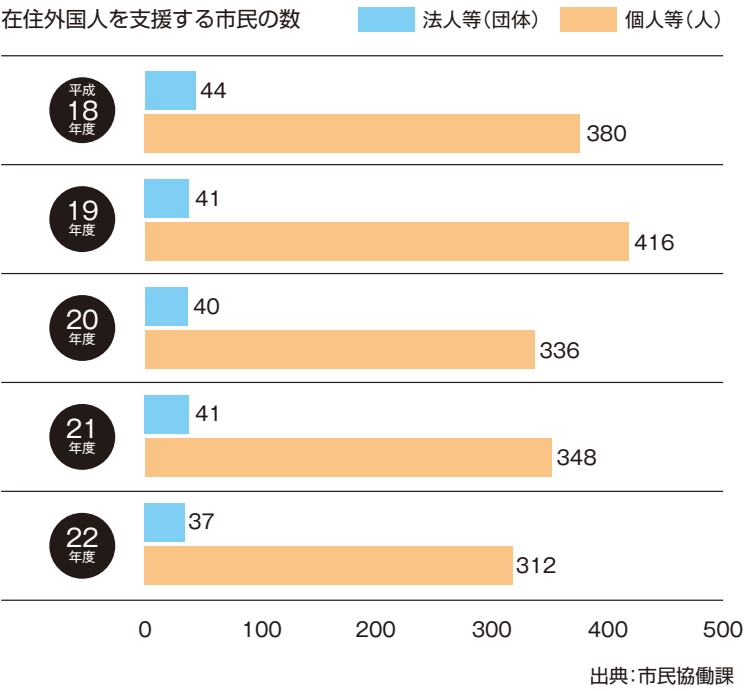
現状と分析

- ・ 人権尊重の精神が生活のなかに定着しつつありますが、個人の意識や行動、社会習慣のなかに差別や偏見は残っており、その解消が重要です。
- ・ 人口減少社会に対応し、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会^{*}を実現するためには、意識啓発運動など、社会全体における市民運動として取り組むとともに、仕事と生活の調和を可能にする環境整備を推進する必要があります。
- ・ 市民の誰もが心の壁を感じることなく平和に安心して暮らしていくため、すべての市民が、お互いの個性や特性を認め、理解しあい、人権を尊重し、社会的弱者を包み込み支える、共生の意識を持つことが重要になっています。

施策の方向

- ・ 誰もが暮らしやすい社会づくりの重要性はますます高まっており、よりいっそう、社会全体に対する意識啓発と取組促進を継続的に行うよう働きかけます。
- ・ 一人ひとりが人権を守り、個人が尊重され、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくため、男女共同参画社会の構築を促します。
- ・ すべての市民が理解・協調のもとに安心して快適に暮らす地域社会の実現をめざした多文化共生の地域づくりを促します。
- ・ 地域コミュニティの再生が求められており、世代を超えた交流などを進めることや、地域住民による互助、共助のしくみが組み込まれた地域社会づくりを働きかけるとともに、地域の課題解決のため、自治会や町内会などの地縁型コミュニティ^{*}と、NPOなどの目的型活動組織の民と民の共創を促します。
- ・ 平和な社会をめざし、恒久平和への意識を高める啓発活動を推進します。

- ※ 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。（男女共同参画社会基本法第2条）
- ※ 地縁型コミュニティ：一定の地域内に住所を有する者で組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な活動を行っている共同体のこと。



指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
在住外国人を支援する市民の数	在住外国人を支援するボランティア団体の会員数（個人・法人）	個人等 312 人 法人等 37 団体 （平成 22 年度）	
男性優位と思う市民の割合	男女の地位の平等感 （男女共同参画社会に関する市民意識調査）	65.3% （平成 22 年度）	
人権が尊重される平和な社会をつくるための活動をしている市民の割合	市民活動調査 「男女や国籍などによる差別や偏見のない、人権が尊重される平和な社会をつくるための活動」	12.9% （平成 22 年度）	



施策目的 27

高品質で生産性の高い行政活動が展開されているまちになる

目的を常に意識し、成果を重視する行政経営システムが整っていると同時に、健全な財政運営がなされ、高品質で生産性の高い行政活動をめざします

現状と分析

- ・ 地方分権の進展や少子高齢社会の到来などにもとない、多様化、高度化する行政課題に対応し、少ない負担で高水準な行政サービスを行うためには、行政改革をよりいっそう推進していくことが求められています。
- ・ 職員の意識改革や目的達成に向け最適な組織機構の見直し、適正な人事管理、政策評価等を実施するための実効性のあるシステムの確立が必要です。
- ・ 本市では、節度ある財政運営を推進し財政の健全化に努め、まちづくりを進めてきましたが、国の地方財政制度改革や、社会経済状況の変化により、厳しい財政運営を余儀なくされており、先行きの不透明感が解消されていません。
- ・ 人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、市民ニーズのいっそうの多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化にもとない、行政課題がますます複雑化しています。
- ・ これらの状況から、将来にわたって魅力あるまちづくりを進めていくために、行政経営基盤の強化に努め、成果を重視した目的指向型行政経営システムを確立する必要があります。

施策の方向

- ・ 職員数の適正化を推進するとともに、目的達成や多様化する行政課題に対応するため、最適な組織機構の見直しを進めます。
- ・ 体系的な職員研修を実施し、企画立案能力や政策形成能力の高い職員等の人材育成に努めます。
- ・ 総合計画の適切な進行管理と政策評価を行い、生産性の高い事業執行を図るため、業務棚卸^{*}の適切な運用を行うとともに、さらなる活用を進めます。
- ・ サービスの向上及び業務の効率を高めるため、情報システムの最適化に努めます。

- ・ より市民に近い庁内各部への権限の移譲を進め、政策機能を強化するとともに、より品質の高いサービスが提供できるよう各部間の連携を強化し、横断的な取り組みを図ります。
- ・ 市政の基本方針や重要施策については、政策決定過程の透明性を確保し、迅速かつ戦略的な方針決定ができるしくみを構築します。
- ・ 将来的な行政運営を展望するなかで、従来の市町区域を越え、効率的な行政運営に対する取り組みが求められていることから、交通、経済、文化など共通の地域性を有する近隣市町や広域での連携を官民が一体となって、いっそうの強化を図ります。
- ・ 財政運営の健全化のため課税の適正化、収納率の向上などにより、自主財源の確保に努めます。
- ・ 将来にわたる財政の健全性を確保するため、中長期的な計画の策定など、将来世代への負担に配慮した財政運営を推進します。
- ・ 市有地の効率的な管理や、未利用市有地の有効利用を図ります。

※ 業務棚卸:業務棚卸表は、係が総合計画の施策目的を達成するために、具体的に何をどこまでやるのか、1年間に実施する業務の内容を、目的・手段に体系化し記述したもの。目的達成のための作戦の構築、作戦の評価と改善などの目的指向型行政運営を推進するツールとして、係で共有して目的の達成をめざすとともに、総合計画の実施計画書として市民に公開し、業務の「見える化」を図るもの。

※ 実質公債費比率:地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)及びそれに準じる額を指標化したもの。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。
早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」、財政再生基準を超えると従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となる。

※ 将来負担比率:地方公共団体の借入金(地方債)及び公営企業や一部事務組合等に対して将来支払っていく可能性のある負担額などを指標化したもの。市町村は350%を早期健全化基準としている。
早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となる。

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
第五次行政改革大綱の進捗率	第五次行政改革大綱(平成22年度～26年度)における進捗状況	0% (平成22年度)	
財政指標(健全化判断比率)早期健全化基準値内の維持	実質公債費比率*(早期健全化基準 25.0%) 将来負担比率*(早期健全化基準 350.0%)	実質公債費率 6.8% 将来負担比率 111.9% (平成21年度)	



施策目的 28

開かれた行政となり、 透明性の高いまちになる

市民との共創を促すため、まちづくりの情報が
わかりやすく提供され、また入手できるしくみが整い
信頼される行政が展開されているまちをめざします

現状と分析

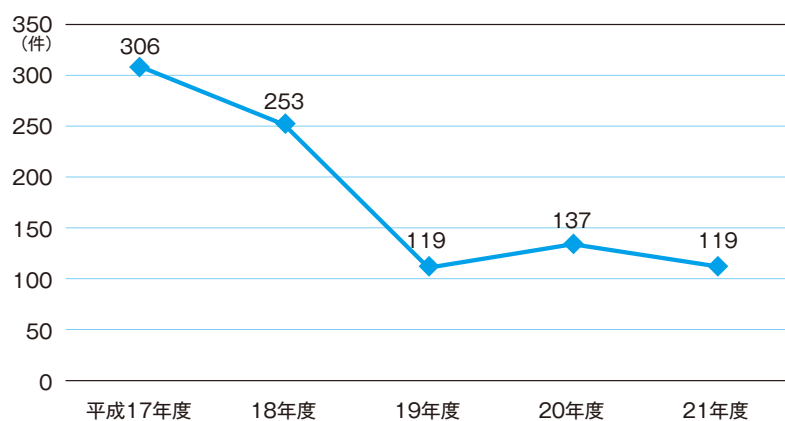
- ・ 市民の意見・要望を市政に反映させるため、まちづくり懇談会など、積極的な広聴に努めるとともに、広報たてばやしや市公式ホームページなどにより効果的な広報に努めています。
- ・ 地方分権が進み、市民との共創が強く求められるなかで、社会目的を共通のものとするため、市政情報の提供・公開をよりいっそう積極的に進めることが求められています。
- ・ 市民が声を寄せる手段の拡充を図るとともに、意見に対しては、相手の立場に配慮した説明責任に努める必要があります。

施策の方向

- ・ 市政のさまざまな情報を適切に管理するとともに、市民が行政の持つ情報資源を有効に活用できるよう情報の共有を図ります。
- ・ 市民との意思疎通を図り、理解と協力を得ながら行政課題を解決するために、市政情報のわかりやすい広報を進めます。
- ・ 法令順守を徹底し、適正・公平な執行に努めます。



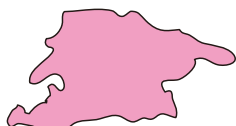
まちづくりに関する意見



出典:市民協働課

指 標

指 標	指標の内容	基 準 値	今後の目標
まちづくりに関する意見	市に寄せられた意見要望等受付数	119件 (平成21年度)	
インターネットを活用して情報検索や情報発信している市民の割合	市民活動調査 「インターネットを活用して情報検索や情報発信をすること」	41.6% (平成22年度)	
館林市のホームページを閲覧している市民の割合	市民活動調査 「館林市のホームページを閲覧すること」	21.1% (平成22年度)	



THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

資料



館林市立美園小学校 5年 大塚 悠輝

館林市第五次総合計画策定方針

1 計画策定の必要性及び趣旨

館林市では、「やすらぎと活力に満ちた公園文化都市」をつくるため、平成22年度(2010年度)の将来像を基本目標とした「たてばやし市民計画2010」(第四次総合計画)を策定し、市民との協働により、計画の着実な推進に努めてまいりました。

しかし、少子高齢化の急速な進行や地方分権、国の三位一体の改革の推進など地方にとって厳しい時代潮流とともに、本市をとりまく社会経済状況の低迷など、取り組むべき課題に的確に対応していかなければなりません。

今後の対応として本市は、「たてばやし市民計画2010後期基本計画」で取り入れた企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供をめざすシステムを確立し、自立できるまちづくりを推進してまいります。

そこで、本市の置かれている現状や課題を整理・分析したうえで、自立したまちを創造するため、目的志向型の戦略計画として館林市第五次総合計画を策定します。

《計画策定の理念》

成果志向

成果(アウトカム)を実現することを行政の目的とします。

市民をはじめ、企業、NPOなどと力を合わせ、社会の運営にあたる「協働・共創」社会の実現のため、成果(アウトカム)志向の行政経営をめざします。

《計画策定の視点》

時代の潮流を捉えた計画づくり

人口減少社会、少子高齢社会、危機管理社会、資源循環型社会、低成長社会、交流型社会などの多角的な時代に対応した計画づくりをめざします。

市民への積極的な情報提供と市民参加による計画づくり

市民への情報提供及び計画への参加の促進に努め、市民と共有する計画づくりをめざします。

財政状況に即した計画づくり

国、地方における厳しい財政状況、さらには社会経済情勢の中長期的な予測が困難な時代において、長期的な視点で健全な財政運営に配慮した計画づくりをめざします。

行政評価と連動する計画づくり

計画に掲げるまちの姿にどのくらい貢献したかを評価し、その結果を次の企画や実施、予算配分に反映していくしくみ(行政評価システム)を取り入れ、行政評価と連動する計画づくりをめざします。

業務棚卸表による毎年度のPDCAサイクルの徹底

総合計画の単年度の実施計画・実績報告である業務棚卸表に、総合計画の目的・数値目標を反映させ、P(Plan:計画)－D(Do:実施)－C(Check:評価)－A(Action:改善)サイクルをスタートします。

わかりやすい計画づくり

アウトカム(成果)を具体的に掲げ、どのような状態をめざしているのか、そのために誰が何をすべきかわかりやすい計画づくりをめざします。

2 計画の概要

(1) 計画の構成

総合計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

① 基本構想

基本構想は、市の将来目標及び基本的施策を明らかに、市政運営の指針とするものです。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に基づいた、各分野で取り組むべき行政施策展開の指針とするものです。

③ 実施計画(主要事業等・業務棚卸)

基本計画に基づいた施策の具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

(2) 計画の目標年次及び期間

① 基本構想

目標年次は、平成32年(2020年)とします。

② 基本計画

計画期間は、前期5年(平成23年度～27年度)、後期5年(平成28年度～32年度)とします。

③ 実施計画(主要事業等・業務棚卸)

主要事業等：計画期間は3年間とし、ローリング方式により毎年見直し・更新します。

業務棚卸：総合計画の単年度の実施計画として位置付け、全事業を毎年見直し・更新します。

3 計画策定体制

(1) 市民参加

計画策定にあたっては、市民意識調査を実施するとともに、地区別懇談会を開催し、市民ニーズの把握に努めます。

(2) 審議会の設置・運営

協働・共創の社会をめざすため、館林市総合計画審議会条例に基づき、市民や企業、NPOなどからも委員を選出した審議会を設置し、基本構想案及び基本計画案について審議いただきます。

(3) 庁内策定体制

館林市総合計画策定に関する規程に基づき、総合計画策定委員会を設置し、全庁体制のもとに計画の策定を推進します。

委員会：総合計画の策定に係わる重要事項を審議決定し、庁議構成員をもって組織する。

専門部会：各部会において総合計画策定を専門的に行い、参事(各課・施設長)により構成する。

計画主任：総合計画に係わる事務を行うため、関係各課・施設より選出する。

サポートチーム：総合計画に係わる必要な資料の収集、整理及び分析、事務事業の調査、企画及び調整等計画主任の職務をサポートする。

(4) 策定の日程

平成22年12月までに策定することとします。

館林市総合計画策定に関する規程

昭和 53 年 11 月 25 日

館林市訓令第 14 号

改正	昭和61年 3 月27日訓令第 2 号	平成16年 3 月24日訓令第 6 号
	平成 3 年 2 月28日訓令第 2 号	平成16年12月 1 日訓令第 9 号
	平成 6 年 6 月 6 日訓令第 4 号	平成20年 3 月24日訓令第 3 号
	平成11年 3 月25日訓令第 1 号	平成21年 9 月30日訓令第 5 号
	平成12年 1 月24日訓令第 1 号	

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市総合計画(以下「総合計画」という。)策定事務の円滑なる推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を図るために策定する総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画よりなるものをいう。
- (2) 基本構想 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の規定によるもので、市の将来目標及び基本的施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、市の施策及び根幹的事務事業について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(策定組織)

第3条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、総合計画の策定に係わる重要事項を審議決定する。
- 3 委員会は、庁議の構成員をもって組織する。

(事務局の設置)

第4条 総合計画案を策定するため、委員会の補助組織として、総合計画策定事務局(以下「事務局」という。)を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び参事を置く。
- 3 事務局長には政策企画部長、事務局次長には企画課長及び参事には関係する各課・施設長をもって充てる。

(専門部会)

第5条 事務局に次の専門部会を置き、総合計画案策定を専門的に行う。

- (1) 環境と安全の部会
 - (2) 福祉と健康の部会
 - (3) 子育てと学びの部会
 - (4) 都市と産業の部会
 - (5) 計画推進の部会
- 2 各専門部会は事務局長の指名した参事により構成し、専門部会ごとに部会長 1 名、副部会長 1 名を置く。

- 3 専門部会は部会長が招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部会長は、必要あると認めるとき関係職員等を専門部会に出席させ、意見等を求めることができる。

(計画主任)

第6条 参事を補佐し、総合計画に係わる事務を行わせるため、関係する各課・施設に計画主任1名を置く。

(計画主任の職務)

第7条 計画主任は参事の命を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画に係わる必要な資料の収集、整理に関すること。
- (2) 総合計画に含まれる事務事業の調査、企画及び調整に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(サポートチーム)

第8条 事務局の総合計画策定業務の円滑化を図るため、サポートチームを置く。

- 2 サポートチームは、職員30人以内で組織する。
- 3 サポートチームの構成員となる職員は、事務局長が別に指名する。

(サポートチームの職務)

第9条 サポートチームは、事務局長の命を受け、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 総合計画に係わる資料の整理及び分析に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に関し必要なこと。

(連絡調整)

第10条 事務局長は、必要あると認めるとき部会長会議等を開催することができる。

- 2 部会長は、その所管事務の遂行上必要あると認めるとき事務局長に申し出て、合同部会その他必要な措置を求めることができる。

(結果報告)

第11条 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議若しくは策定を終了したときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第12条 計画策定の庶務は、政策企画部企画課で処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日訓令第2号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月28日訓令第2号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月6日訓令第4号)

この訓令は、平成6年6月6日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 24 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 24 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日訓令第 5 号）

この訓令は、告示の日から施行し、平成 21 年 9 月 17 日から適用する。

館林市総合計画審議会条例

昭和 53 年 3 月 28 日

館林市条例第 7 号

改正 昭和61年 3 月26日 条例第 1 号

平成15年12月18日 条例第18号

平成 2 年12月26日 条例第16号

平成19年12月21日 条例第23号

平成10年 9 月17日 条例第16号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、館林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ館林市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 50 人以内で組織し、委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員 10 人以内

(2) 知識経験を有する者 40 人以内

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に諮問事項を専門的に調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 館林市総合開発計画審議会条例(昭和 45 年館林市条例第 35 号)は、廃止する。

附 則 (昭和 61 年 3 月 26 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 12 月 26 日条例第 16 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 9 月 17 日条例第 16 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 12 月 18 日条例第 18 号抄)

(施行期日)

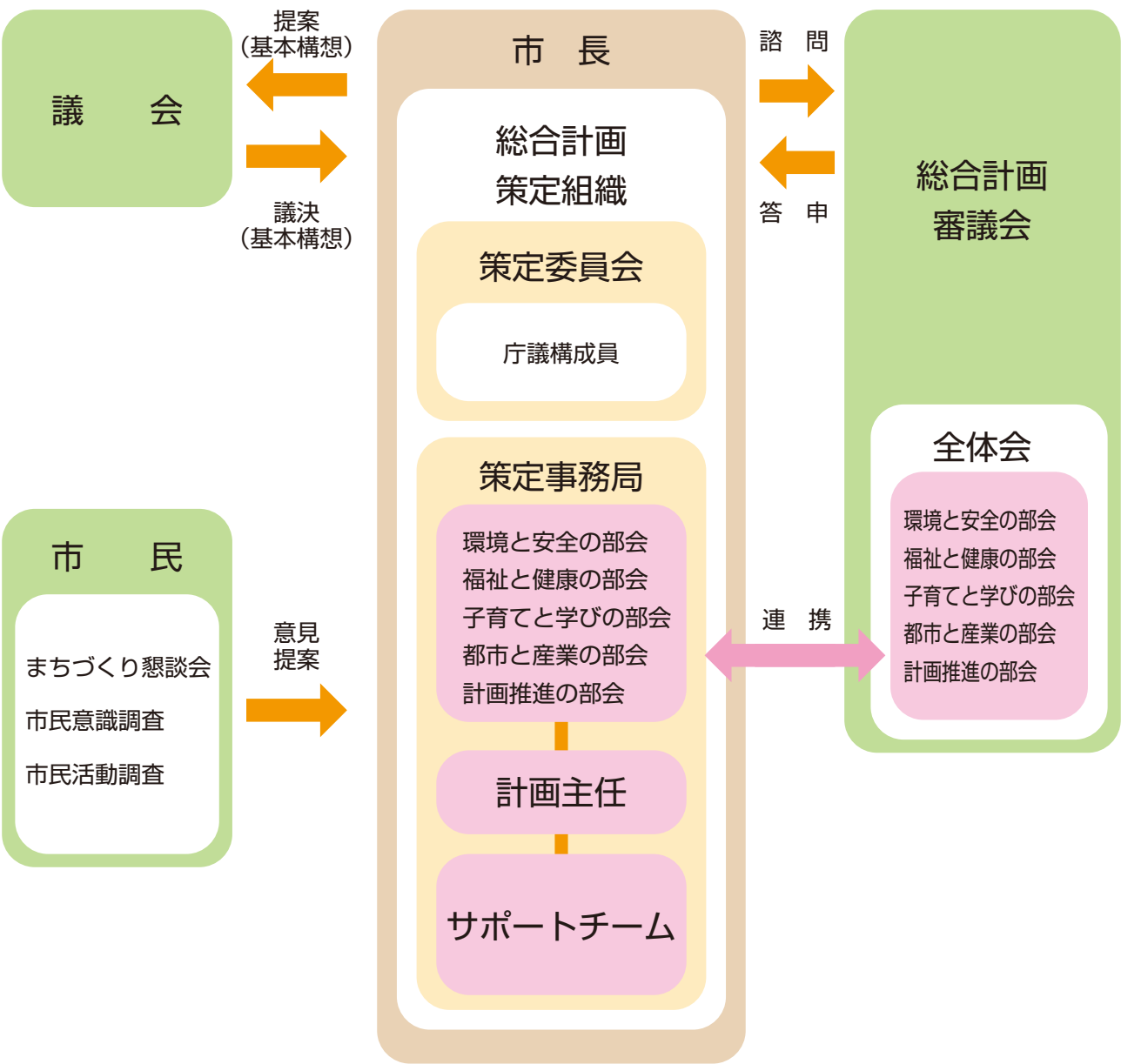
- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 21 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

館林市第五次総合計画策定体制



平成22年 8月20日

館林市長 安楽岡 一 雄 様

館林市総合計画審議会
会長 小 野 哲 夫

館林市第五次総合計画について(答申)

平成21年12月1日付けで市長から諮問をうけた館林市第五次総合計画について、本審議会は館林市総合計画審議会条例第2条に基づき、慎重に審議しました。

その結果、基本構想及び基本計画は審議結果を反映し、適当と思われるので答申します。

なお、計画を推進するうえで、下記の点に十分に配慮されることを要望します。

記

- 1 将来像「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」の実現に向け、基本構想に掲げた8つの目的を分野横断的に、共創の理念のもと全市をあげて取り組むよう努められたい。
- 2 計画の実施においては、これまで築いてきた歴史や文化、また観光資源を十分に活用し、地域特性を生かした特色のあるまちづくりに努められたい。
- 3 地方分権・地域主権の推進により地方自治体の責任が重くなるなか、徹底した行財政改革を進め、市民が安全・安心して暮らせるよう最大限の努力を要望する。

その他、審議の過程で別紙のとおり各委員から意見が出されておりますので、十分に配慮されるよう要望します。

別 紙

【個別意見】

■基本構想について

○基本目的 Ⅲ 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち

- ・ 市民が安心して必要な医療が受けられるよう、地域の中核的医療機関として館林厚生病院の医療水準の充実を図り、さらに当地域の特殊性を考慮し、県内はもとより県境を跨いだ救急医療体制の広域化にも取り組み、その整備に努めること。

○基本目的 Ⅳ 子どもたちが健やかに成長できるまち

- ・ 子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待については、学校、家庭、地域、その他関係各機関が連携を密にし、その根絶に向けたきめ細かな取り組みを行うこと。

○基本目的 Ⅴ 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち

- ・ 生涯学習のまちづくりを推進するにあたっては、市民の学習活動の拠点であるそれぞれの施設が持つ教育機能をこれまで以上に高めるとともに、さまざまな市民活動を活性化し、協働・共創のまちづくりにつながるような取り組みを行うこと。

■基本計画について

○施策目的 04 災害に強く、犯罪のない安全安心なまちになる

- ・ 住宅・建築物の耐震化について表現されているが、耐震化だけでなく、不燃化の必要性についても十分に検討すること。

○施策目的 05 地域で支えあい、誰もが自立できるまちになる

- ・ 日常生活に起きるさまざまな困りごとや一人暮らし世帯に対しては、町内会組織なども含め、隣近所の目で見守る相互扶助体制の確立に努めること。

○施策目的 06 高齢者が生涯はつらつと生活できるまちになる

- ・ 民生委員や地域関係機関などを通じて、高齢者向けボランティア活動の支援や軽スポーツなどの情報提供や参加指導を積極的に行うこと。
- ・ 高齢者に対し介護予防を強化するとともに、要介護の高齢者に対しては適切なサービスが受けられるように努めること。

○施策目的 07 障がい者が自立した生活をおくることができるまちになる

- ・ 障がい者に対して機能訓練や職業訓練の支援を強化し、雇用機会の向上には、民間企業や行政機関に対し指導要請をすること。
- ・ 障がい者に対し適切なサービスが受けられるように努めること。
- ・ 障がい者施策を推進するうえで、雇用状況など必要なデータについて収集に努めること。

○施策目的 08 互いに助けあい、安心して生活できるまちになる

- ・ 国民健康保険においては、効率的な診療報酬明細書の点検を実施されるとともに、多受診防止について啓発に努めること。
- ・ 生活保護相談においては、ケースワーカーを中心に民生委員やソーシャルワーカーなど関係機関と連携し、きめ細かな対応・助言に努めること。また、適用には適正であることの確認を重ねて行うこと。
- ・ 国民年金や国民健康保険については意義や役割、相互扶助の必要性など情報提供を徹底し、納付率・収納率の向上に万全の体制で臨むこと。

○施策目的 10 適切な医療を受けることができるまちになる

- ・ 医療については、医師の偏在などにより厳しい状況にあるが、そのなかで「市民参加型」「市民協働型」の医療施策の展開に努めること。
- ・ 館林厚生病院を総合病院として機能を充実すること。特に小児科、産婦人科の再開を急務とすること。
- ・ 限りある医療資源と医療環境のなかで、市民一人ひとりがスムーズで効果的な地域医療を受けられる医療の流れ、整備に努めること。
- ・ 病院や診療所との機能分担と連携を進めて、「かかりつけ医・歯科医」を奨励し、市民が安心して地域医療を受けられるように努めること。

○施策目的 16 地域性に応じた土地利用ができているまちになる

- ・ まちなかのみならず、郊外の居住地においても、人口減少が進むことが予想されることから、人口減少に歯止めをかける対策に努めること。

○施策目的 17 まちなかににぎわいがあるまちになる

- ・ まちなかの在住・交流人口の増加をめざして、空き地、空き店舗の利用促進を図るため、税体系を含めた総合的な見直しに努めること。

○施策目的 24 多くの人が訪れたい個性と魅力のあるまちになる

- ・ 古くからこの地域では小麦の生産が行われ、うどんをはじめとするこな食文化が栄えてきたことから、「こな食文化の振興」に努めること。
- ・ 観光客が本市を訪れて、また来年も訪れたいよう、「わかりやすいルートの整備」「訪問者を受け入れやすい取り組み」に努めること。

(全般的事項)

さまざまな分野の人たちが、それぞれの立場を生かし、新しいまちの姿を考え、それを共通の基盤としてまちを創る「共創」という概念を基本として事業の実施を図ること。

館林市総合計画審議会

会 長	小 野 哲 夫				
副会長	日下部 信 孝				
副会長	山 村 章 子				
	青 木 一 夫	須 永	治		
	青 木 幸 雄	相 馬	進		
	阿久津 陽 子	竹 内 章 悟			
	泉 澤 信 哉	多 田 善 洋			
	猪 俣 芳 浩	田部井 俊			
	上 野 節 子	南 斎 直 樹			
	遠 藤 重 吉	林 井 徳次郎			
	岡 村 一 男	平 井 セツ子			
	金 子 康 一	中 上 光 夫			
	川 島 範 浩	藤 井 ミ イ			
	川 島 康 宏	古 屋 秀 樹			
	北 脇 秀 敏	星 勝 正			
	後 藤 達 範	増 田 和 敏			
	佐々木 忍	森 田 静 子			
	佐 手 英 夫	鎗 田 和 彦			
	島 崎 勉	吉 田 映			
	島 田 えり子	吉 野 高 史			
	莊 司 由利恵				

(50 音順)

策定経過

年 月 日	会 議 等	概 要
平成 21 年	4月28日	次期総合計画策定のための研修会 「成果志向の公共経営 ー作戦マネジメントの考え方と総合計画策定の役割ー」 講 師：明治大学公共政策大学院 北大路 信郷教授 対象者：市幹部職員(課長以上)
	7月 7日	総合計画策定委員会 策定方針・体制・日程・サポートチーム選出
		総合計画策定委員会事務局会議 策定方針・体制・日程・サポートチーム選出
	9月17日	計画主任・サポートチーム研修会 「総合計画の役割とアウトカムの定義」講演 講 師：(株)公共経営・社会戦略研究所 北大路 信郷研究員 対象者：計画主任 42 人・サポートチーム 21 人
	10月 1日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 郷谷公民館 出席者：約 60 人
	10月 3日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 西公民館 出席者：約 70 人
	10月15日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 多々良公民館 出席者：約 30 人
	10月20日	総合計画策定委員会 第5次総合計画策定に向けた市民意識調査の結果について
		「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 赤羽公民館 出席者：約 80 人
	10月25日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 城沼公民館 出席者：約 50 人
	10月29日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 中部公民館 出席者：約 30 人
	11月 2日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 六郷公民館 出席者：約 30 人
	11月 4日 ～5日	各課アウトカムヒアリング (株)公共経営・社会戦略研究所 北大路 信郷研究員 対象者：計画主任 42 人
	11月 9日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 大島公民館 出席者：約 30 人
	11月16日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 分福公民館 出席者：約 40 人
	11月24日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 三野谷公民館 出席者：約 70 人
	11月26日	総合計画策定委員会 基本構想骨子案・将来都市像・アウトカムリストについて
	11月27日	「館林市の将来を考える」 まちづくり懇談会 渡瀬公民館 出席者：約 60 人
	12月 1日	第1回総合計画審議会 委嘱式・役員選出・部会構成・日程・基本構想骨子(案)・ アウトカムについて・講演会
		総合計画審議会各部会 役員選出について

年	月	日	会 議 等	概 要
平成 22 年	1月	5日	総合計画策定委員会事務局会議	基本構想(案)・基本計画(案)について
	1月	18日	総合計画審議会福祉と健康の部会	基本構想(案)・基本計画(案)について
	1月	19日	総合計画策定委員会	基本構想(案)・基本計画(案)・アウトカムリストの進捗状況について
			総合計画審議会子育てと学びの部会	基本構想(案)・基本計画(案)について
	1月	26日	総合計画審議会環境と安全の部会	基本構想(案)・基本計画(案)について
	1月	27日	総合計画審議会都市と産業の部会	基本構想(案)・基本計画(案)について
	2月	2日	総合計画審議会子育てと学びの部会	基本計画(案)について
	2月	12日	総合計画策定委員会	基本構想(案)について
	2月	19日	第2回総合計画審議会	基本構想(案)について
	2月	24日	総合計画審議会子育てと学びの部会	基本計画(案)について
	3月	19日	総合計画審議会福祉と健康の部会	基本計画(案)について
	4月	7日	総合計画審議会環境と安全の部会	基本計画(案)について
	5月	17日	総合計画審議会都市と産業の部会	基本計画(案)について
	5月	21日	総合計画策定委員会	基本構想(案)・基本計画(案)について
	5月	29日	第3回総合計画審議会	基本構想(案)・基本計画(案)・指標について
			総合計画審議会各部会	基本構想(案)・基本計画(案)・指標について
	6月	1日	総合計画策定委員会事務局会議	総合計画策定状況について
	6月	29日	総合計画審議会福祉と健康の部会	指標・答申(案)について
	7月	6日	総合計画策定委員会事務局会議	基本構想(案)・基本計画(案)について
	7月	20日	総合計画策定委員会	基本構想(案)・基本計画(案)について
	7月	27日	第4回総合計画審議会	基本構想(案)・基本計画(案)・答申(案)について
			総合計画審議会各部会	基本構想(案)・基本計画(案)・答申(案)について
	8月	10日	第5回総合計画審議会	将来のまちの姿・指標・答申(案)について
			総合計画審議会都市と産業の部会	基本計画(案)・指標・答申(案)について
	8月	20日	第6回総合計画審議会	答申・今後のスケジュールについて
	11月	2日	総合計画策定委員会	基本構想(案)・基本計画(案)・基本計画データについて

館林市第五次総合計画策定に向けた市民意識調査

1 調査の目的

「たてばやし市民計画 2010（第四次総合計画）」が平成 22 年度に計画期間が終了するため、「第五次総合計画」の策定に向け、市民の市政に対する意見を伺い、新しい総合計画策定の基礎資料とするため実施しました。

2 分析方法について

①満足度

満足度得点は、「満足されている度合い」を得点化し、満足度の 5 段階それぞれに「十分満たされている」= 5 点から「ほとんど満たされていない」= 1 点までの得点を与え、項目ごとに回答者数で加重した平均得点を求め、満足度に関する人々の評価を指標化する。

②重要度

重要度得点とは、「重要である度合い」を得点化し、重要度の 5 段階それぞれに「きわめて重要」= 5 点から「まったく重要でない」= 1 点までの得点を与え、項目ごとに回答者数で加重した平均得点を求め、重要度に関する人々の評価を指標化する。

③ニーズ得点

「重要であり、かつ満足されていない」項目ほど何らかの対応が必要とされていると考えられる。ニーズ得点とは、そのような「対応の必要性」を指標化したものであり、下記のように定義される。

$$(\text{ニーズ得点}) = (\text{重要度得点}) \times (6 - \text{満足度得点})$$

3 調査の方法

- ①調査地域 館林市内全域
- ②調査対象 市内に在住する満 18 歳以上 80 歳未満(60,405 人)
- ③対象者数 2,000 人(約 3.31%)平成 21 年 8 月 1 日現在住民基本台帳人口 78,391 人
- ④抽出方法 住民基本台帳より等間隔無作為抽出(平成 21 年 9 月 1 日現在)
- ⑤調査方法 郵送調査法
- ⑥調査期間 平成 21 年 9 月 1 日～9 月 15 日

4 回収結果

回収者数：1,129 人 回収率：56.5%

No.	設問項目	No.	設問項目
1	体力の維持や増強に努めること	9	館林駅とその周辺施設(公共施設や商業施設など)の整備が行き届いていること
2	適切な(良質な)診断や治療が受けられること	10	まちなかの商店街やイベントに活気があること
3	病気の予防や健康の相談・指導が容易に受けられること	11	まちなかは個性や魅力があり、歩いていて楽しいこと
4	保育園が充実していること(時間帯・設備など)	12	やりがいのある仕事や自分に適した仕事ができること
5	小・中学校で子どもの能力を伸ばせる教育がうけられること	13	職業紹介や職業訓練のための施設や内容が充実していること
6	図書館などひとりでも勉強できる施設があること	14	手軽に買い物ができる環境が整っていること
7	生涯を通じて教養を高め、趣味を広げられること	15	工場などの立地が進み、働く場が多いこと
8	文化遺産や史跡が大事にされること		

No.	設問項目	No.	設問項目
16	起業家への経営指導、融資制度など経営支援体制が整っていること	30	まわりに親しめる自然があること
17	地元産の農作物が手軽に手に入ること	31	歩行者が、夜、安心して道を歩けること
18	農業の育成や支援などの取組みが整っていること	32	個人生活の秘密が守られること
19	魅力ある催しや地場産品があり、多くの人が訪れること	33	税金や法律問題などを気軽に相談できるところがあること
20	商品への不満や苦情について相談できるところがあること	34	ひとり暮らしの老人やひとり親世帯の人たちなどが安心して生活できること
21	公園や運動施設・グラウンドなどが利用しやすいこと	35	重度の要介護の老人や障がい者(児)がいる家庭のための福祉サービスが充実していること
22	スポーツ・クラブや趣味の会に気軽に入れて適切な指導が受けられること	36	安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること
23	家庭において、省エネ・省資源の工夫をしていること	37	市政に住民の要望や意見が十分採り入れられること
24	ゴミや下水が衛生的に処理されること	38	祭り、盆踊り、運動会など自分が住んでいる地域の行事が盛んなこと
25	通勤・通学が快適にできること	39	自分が住んでいる地域・社会をよくする活動ができる時間や機会があること
26	段差などが解消され、高齢者や障がい者が安心して移動できること	40	住民が集うための施設が自由に使えること
27	大気汚染、騒音、悪臭などの公害がないこと	41	能力や仕事と同じなら男女によって昇進・収入に差がないこと
28	地震、台風、火災などに対する防災と被災後の支援がしっかりしていること	42	高齢者や心身障がい者が希望すれば仕事につけること
29	子どもや老人でも車におびやかされず道を歩けること		

満足度得点の高い10項目、低い10項目

■満足度得点の高い項目

順位	設問番号	設問項目	得点
1	(30)	まわりに親しめる自然があること	3.44
2	(17)	地元産の農作物が手軽に手に入ること	3.38
3	(8)	文化遺産や史跡が大事にされること	3.32
4	(24)	ゴミや下水が衛生的に処理されること	3.31
5	(38)	祭り、盆踊り、運動会など自分が住んでいる地域の行事が盛んなこと	3.22
6	(23)	家庭において、省エネ・省資源の工夫をしていること	3.22
7	(21)	公園や運動施設・グラウンドなどが利用しやすいこと	3.10
8	(32)	個人生活の秘密が守られること	3.08
9	(6)	図書館などひとりでも勉強できる施設があること	3.07
10	(40)	住民が集うための施設が自由に使えること	3.07

■満足度得点の低い項目

順位	設問番号	設問項目	得点
1	(11)	まちなかは個性や魅力があり、歩いていて楽しいこと	2.05
2	(10)	まちなかの商店街やイベントに活気があること	2.32
3	(31)	歩行者が、夜、安心して道を歩けること	2.41
4	(15)	工場などの立地が進み、働く場が多いこと	2.42
5	(29)	子どもや老人でも車におびやかされず道を歩けること	2.46
6	(13)	職業紹介や職業訓練のための施設や内容が充実していること	2.56
7	(9)	館林駅とその周辺施設(公共施設や商業施設など)の整備が行き届いていること	2.58
8	(42)	高齢者や心身障がい者が希望すれば仕事につけること	2.61
9	(20)	商品への不満や苦情について相談できるところがあること	2.61
10	(26)	段差などが解消され、高齢者や障がい者が安心して移動できること	2.63

重要度得点の高い10項目、低い10項目

■重要度得点の高い項目

順位	設問番号	設問項目	得点
1	(2)	適切な(良質な)診断や治療が受けられること	4.42
2	(29)	子どもや老人でも車におびやかされず道を歩けること	4.37
3	(36)	安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること	4.33
4	(28)	地震、台風、火災などに対する防災と被災後の支援がしっかりしていること	4.29
5	(27)	大気汚染、騒音、悪臭などの公害がないこと	4.25
6	(26)	段差などが解消され、高齢者や障がい者が安心して移動できること	4.24
7	(24)	ゴミや下水が衛生的に処理されること	4.23
8	(34)	ひとり暮らしの老人やひとり親世帯の人たちなどが安心して生活できること	4.23
9	(35)	重度の要介護の老人や障がい者(児)がいる家庭のための福祉サービスが充実していること	4.21
10	(3)	病気の予防や健康の相談・指導が容易に受けられること	4.19

■重要度得点の低い項目

順位	設問番号	設問項目	得点
1	(38)	祭り、盆踊り、運動会など自分が住んでいる地域の行事が盛んなこと	3.44
2	(39)	自分が住んでいる地域・社会をよくする活動ができる時間や機会があること	3.47
3	(40)	住民が集うための施設が自由に使えること	3.52
4	(22)	スポーツ・クラブや趣味の会に気軽にに入れて適切な指導が受けられること	3.52
5	(16)	起業家への経営指導、融資制度など経営支援体制が整っていること	3.56
6	(20)	商品への不満や苦情について相談できるところがあること	3.58
7	(18)	農業の育成や支援などの取組みが整っていること	3.71
8	(10)	まちなかの商店街やイベントに活気があること	3.73
9	(7)	生涯を通じて教養を高め、趣味を広げられること	3.73
10	(19)	魅力ある催しや地場産品があり、多くの人が訪れること	3.74

ニーズ得点の高い10項目、低い10項目

■ニーズ得点の高い項目

順位	設問番号	設問項目	得点
1	(29)	子どもや老人でも車におびやかされず道を歩けること	15.46
2	(31)	歩行者が、夜、安心して道を歩けること	14.98
3	(11)	まちなかは個性や魅力があり、歩いていて楽しいこと	14.98
4	(26)	段差などが解消され、高齢者や障がい者が安心して移動できること	14.30
5	(36)	安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること	14.26
6	(15)	工場などの立地が進み、働く場が多いこと	14.14
7	(34)	ひとり暮らしの老人やひとり親世帯の人たちなどが安心して生活できること	13.93
8	(10)	まちなかの商店街やイベントに活気があること	13.71
9	(37)	市政に住民の要望や意見が十分採り入れられること	13.70
10	(13)	職業紹介や職業訓練のための施設や内容が充実していること	13.65

■ニーズ得点の低い項目

順位	設問番号	設問項目	得点
1	(38)	祭り、盆踊り、運動会など自分が住んでいる地域の行事が盛んなこと	9.56
2	(17)	地元産の農作物が手軽に手に入ること	9.99
3	(8)	文化遺産や史跡が大事にされること	10.10
4	(30)	まわりに親しめる自然があること	10.26
5	(40)	住民が集うための施設が自由に使えること	10.31
6	(22)	スポーツ・クラブや趣味の会に気軽にに入れて適切な指導が受けられること	10.83
7	(21)	公園や運動施設・グラウンドなどが利用しやすいこと	10.88
8	(39)	自分が住んでいる地域・社会をよくする活動ができる時間や機会があること	10.92
9	(6)	図書館などひとりでも勉強できる施設があること	10.96
10	(23)	家庭において、省エネ・省資源の工夫をしていること	11.13

館林市第五次総合計画・前期基本計画市民活動調査

◇ 調査目的

「館林市第五次総合計画・前期基本計画」では、市の目指す方向として次の8つの基本目的を設定しました。本調査では、計画策定にあたり、その8つの基本目的に対応した設問を設け、市民の皆様の活動に対する変化を調査し、新しい総合計画による市政運営の判断指針を得ることを目的としアンケート調査を実施しました。

【基本目的】

- I より良好な環境の形成・保全と安全安心なまち
- II 思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち
- III 心身ともに健康でいきいきと暮らせるまち
- IV 子どもたちが健やかに成長できるまち
- V 学ぶよろこびや豊かな心を育むまち
- VI 便利で快適な住みやすいまち
- VII 出会いと交流のある元気で活力のあるまち
- VIII まちづくりのしくみが整い発展できるまち

◇調査地域 館林市全域

◇調査対象 市内在住満20歳以上80歳未満の男女(58,724人)

◇対象者 1,500人(約2.55%)

◇抽出方法 住民基本台帳より等間隔無作為抽出

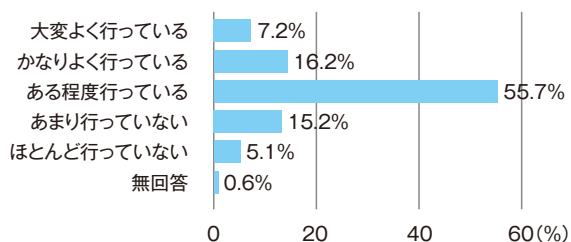
◇調査方法 郵便調査法

◇調査期間 平成22年3月31日～4月15日(16日間)

◇回収結果 回収者数：783人 回収率：52.2%

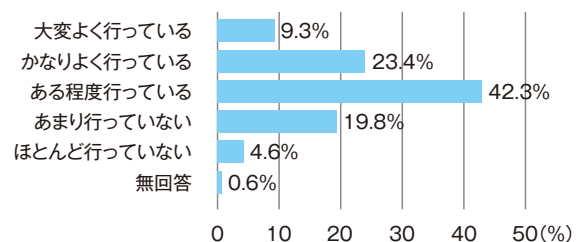
問1-(1)

地球温暖化を進めないよう、こまめな節電や冷暖房機の控え目な温度設定、自動車利用を避けるなど、CO₂の排出を抑制すること



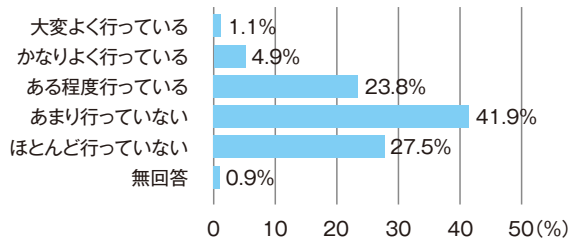
問1-(2)

ゴミ減量のために、過剰包装や使い捨て商品避けたり、不要品の譲りあいや修理修繕をして品物を長く使うようにすること



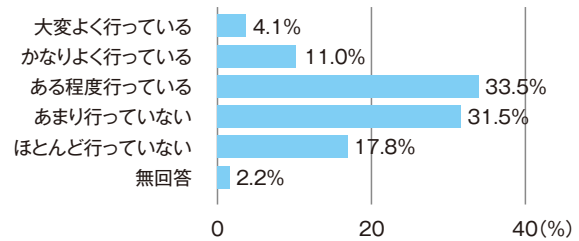
問1-(3)

災害に備えて家具の固定、水や食糧の備蓄、非常持ち出し品の用意などをすること



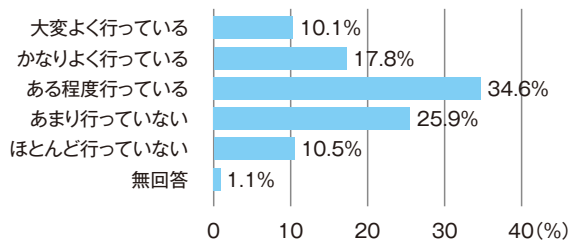
問1-(4)

防犯やお互いの見守りのため、ご近所の方達と声かけすること



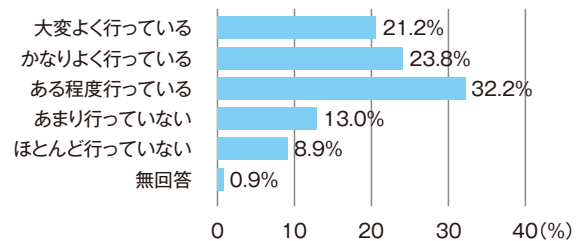
問1-(5)

健康の維持や体を鍛えるために運動をすること



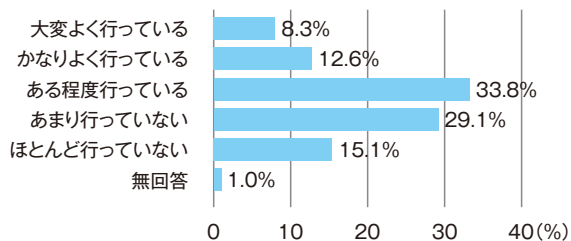
問1-(6)

定期的に健康診断を受けること



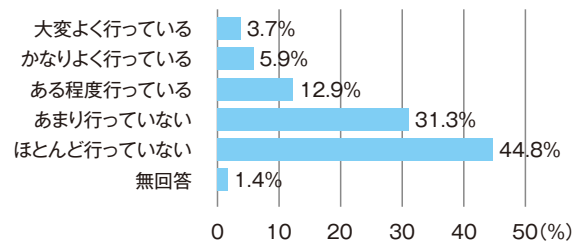
問1-(7)

自分を高めるために何かを勉強したり、研究したりすること



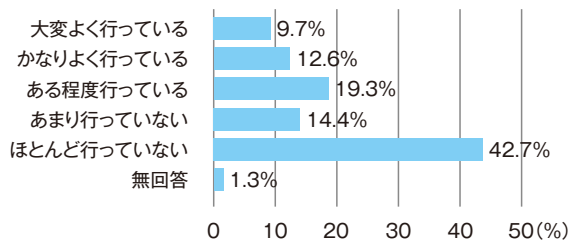
問1-(8)

音楽演奏、演劇、絵画、など自分自身で芸術文化活動を行うこと



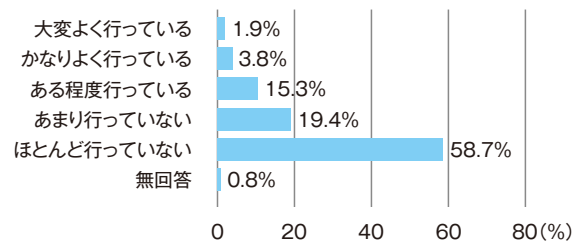
問1-(9)

インターネットを活用して情報検索や情報発信をすること



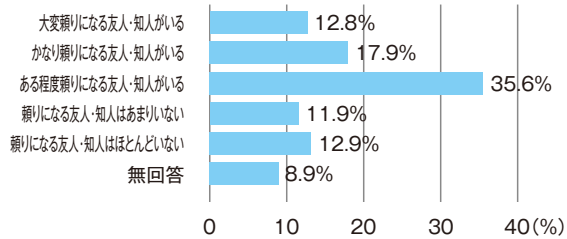
問1-(10)

館林市のホームページを閲覧すること



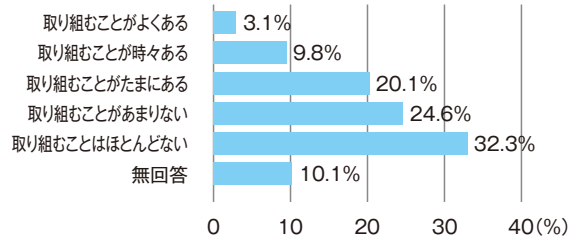
問2

あなたは、同居しているご家族などのほかに、お住まいの地域の中でとき
き相談したり、助けあったりする、頼りになる友人・知人をお持ちですか？



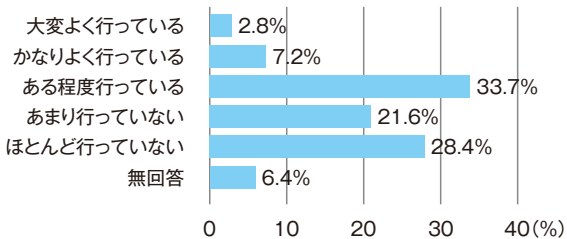
問3

あなたはこれまで、お住まいの地域の困った問題について、
ご近所の方達と協力して取り組むことがどの位ありますか？



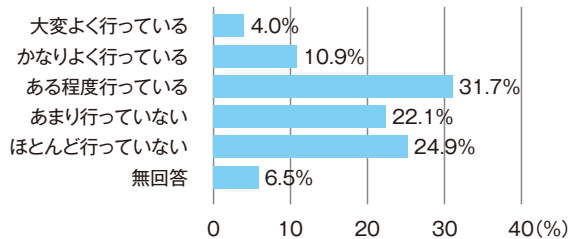
問4-（1）

清掃、環境美化・緑化、自然環境や動植物の保護
など、良好な環境をつくるための活動



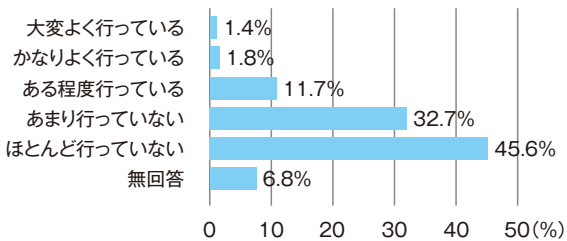
問4-（2）

不要品の回収や譲りあいなど、ごみの発生抑
制、再利用、再資源化のための活動



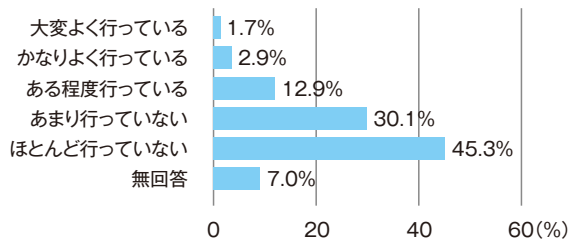
問4-（3）

自主防災組織による防災訓練など、災害時に被
害を最小限に抑えるための活動



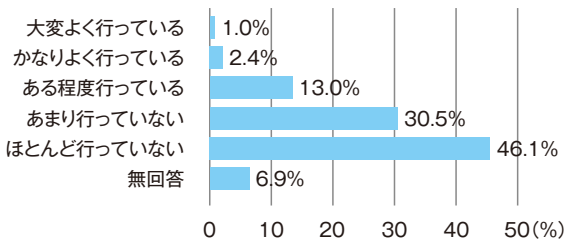
問4-（4）

地域ぐるみの自主防犯活動など、犯罪が起こり
にくい地域をつくるための活動



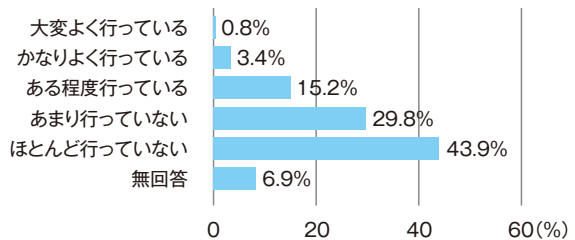
問4-（5）

障がい者や高齢者などが住みなれたまちで、い
きいきと生活できるよう、地域で支えあう活動



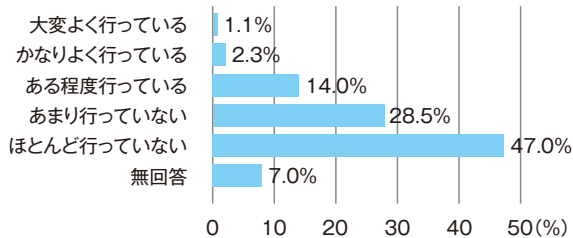
問4-（6）

地域の人々が心身ともに元気で暮らせるよう、
ともに健康づくりをするための活動



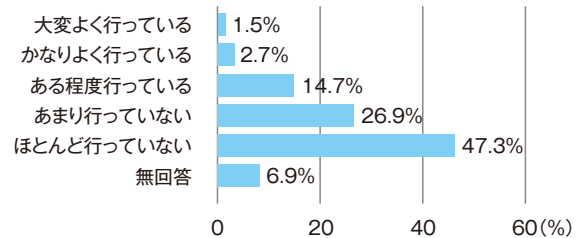
問4-(7)

子育ての不安や悩みを持つ親を助けて、子どもが元気に育つよう、子育てを応援する活動



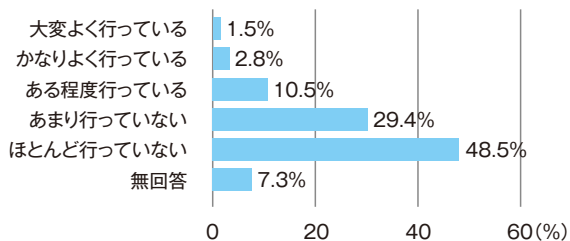
問4-(8)

地域の子ども達が、体力、学力、人間性などバランスよく健全に成長するよう、応援する活動



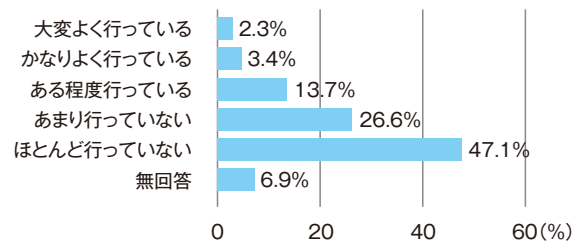
問4-(9)

芸術、文化、教養など、学ぶ意欲や知的好奇心をもつ地域の人々のために貢献する活動



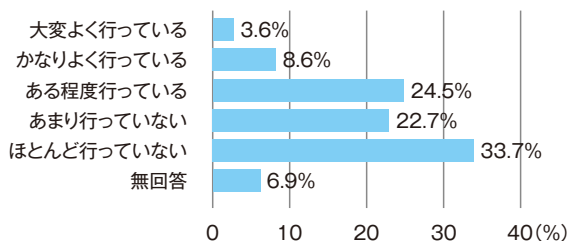
問4-(10)

スポーツを楽しむ地域の人々や、競技スポーツに取り組む市民のために貢献する活動



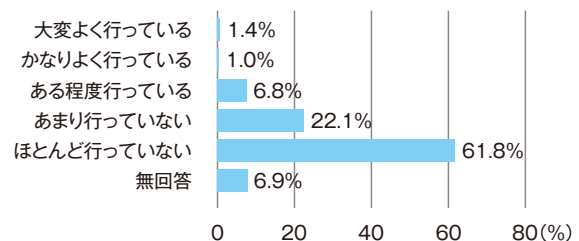
問4-(11)

地域の祭りや行事、イベントなど、地域の賑わいと活力を生み、人々のきづなを強める活動



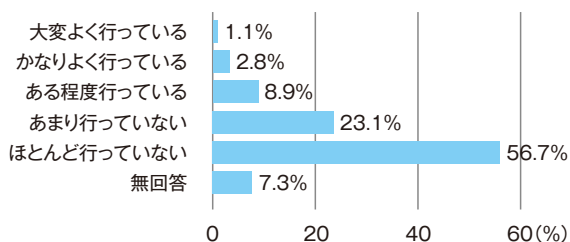
問4-(12)

観光や仕事などのため、国内外から来訪した方達を温かくもてなし、交流をすすめる活動



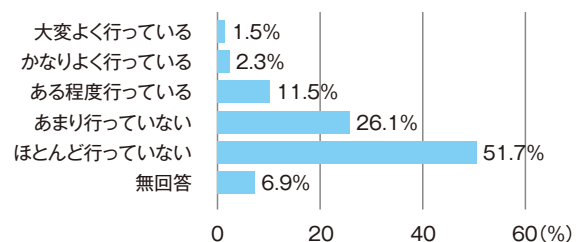
問4-(13)

男女や国籍などによる差別や偏見のない、人権が尊重される平和な社会をつくるための活動



問4-(14)

市政に積極的に参加し、行政と情報を共有しながら、共に魅力的なまちを創るための活動



個別分野計画の策定状況

分野	計画の名称及び期間	計画の目的(根拠法令等)
1 環境・安全	館林市公共下水道事業基本計画 (平成 23 年度～平成 38 年度)	社会情勢の変化に対応するため、上位計画である「利根川流域別下水道整備総合計画」の見直しにともない、本市においても、今後の下水道事業に資するために計画を策定するもの。(下水道法 第 4 条)
	第二次館林市環境基本計画 (平成 22 年度～平成 31 年度)	市の良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。(館林市環境基本条例 第 7 条)
	館林市地球温暖化防止活動実行計画Ⅲ (平成 23 年度～平成 27 年度)	市が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するもの。(地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条の 3)
	生活排水処理基本計画 (平成 9 年度～平成 23 年度) (平成 24 年度～平成 39 年度)	生活排水処理基本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市町村が長期的・総合的視野に立って、処理方法等の生活排水に係る基本計画を定めるもの。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条第 1 項)
	館林市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	社会情勢の変化に対応し、循環型社会の構築を目指すため、新たなごみの減量化・3R の推進等適正処理を行うため、策定するもの。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条第 1 項)
	館林市水道ビジョン 計画(平成 21 年度～平成 30 年度)	厚生労働省が策定した「水道ビジョン」で示された水道のあるべき姿に対し、本市水道事業の現状と課題を明確にし、概ね 10 年間の水道経営の方向性と具体的な施策を推進するための基本的な考え方を掲示するために策定するもの。(厚生労働省 平成 16 年 6 月「水道ビジョン」)
	館林市地域防災計画	関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における風水害、雪害、事故災害、火災及び地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。(災害対策基本法 第 42 条)
	第 9 次館林市交通安全計画 (平成 23 年度～平成 27 年度)	交通事故が「市民の安全を脅かす最も身近な危険」となっている状況から、交通事故の防止には従来にも増して全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題となっており、人命尊重の理念のもと、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱として策定するもの。(交通安全対策基本法 第 26 条第 1 項)
	館林市国民保護計画	住民等の生命、身体及び財産を保護する責務に照らして、国民の保護のための措置を適確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、館林市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めるもの。(国民保護法 第 35 条)
	館林市耐震改修促進計画 (平成 20 年度～平成 27 年度)	市内における建築物について具体的な目標を定めて、耐震診断と耐震改修の促進に取り組み、地震災害から市民の生命や財産を守ることを目的とする。(建築物の耐震改修の促進に関する法律)
	館林市災害廃棄物処理計画	館林市地域防災計画を補完し、そこで想定される地震や水害に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、策定するもの。(震災廃棄物対策指針・水害廃棄物対策指針)
2 福祉	館林市地域福祉計画 (平成 24 年度～平成 28 年度)	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定し、すべての市民が人生のライフステージに応じて、安心して充実した生活が生涯おくれるよう、保健・医療・福祉の充実と心かよう地域福祉社会の実現を目指す。(社会福祉法 第 107 条)
	館林市高齢者いきいきプラン ＜館林市高齢者福祉計画＞ (平成 21 年度～平成 23 年度) (平成 24 年度～平成 26 年度)	老人福祉事業の量の目標及び量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定める。(老人福祉法 第 20 条の 8)
	館林市高齢者いきいきプラン ＜介護保険事業計画＞ 第 4 期(平成 21 年度～平成 23 年度) 第 5 期(平成 24 年度～平成 26 年度)	介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込み量の確保のための方策、サービス事業者間の連携の確保などの円滑な提供を図るための事業に関する事項、保健給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項などについて定める。(介護保険法 第 117 条)
	館林市障害者計画 1 期(平成 19 年度～平成 23 年度) 2 期(平成 24 年度～平成 28 年度)	地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即した障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するもの。(障害者基本法 第 9 条第 3 項)
	館林市障害福祉計画 2 期(平成 21 年度～平成 23 年度) 3 期(平成 24 年度～平成 26 年度)	障害者自立支援法第 8 条第 2 項に定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定める。(障害者自立支援法 第 88 条第 1 項)
3 健康	健康たてばやし 21 一次(平成 17 年度～平成 22 年度) 二次(平成 23 年度～平成 27 年度)	市民の健康の増進に関する施策についての計画(健康増進計画)であり、国の基本方針や県の健康増進計画を勘案して、地域の実情に応じた戦略的な基本計画と執行的行動計画。(健康増進法 第 8 条)
4 子育て	館林市次世代育成支援行動計画 ＜後期計画＞ (平成 22 年度～平成 26 年度)	家庭や地域社会における「子育て機能の再生」の実現に向けて、2 期 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「館林市次世代育成支援行動計画(前期計画)」の期間満了にともない、前期計画に係る検証を行ったうえで新たに策定するもの。(次世代育成支援対策推進法 第 8 条第 1 項：H 26 年度までの時限立法)

分野	計画の名称及び期間	計画の目的(根拠法令等)
5 学 び	館林市子ども読書活動推進計画 (平成 21 年度～平成 25 年度)	子どもの読書活動に関する環境作りを進めるため策定するもの。(子どもの読書活動の推進に関する法律)
	名勝「躑躅ヶ岡(ツツジ)」管理のための計画 (平成 21 年度～平成 23 年度)	国指定文化財であり市の観光資産でもある「躑躅ヶ岡」の恒久的かつ適切な保存と管理をおこなっていくための計画を策定するもの。(文化財保護法 第 125 条)
	群馬県指定天然記念物「茂林寺沼及び低地湿原」保護保全のための計画 (平成 22 年度～平成 23 年度)	文化財保護の観点から、将来に渡って保護保全をおこない、指定文化財としての「茂林寺沼及び低地湿原」を後世に伝えていくための計画を策定するもの。(群馬県文化財保護条例 第 42 条)
	第一次館林市生涯スポーツ振興計画 前期：平成 14 年度～平成 18 年度 後期：平成 19 年度～平成 23 年度 第二次館林市生涯スポーツ振興計画 前期：平成 24 年度～平成 28 年度 後期：平成 29 年度～平成 33 年度	この計画は、『～いつでも、どこでも、だれでも楽しくスポーツ～』をテーマに、市民のさまざまなスポーツに応えるため、スポーツ環境の整備、充実を努めるとともに、市民が主体的にスポーツ活動を行うことをサポートするために、重点的に対策を図るもの。(スポーツ振興法 第 4 条)
6 都 市	館林市地籍調査事業十箇年計画 (平成 23 年度～平成 31 年度)	地籍調査事業を特に緊急に実施することを必要とする地域を、計画的に地籍調査を行うことにより、筆界及び地籍が明確になり、社会資本整備等の土地利用が円滑に実施できる。(国土調査促進特別措置法 第 3 条)
	館林市都市計画マスタープラン (目標年次：H37 年度)	住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて、地域に密着した見地から創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。(都市計画法 第 18 条の 2)
	(仮称)中心市街地活性化基本計画 ※策定予定	「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な施策を多様な主体が連携して推進することにより、中心市街地の活性化を図ることはもとより、中心市街地を核とした地域全体の振興と秩序ある整備を図り、全住民の生活の向上と地域経済の発展を図る。(中心市街地の活性化に関する法律 第 9 条)
	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	自治体が管理する道路橋は今後急速に高齢化することから、橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減を図る。(国道国防第 215 号及び国道地環第 43 号通知 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱)
	館林市市営住宅長寿命化計画 (平成 23 年度～平成 32 年度)	安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善、建替などの市営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を目的に策定するもの。(住生活基本法 第 6 条)
7 産 業	酪農・肉用牛生産近代化計画 (平成 23 年度～平成 32 年度)	酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するために、生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標、経営改善、飼料の自給度の向上に関する計画を策定するもの。(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律)
	農業振興地域整備計画	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に策定するもの。(農業振興地域の整備に関する法律)
8 計 画 推 進	館林市男女共同参画基本計画 (平成 19 年度～平成 23 年度) (平成 24 年度～平成 28 年度)	男女が性別にかかわらずその個性や能力を十分発揮し、お互いに尊重し、協力しあいながら社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けて計画的に推進していくため。(男女共同参画社会基本法 第 14 条)
	第五次行政改革大綱 (平成 22 年度～平成 26 年度)	厳しい財政状況のなかで、山積する諸課題に対応するため、効率的で生産性の高い行政経営の実現、持続可能な行財政基盤の確立を目指し、行政改革を推進するもの。
	館林市職員定員適正化方針 (平成 23 年度～平成 27 年度)	第五次総合計画の円滑な推進、第五次行政改革大綱の具現化のため、必要な組織のあり方や職員数等についての方針を定めるもの。
	公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画 (平成 22 年度～平成 26 年度)	国の措置により認められた公的資金補償金免除繰上償還により、高金利の地方債の公債費負担を軽減するために策定するもの。
	館林市人材育成基本方針 (平成 21 年度～平成 30 年度)	公務を取り巻く環境の変化に対応していくため、職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、意欲・姿勢などの意識改革を行うことを目的とし、市民満足度向上のための系統だった人材育成を実現するためのマスタープランとして策定するもの。(地方公務員法 第 39 条)
	館林市土地開発公社経営健全化計画 (平成 23 年度～平成 27 年度)	公社の経営改善を図るため、具体的な数値目標を定めた経営健全化計画を策定し、市による公社保有地の計画的な再取得と、公社による民間売買処分を推進するもの。(土地開発公社経営健全化対策措置要領)

たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画

平成 23 年 3 月発行

発行：館林市

編集：政策企画部企画課 〒 374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号 TEL 0276-72-4111 FAX 0276-72-3297

印刷：(有)齋藤紙業社

An aerial photograph of Tatebayashi City, Japan, showing a dense urban area with a grid-like street pattern, surrounded by green fields and a river. The sky is blue with scattered white clouds.

THE STRATEGIC PLAN
CITY OF TATEBAYASHI
2020

2011⇒2020